

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の
令和7年度における業務の実績に関する自己評価

令和8年

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 年度評価 目次

1－1－1	評価の概要	・・・ p 1
1－1－2	総合評定	・・・ p 2
1－1－3	項目別評定総括表	・・・ p 4
1－1－4－1	項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）	
	項目別評価調書 No. I－1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	・・・ p 6
	項目別評価調書 No. I－2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	・・・ p 26
	項目別評価調書 No. I－3 特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援	・・・ p 43
1－1－4－2	項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）	
	項目別評価調書 No. II－1 業務運営の効率化に関する事項	・・・ p 75
	項目別評価調書 No. III－1 財務内容の改善に関する事項	・・・ p 84
	項目別評価調書 No. IV－1 その他業務運営に関する重要事項	・・・ p 93
別添	中期目標、中期計画、年度計画	・・・ p 112

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所		
評価対象事業年度	年度評価	令和7年度	
	中期目標期間	令和3年度～令和7年度（第5期）	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	文部科学大臣			
法人所管部局	初等中等教育局	担当課、責任者	特別支援教育課、	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課	

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

…実績報告時に法人が記載する項目。

…評価時に所管課が記載する項目。

1. 全体の評価					
評価 （S、A、B、C、 D）		（参考）本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		B	A	A	
評価に至った理由					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で 特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した 課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命 令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

※ 評定区分は以下のとおりとする。（「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準（平成 27 年 6 月 30 日文部科学大臣決定、令和 4 年 3 月 25 日一部改定。以降「評価基準」とする）」p14～参照）

S：中期目標管理法の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1. 特別支援教育に係る実 際の・総合的研究の推進に よる国の政策立案・施策推 進等への寄与及び教育現場 への貢献	B○重	A○重	A○重			I-1	
2. 各都道府県等における 特別支援教育政策や教育実 践等の推進に寄与する指導 者の養成	A○重	S○重	A○重			I-2	
3. 総合的な情報収集・発 信や広報の充実及び関係機 関等との連携強化を通じた 特別支援教育に関する幅広 い関係者の理解の促進	B○重	A○重	A○重			I-3	

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
1. 業務運営の効率化に関 する事項	A	B	A			II-1	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
1. 財務内容の改善に関す る事項	B	B	B			III-1	
Ⅳ．その他の事項							
1. その他の事項	B○重	A○重	A○重			IV-1	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、本評価書の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。

※5 評価区分は以下のとおりとする。（評価基準 p11～12）

S：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「財務内容の改善に関する事項（Ⅲ）」及び「その他業務運営に関する重要事項（Ⅳ）」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第1号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元することは、インクルーシブ教育システムの構築を図る上で不可欠であることから、重要度は高い。		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
研究課題の実施件数	毎年度 5～7件	8 ※前期目標値 「毎年度10件 程度」	6件	6件	5件	5件	5件	予算額（千円）	308,332	303,567	296,198	308,301	271,931
研究成果の教育現場等での活用状況	6割以上	89.4%	82.5%	81.9%	83.3%	77.2%	71.5%	決算額（千円）	268,423	259,263	236,925	258,168	285,989
研究活動の外部評価（研究終了時の評価で5段階で4以上の割合）	100%	100%	—（3年度に終了した研究課題はない）	100%	100%	—（6年度に終了した研究課題はない）	100%	経常費用（千円）	275,126	264,010	242,141	248,268	292,278
								経常利益（千円）	503	7,536	9,037	8,074	0
								行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	276,345	264,010	242,141	248,268	292,278

										従事人員数	22	20	19	20	19
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------	----	----	----	----	----

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
(1) 国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及 ＜主な定量的指標＞ ・国の政策立案・施策実施や教育現場の喫緊の課題解決のために必要な調査研究を、大学や国の研究機関等多様な機関との連携を進めながら、毎年度5～7件程度実施する。	＜主要な業務実績＞ 【国の政策立案・施策推進や教育現場の喫緊の課題解決への寄与＜定量的指標、その他の指標＞】 ア 研究課題の実施状況 令和7年度には、重点課題研究4課題と障害種別特定研究1課題に取り組んだ。実施した研究成果の概要は以下のとおり。 (ア) 重点課題研究の実施 ○特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究（R5-7） (目的) 本研究は、過去の検討過程で検討された論点や現行学習指導要領に基づいて編成される教育課程の編成・実施・評価・改善などの状況から論点となりうるものなどを整理し、それらの実践事例があればそれを整理・分析する。また、それぞれの論点について、実現することで達成される教育的効果や実施するための諸条件等を整理するとともに、学習指導要領における記載の在り方等を整理することにより、次期学習指導要領改訂のための検討に必要な知	＜評価＞ 評価：A 主な定量的指標、その他の指標において、いずれも所期の目標を上回る成果が得られたものとする。また、評価の視点にある主務大臣からの指摘事項等への対応も行っていることから、A評価とした。 所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。 ＜根拠＞ 研究基本計画に基づき、重点課題研究4件、障害種別特定研究1件、<u>合計5件を実施し、目標である課題数を着実に実施することができた。</u> すべての研究課題において、文部科学省の視学官及び特別支援教育調査官に研究協力者として参画いただいたことで、<u>随時、国の動きに係る情報や、政策的な観点からの助言を得ながら、研究内容の充実を図った。</u>また、関係団体、大学研究者、有識者等に研究協力機関・研究協力者として参画いただいたことで、<u>各現場の実践的な知見や有識者の持つ知見を、各研究の調査内容や考察等に大いに反映できたことで、質の高い研究成果につながられた。</u> さらに、毎年度、外部有識者による評価を受けることで、<u>様々な立場や専門分野からの幅広い視点を取り入れた研究の充実につながった。</u>令和7年度に実施した5課		

	見を提供する。 (実施内容) 次期学習指導要領改訂に向けた基礎資料や検討すべき論点等の提示を目的とし、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた質の高い特別支援教育の在り方を多角的に検討した。 主な成果として、特別支援学校（知的障害）において、「単元シート」や「学びの履歴」等を活用した指導と評価の一体化およびカリキュラム・マネジメントの具体的なプロセスを構造化するとともに可視化を図った。また、特別支援学校の教育課程編成の弾力的な運用については、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の適正な理解と運用が重要であり、より一層の理解を促すための「要点ガイド」を提案した。 加えて、小・中・高等学校を対象とした特別の教育課程編成等に関する調査では、「特別支援教育全体計画」の作成が、各学校における特別支援教育推進の観点から、教育課程編成のプロセスの可視化や共有化を図る重要なツールとなっており、学校全体の組織的な取組を発展させる役割があることを明らかにした。 結論として、学校教育目標と指導内容の論理的な整合性の可視化や、個別の指導計画を軸とした教育課程編成等の不断の改善システムの構築が、特別支援教育の質を担保するという中核的な論点を提示した。 ○多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実に関する研究－通常の学級に在籍する子供への指導・支援に焦点を当てて－（R5-7） (目的) 本研究は、インクルーシブ教育システムの構築の具現化を見据え、小中学校等（義務教育段階）の通常の学級に在籍する多様な教育的ニーズのある子供への指導・支援について、各学校がどのよう	題について、以下の<u>外部評価委員のコメントから</u>、各研究課題について、<u>国の政策立案・施策推進等や教育実践などへの寄与について、十分期待されるものと評価をいただいた。</u> イ 重点課題研究 ○特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究 ＜外部評価委員の主なコメント＞ ・ 特別支援教育に係る教育課程の在り方について、多様な学びの場を視野に入れながら検討を行ったものであり、<u>次期学習指導要領の改訂に向けた議論に必要な知見や論点を提供する意義を有している</u>と考えられる。 ・ その成果物が多様な学びの場において活用できる成果物であること、それが、今後の学校経営にも結び付いていく可能性が大きいこと、ひいては、その成果をもとに、<u>児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育が行われ、特別支援教育全体の向上にもつながっていく</u>ことなどが考えられ、評価に値する。 ○多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実に関する研究－通常の学級に在籍する子供への指導・支援に焦点を当てて－ ＜外部評価委員の主なコメント＞ ・ 特別支援教育のさらなる充実・発展に向けては、多様な教育的にニーズのある児童生徒が増加している<u>小・中学校、とりわけ通常の学級での指導・支援に焦点を</u>	
--	---	---	--

	にして学級経営や授業、校内支援体制を充実させているかを明らかにし、海外の取組も参考にしながら、人口や学校の規模等を踏まえて参考となる学校事例を抽出・検討し、今後の国や自治体の施策や、学校現場で活用できる資料を提供する。 (実施内容) 小・中学校の通常の学級に在籍する多様な教育的ニーズのある子供の学びの充実を図るため、効果的な指導・支援及びそれらを支える校内体制の観点を明らかにすることを目的として実施した。研究の推進に当たっては、海外の取組も参照しながら検討を進め、学校事例とあわせて、今後の国や自治体の施策及び学校現場での活用に資する資料として整理した。 成果報告書では、学びの充実を図るための4観点22項目の精緻化の経緯を示すとともに、「項目が意味すること」を付記し、教育委員会及び学校の取組例を提示した。さらに、観点と項目に基づく学校事例に加え、学校の取組における観点的活用事例を示すことで、自治体施策や学校現場における活用を促した。加えて、韓国及びスウェーデンにおけるインクルーシブ教育システムの取組を概観し、通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供の学びの充実に向けた示唆を得た。 ○共生社会の担い手を育む教育に関する研究－障害理解教育の検討を中心に－ (R5-7) (目的) 本研究は、小・中学校の通常の学級において、多様性を理解し尊重できるようになるための教育、つまり、「共生社会の担い手を育む教育」について、具体的な内容、方法を検討し、教育現場に提供することを目的とする。目的達成に向け、現在、小・中学校の通常の学級で実施されている障害理解教育に関する情報収集と検討を行うことを中心とし、併せて、日常の授業や学級経営において行わ	<u>当てた研究の意義は大きい。</u> - 通常の学級に在籍する多様な教育的ニーズのある子供の学びの充実に向けた「4観点22項目」を整理・提案するとともに、その活用モデルや具体的実践例を示すことができた。特に「4観点22項目」を重層的な指導・支援のイメージ図として整えたこと、教育委員会、学校の取組例を一覧表として整理されたことは、<u>教育行政・学校現場双方に活用可能な優れた研究成果</u>となっている。 ○共生社会の担い手を育む教育に関する研究－障害理解教育の検討を中心に－ <外部評価委員の主なコメント> <u>全国規模の調査に基づく提案や提言は、各学校や都道府県教育委員会ではできないものであり、国の方向性を示すものとして研究所が実施したことに大きな意味がある。</u> - 研究の成果を報告書の論文としてまとめることに留めずに、<u>本研究で3年間取り組んだすべての研究成果</u>	
--	---	--	--

	れている多様性を尊重し理解するための実践についても情報収集と検討を実施する。それらを踏まえ、小・中学校の通常の学級で実施可能なモデルを作成し、その妥当性を検討する。作成するモデルでは、実際の事例を示しながら内容を説明し、小・中学校の通常の学級の教師が、「共生社会の担い手を育む教育」を実施する必要性を理解でき、「自分の学級でも実施してみたい」、「実施してよかった」と実感できるものを目指す。また、次期改訂に向け、学習指導要領等における障害理解教育の記載の在り方についても検討する。 (実施内容) 本研究の目的達成に向け、これまでの3年間で、小・中学校の通常の学級の授業や学級経営において行われている多様性を尊重し理解するための実践や障害理解教育に関する情報収集と検討等を実施してきた。令和7年度には、それらの結果から、主に小・中学校の通常の学級で実践することが実施可能な『共生社会の担い手を育む教育ガイド』を作成した。『ガイド』は、「理論編」、「障害理解授業編」、「学級経営編」、「学校経営編」の4編で構成した。 「理論編」では障害や共生社会等について基本的な事項をQ&A形式で解説した。「障害理解授業編」では障害理解授業の基本となる内容をQ&A形式で解説し、実践事例を紹介した。「学級経営編」では、通常の学級の授業や学級経営における多様性の理解と尊重について実践事例を紹介した。「学校経営編」では、小学校の学校経営における多様性の理解と尊重について管理職に寄稿を依頼し紹介した。 『ガイド』は研究協議会等において、学校現場、文部科学省を含む教育行政担当、大学等の有識者に検討していただき、妥当性が確認された。今後は『ガイド』の普及を行い、「共生社会の担い手を育む教育」が全国のすべての学校で実施されることを目指したい。	<u>を活用し、「ガイド」を作成している。</u>日々の学級経営や授業で活用できるヒントや実践事例が多く紹介され、<u>教育現場での活用が大いに期待できる。</u>また、小・中学校の障害理解授業の指針として活用するだけでなく、<u>特別支援学校がセンター的機能を発揮する際の指針としても活用が期待できる。</u>	
--	---	---	--

	○障害のある児童生徒のキャリア教育の充実に関する研究（R6-7） （目的） 本研究は、障害のある児童生徒の意思決定を支える上での特別支援学校におけるキャリア・パスポート（趣旨を踏まえた類似の取組を含む）を活用した指導・支援にかかる障害特性への工夫について調査した上で、事例を収集し、整理する。個別的教育支援計画等との関連性等について課題を整理する。この結果を次期の学習指導要領解説等で示すことが期待される事項の提案を含め、国の政策形成の際の検討資料として提供する。 （実施内容） 本研究では、障害のある児童生徒の意思決定を支える上での特別支援学校における「キャリア・パスポート」（趣旨を踏まえた類似の取組を含む）を活用した指導・支援に係る障害特性への工夫について調査した上で、事例を収集し、整理すること、個別的教育支援計画等との関連性等について課題を整理することを目的にした。 予備調査を踏まえ、国内の特別支援学校を対象とした質問紙調査を悉皆で行うとともに、好事例についてインタビュー調査を行った。この結果から、特別支援学校における「キャリア・パスポート」の導入・作成に向けた状況は、学部段階及び障害種により、指導・支援の在り方の重点が異なるとともに、自己評価と意思決定の違いに応じて、関与の程度や手続きが調整されていること、また、特別支援学校における「キャリア・パスポート」の作成・活用に当たり、児童生徒の障害特性及び個々の実態に応じて、個別説明の量やタイミングが調整されており、本人の主体的な選択・決定を損なわないよう、教員の関与の程度が調整されていること、加えて、特別支援学校において「キャリア・パスポート」は、個別的教育支援計画と個別的教育指導計画等によって代替することには限界があり、学校として「キャリア・パスポート」を作成・活用することは、本人の振り返りを日常的に保障するための基盤として重要であることを整理した。これらを	○障害のある児童生徒のキャリア教育の充実に関する研究 ＜外部評価委員の主なコメント＞ ・ 特別支援学校におけるキャリア・パスポートの活用について、実態調査や具体的事例を基に整理しており、研究成果は大変優れていると評価できる。<u>とりわけ、子ども自身の思いや選択を大切にし、意思決定を支える視点が明確であり、学校現場での指導・支援に直結する知見が示されている点は意義深い。</u> ・ 現在あちこちで研究が活発に行われている「障害のある児童生徒の意思決定支援」という観点からキャリア設計について論じた<u>先進的な研究であり、具体的に充実した成果を生んだ研究として高く評価する。</u>	
--	---	--	--

	踏まえ、次期の学習指導要領解説等で示すことが期待される事項として、障害のある全ての児童生徒を対象とした「キャリア・パスポート」の作成・活用の提案を行った。 当初の計画にはなかったが、研究結果を教育現場に届きやすい形にするため、インタビュー調査で聞き取った内容を整理し、事例集を作成するとともに、研究成果紹介パンフレットを作成した。 (イ) 障害種別特定研究の実施 ○肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究 (R5-7) (目的) 本研究は、肢体不自由の障害特性を踏まえながら学習指導要領に示される資質・能力の育成を目指した ICT 機器を活用した各教科等における授業に焦点をあて、効果的な指導方法や教材教具の活用、それを支える教員研修に係る情報を収集する。そして、それぞれの取組の成果や効果、課題等を整理して、地方自治体や教育現場の取組に役立つ知見を提供する。 (実施内容) 本研究では、肢体不自由のある児童生徒の学びを充実させるための ICT 活用の在り方を明らかにすることを目的として、質問紙調査及び事例研究を実施した。調査結果は、リーフレットと本研究所研究紀要第 52 巻で公表している。事例研究では、特別支援学校 14 校、小学校 4 校、中学校 1 校の計 19 校を研究協力機関として、デジタル教科書の活用、遠隔合同学習、コミュニケーション支援、アバターロボットの活用、外部機関との連携、校内研修など、計 40 の実践事例を収集・分析した。これらの事例を、教科指導の効果を高める ICT 活用と、障害による困難の改善・克服を支える ICT 活用という二つの視点から整理し、ICT 活用実践事例集として Web で公開した。さらに、研究成果を教育現場で活用できるよう、「肢体不自由教育における ICT 活用ハンドブック」を作成した。本ハンドブックでは、学	ロ 障害種別特定研究 ○肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究 <外部評価委員の主なコメント> - わが国の肢体不自由教育における ICT 活用の現状と課題を整理するとともに、<u>教育現場が主体的に課題解決と一層の推進に臨むために必要な知見を提供している</u>。教育現場等の喫緊の課題解決への寄与のみならず、<u>国の特別支援教育政策の推進に寄与する研究</u>として大いに評価できる。 <u>ICT 活用実践事例集に掲載されている事例は</u>、「4 観点 9 項目」に基づいて ICT 活用の場面が体系的に整理されており、授業づくりにおいて、どのようなねらいのもとで ICT を活用するのかを一目で把握できる構成となっている点が高く評価できる。そのため、<u>初任者を含め、幅広い教員が実践に活用しやすい内容</u>となっており、<u>実践的な資料として大変優れている</u>。	
--	--	---	--

<その他の指標> ・国との協議を経て研究体系を策定し、研究の必要性や方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等を踏まえ、戦略的かつ組織的に研究を実施したか。	習指導要領を踏まえた教科等の指導における ICT 活用の具体例を示すとともに、ICT 活用の 4 観点 9 項目に基づく索引を設け、学校や教育委員会が実践を参照しやすい構成とした。これらの研究成果は、自治体や学校における ICT 活用の推進に資する基礎資料として活用されることが期待される。 イ 戦略的かつ組織的な研究の実施 「研究基本計画」に基づき、各地域や学校現場におけるインクルーシブ教育システム構築の動きが一層本格化する状況や現行の学習指導要領等の実施に伴い、以下に示すとおり、障害種の枠を超えて国の特別支援教育政策の推進、又は教育現場の喫緊の課題解決に寄与する研究として<u>重点課題研究 4 課題、各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究として障害種別特定研究 1 課題の計 5 件の研究を実施した。</u> それぞれの研究課題において、文部科学省から特別支援教育調査官、都道府県等教育委員会からの推薦機関、各種学校長会からの推薦者、特別支援学校等の校長及び教員、専門的な知見を有する大学教員等を研究協力者として委嘱した。さらに、福祉・医療機関等の関係諸機関にも研究協力者・機関を依頼し、密接な連携・協力のもとに研究を実施した。 重点課題研究及び障害種別特定研究については、研究職員のそれぞれの専門性を生かした研究チームを編成し、重点課題研究の 4 課題に 33 名の研究職員を、障害種別特定研究の 1 課題に 5 名の研究職員を配属した。 研究を効率的かつ効果的に進めるため、文部科学省、学校長会、大学等の関係機関・団体と研究課題に関する意見交換、情報共有、全国調査時の課題共有などを含めた連携により、それぞれの研究資源を共有した。特に、文部科学省からの情報提供により政策的な動向を踏まえて研究を進めたほか、全国特別支援学校長会の各種の調査は、関係する研究班等が調査に協力して調査結果を共有した。		
--	--	--	--

<その他の指標> ・研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、文部科学省との協議、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行った上で研究を行ったか。 ・期待される研究成果を明確化した上で、研究計画の立案をしたか。	ウ 協議やニーズ調査等を踏まえた研究の実施 令和８年度は、横断的研究４課題を全て新規で行うこととなっている。その決定と研究の企画・立案に当たっては、文部科学省の担当調査官との協議や所内での検討及びヒアリング等を経て決定した。令和８年度に実施する研究課題についてのニーズ調査については、令和８年４月７日～令和８年５月８日にかけて、全国の都道府県・市区町村等教育委員会、特別支援教育センター、教員養成大学、各種学校長会、教育長会等を対象として、当研究所のホームページ上で実施した。なお、このニーズ調査においては、横断的研究についてのニーズとともに、障害種別研究班が実施する研究についてのニーズに関しても調査した。 その結果、令和８年度に実施する横断的研究の研究課題（計４課題）について 174 件、障害種別研究班が実施する研究について 19 件、その他について 16 件の回答があった。これらの回答のうち、横断的研究についての意見では、取組のためのモデルや判断フローチャート、参考となる具体的な取組の提示、各地域や学校で活用できる事例集の提供、等を求める意見等があった。これらの意見を踏まえて、教育現場で活用しやすく、各学校で取組を進めるために役立つ研究成果の示し方や研究成果物について所内で検討し、成果を工夫して分かりやすく示すことや、ガイドブック、事例集の作成を計画する等、各研究課題の計画・内容の改善を行った。また、障害種別研究班が実施する研究についての意見では、各障害領域の現状に基づき、特別支援学校での在籍者数の減少に対応した学びの充実に資する研究、自立活動の指導の充実に資する研究、通常の学級や特別支援学級で学ぶことが多い障害種の児童生徒への対応に関する研究、等を求める意見があった。その他の意見では、全国的な実態の提示とともに教育現場で活用可能な成果物の提示、様々なニーズを持った相手に対する必要な内容の提示、等を求め意見があった。これらの意見についても、具体的な研究実施計画を検討する上での参考資料とした。	研究ニーズ調査は、<u>都道府県・政令指定都市等が抱える課題意識や、学校現場や有識者が求める研究成果、研究内容等を把握することができ、それらを研究に取り入れることを検討することで、研究の質の向上、内容の充実につなげることができ、非常に有効であった。</u> 具体例として、「特別支援教育の教育課程の基準等に関する研究－特別支援学校における新学習指導要領の理念を踏まえた深い学びの実装－」に対する、「知的障害教育における「深い学び」をどう定義し、評価するかという指針が必要」等の意見を受けて、知的障害教育における「深い学び」の意味や具体的な目標等について研究チームで、これまでの知見等も基にして、あらためて検討し、研究の充実につなげることができた。	
---	--	---	--

<その他の指標> - 多様な障害領域を配置している大学や国の研究機関との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進したか。 - 将来的な教育政策の検討資料を提示する「先端的・先導的研究」、大学等との共同研究、国からの要請等に応じた研究、科学研究費補助金等の各種研究資金制度を活用した外部資金研究等の実施を促し、研究活動の活性化を図る。 <評価の視点> - 主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	【大学等関係機関・団体ど他機関と連携した研究活動の状況<その他の指標、評価の視点>】 ア 大学等との連携 大学等との共同の研究については、包括連携協定を締結している大学や、これまでの当研究所の研究活動に協力を得てきた大学と共同研究を実施するとともに、引き続き共同研究の方向性について協議を進めた。 ① 広島大学との包括連携協定を踏まえた共同研究 障害種別特定研究「肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究」において、広島大学の研究者に研究協力者として参画いただき、肢体不自由教育に関する有識者として、知見の提供や調査結果の検討・分析等に協力いただいた。また、2課題の科学研究費の研究で広島大学の教員との共同研究を行った。 広島大学と共同で研究を進めることにより、協力者の専門性に加え、教員養成課程を有する大学及び総合大学としての知見の提供も受けることができた。 ② 国立高等専門学校機構との連携協定締結と共同研究 令和6年3月に締結した研究に関する連携・協力協定を踏まえ、障害種別特定研究「肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究」において、国立熊本高等専門学校の研究者が研究協力者として参画し、ICT活用に関する専門的立場からの知見の提供を受け、協議を進める等、連携協力して研究を推進し、研究成果報告書をまとめた。 ③ 福岡教育大学との包括連携協定締結と今後の連携推進に向けた協議 福岡教育大学における九州エリアの教員養成中核拠点の形成を目指した将来構想を踏まえて、福岡教育大学と連携・協力・研究を進めるに当たり、目的や方向性等について双方で議論を重ね、包括連携協定を令和7年7月に締結した。連携推進協議会を設置し、令	ア 大学等との連携 国の政策推進や教育現場の喫緊の課題に対応するため、大学等の関係機関との連携協定や共同研究を通じて、<u>研究所が有する専門性以外の知見を取り入れることで、研究活動の充実に図ってきた。</u> 具体的には、研究協力者として参画いただく方の専門分野に加え、 - 広島大学が有する教員養成大学及び、総合大学としての知見 - 国立高等専門学校が有する工学分野の知見 - 福岡教育大学が有する教員養成大学及び九州エリアの拠点としての知見 - 大阪大学大学院連合小児発達学研究科が有する医科学的知見 等、<u>各組織が有する知見を取り込むことで、当研究所の研究及び研修の幅の拡大及び質の充実に図ることが可能となる。</u>これら大学等との連携の実現及び協議を進められたことは、<u>今後の特別支援教育の一層の充実・推進につながる成果である。</u>	
--	--	---	--

	和7年度には会議を2度実施した。具体的には、特別支援教育を担う教員の資質向上と、地域課題の解決に向けた研究の推進に向けて、連携協定締結記念セミナー開催に向けた検討、自立活動に関する研究や学びラボの活用について情報交換した。当研究所と大学、及び自治体が、それぞれどのような役割を担い協働するのか等の観点から次年度の計画について検討した。 ④ 大阪大学との連携に向けた協議 大阪大学大学院連合小児発達学研究科の研究領域が、当研究所の研究課題と関連する可能性が考えられたこと、さらに、医科学系の研究と当研究所の教育系の研究の融合は有益な成果をもたらすと考えられたことから、当研究所の各研究班の取組の中で、関連すると思われる研究活動等を整理するとともに、当研究所の研究職員が大阪大学を訪問し、情報交換を行うなど、連携の可能性について協議を進めた。 ⑤ 神奈川歯科大学との共同研究 横須賀地域研究機関等連絡協議会の参画機関である神奈川歯科大学と連携し、同大学教授が開発したVR（仮想現実）教材を活用した、知的障害のある児童生徒に対する防災教育におけるICT活用の検討するために、2校の特別支援学校で、VRゴーグルやタブレットを用いたAR・VRを活用した防災教育の授業研究を共同で行った。その結果、AR・VR教材は、災害発生時の状況や避難行動を具体的にイメージしにくい知的障害のある児童生徒に対しても、視覚的・体験的に学ぶ機会を提供する上で有効である可能性を見い出せた。また、障害の状態や学習上の特性に応じて、体験場面の設定、情報提示の方法、教員による補助的な説明や振り返りの工夫が重要であることが明らかとなった。これらの成果を踏まえ、障害のある児童生徒に対する防災教育におけるAR・VR活用の在り方及び配慮事項について整理を行い、今後の授業改善や教材活用の充実に資する知見を得た。	
--	--	--

	⑥ その他地域連携 地域との連携強化の一環として、筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携をはじめ、神奈川県教育委員会や県内特別支援学校等との協働により、研究の社会的実装と成果の還元を推進した。また、広島大学との包括連携協定のもと、西日本ブランチオフィスを拠点とし、広島県及び広島県近隣の学校、西日本地域の関係機関との連携を図った。 令和7年度は、広島オフィスの職員が、広島県内の特別支援学校、鳥取県内の特別支援学校、広島県教育委員会、島根県教育委員会、徳島県教育委員会、広島市及び香川県、佐賀県の地域の特別支援教育研究会で、計13回研修等を実施した。 また、広島オフィスの職員が、徳島県教育委員会の「徳島県特別支援学校検討会議」の有識者として、交流及び共同学習についての知見を提供した。広島県立教育センター特別支援教育・教育相談の研究事業に研究指導者として関わり、年4回、当該研究に関連する知見等の提供、研究成果をまとめるための助言等を行った。 イ 研究活動の活性化 「外部競争的資金への申請に向けた準備に資する経費」により、研究職員の資金獲得を支援するとともに、参与（筑波大学名誉教授 安藤隆男氏）との懇談の場を定期的に設け、研究計画、内容等のブラッシュアップを支援した。加えて新規採用の研究職員に対しては、科学研究費獲得につながる助言を得られるよう、新規研究職員1名につき申請書作成支援担当者として所内職員2名を配置して支援した。外部競争的資金の募集情報等の内容については、所内ポータルサイトを用いて随時周知に努めるとともに、科学研究費の申請に関わる所内説明会を開催した。 研究職員の研究力の向上に向けた取組として、外部専門家を招聘した「研究力向上」セミナーを2回開催した。第1回は高千穂大学教授を招聘し、令和6年度に実施した「質的研究法におけるデータ収集及び	・広島県及び広島県近隣の学校、西日本地域の教保育委員会等の関係機関との研修への協力や研究事業に係る知見の提供等を行った。 後述の通り（本評価書P.87）、科研費の実施状況については、<u>令和7年度には採択率及び交付額ともに令和6年度から向上</u>した。さらに、令和7年度には、個人研究だけでなく、<u>研究所の研究班として申請した課題も採択された状況であり、毎年度の研究力向上セミナーの実施や、「外部競争的資金への申請に向けた準備に資する経費」の取組が実を結んだ結果</u>と考える。	
--	---	--	--

	分析方法について」の内容を踏まえた継続研修として、トランスクリプト、オープンアンサーなどのデータ分析に関する講義、演習を行った。第2回は、横浜市立大学教授等を招聘し、統計リテラシーに関する講義、演習を通して、データや統計を適切に読み解き、活用するための姿勢を身に付けることを目指す研修を実施した。これらの取組により、研究職員の専門性、研究力の向上、人材の育成に寄与するとともに、研究職員の研究活動の活性化を図った。		
＜主な定量的指標＞ ・教育現場における研究成果の活用状況について毎年度アンケート調査を実施し、6割以上の現場で改善に活用される。 ＜評価の視点＞ ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	〔＜主務大臣指摘＞（第5期見込み評価時）〕 研究職員の研究力の向上及び外部競争的資金の獲得に向けた取組を実施すること 【研究成果の普及、活用状況等＜定量的指標、評価の視点＞】 ア 研究成果の活用度調査の改善と実施 令和7年度は、次のような内容で調査を実施した。 （調査期間） 令和8年3月3日～令和8年3月31日 （調査内容） 令和4、5年度に終了した研究課題の研究成果報告書サマリー集、研究成果報告書、リーフレット、ガイドブック等の研究成果物の現場における活用等について （調査対象） 都道府県等教育委員会、特別支援教育センター、教育センターの計718機関 （結果） 277件の回答（回収率は38.6%）があった。主な結果は、以下のとおりである。 ○9つの研究成果物のうち、1つ以上の成果物について、 「よく活用した」16.6%、「活用したことがある」70.4%	研究成果の活用状況について、令和4、5年度終了課題の全12の成果物のうち、最も多く利用された成果物は回答機関の61.0%が「よく活用した」・「活用したことがある」との回答を得た。 また、少なくとも一つ以上の成果物について、「よく活用した」・「活用したことがある」のいずれかで回答した機関の割合は <u>71.5%（目標値に対して119.1%）</u>であった。さらに、<u>具体的な活用場面や活用の方法を把握したことで、より活用しやすい成果物の作成に向けて、有益な資料を得ることができた。</u>	

	○「よく活用した」・「活用したことがある」のいずれかで回答した研究成果物が1以上ある機関 71.5% ○「よく活用した」・「活用したことがある」のいずれかで回答した研究成果物の数が2以上ある機関 65.7%（3以上ある機関 56.3%） ○「よく活用した」・「活用したことがある」のいずれかで回答した機関の割合が高かった成果物 「教科指導上の個に応じた配慮の観点（リーフレット）」61.0% 「通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮に関する研究（令和3～4年度）（研究成果報告書）」48.4% イ 活用方法等の把握（活用度調査の改善） 主務大臣からの指摘や、有機者からの意見を踏まえ、研究成果の質的充実を図る観点から、活用度調査の際に併せて研究成果の活用方法についての記述も求めている。回答からは、 ・施策の立案や推進の検討の際に参照したり、研究の実施に際して参考にしたりしている。 ・教員や市町村教育委員会の指導主事に対する研修において活用したり、それらに基づいて情報提供を行ったりしている。 ・就学相談から就学先決定までのプロセスの在り方に関する課内検討において参考にした。 ・次年度の教育指導計画作成における留意点を各特別支援学校に示す際に執務参考資料として活用した。 等の様々な活用状況が確認できた。 なお、研究成果物の活用度調査においては、活用度だけでなく、活用の場面、方法等についても把握するように努めた。 ＜主務大臣指摘＞（R6年度実績評価時） 昨年度に引き続き、研究成果が国の政策立案・施策推進等や教育実践に寄与するよう、調査研究によって得られるアウトカムをよ	
--	---	--

＜その他の指標＞ ・研究成果について、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般に公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を図ったか。	り具体的に把握し、研究の質の向上を図ることが必要である。 【研究成果の効果的還元＜その他の指標＞】 ア 研究成果の公開及び還元 令和５年度までに終了した重点課題研究の成果は、当研究所のホームページへの掲載、当研究所の研修事業での活用、オンラインセミナーでの紹介、ガイドブックやリーフレットの作成・配布等、様々な形で普及を行っている。令和６年度以降においても、研究所セミナーでの発表、日本特殊学会等における自主シンポジウムやポスター発表、関係雑誌、関係団体の会議における報告等を行った。また、各障害種別研究班においては、令和７年度の研究を進める過程で、研究協議会やセミナー等の実施の際に、これまで研究班で取り組んできた研究成果を紹介し普及するとともに、研究成果物に関する意見や活用方法についても新たな情報収集を行った。令和７年度においては、目的やステークホルダーに応じて、以下のような取組を行った。 （ア） 国の政策立案等への寄与 教育課程チームの研究成果の一部は、中教審の教育課程部会特別支援教育ワーキンググループの参考資料として提供した。 （イ） 学校現場など教育実践への寄与 研究成果については、研究成果報告書やサマリーという形式だけではなく、学校の教職員などの教育実践者や、任命権者としての都道府県教育委員会など、対象者ごとに研究成果のエッセンスを抽出し、加工・編集し研究成果の還元を行うことで、限られた時間で必要な情報収集が可能となるよう工夫して情報提供を行った。たとえば、研究成果そのものをガイドブックやガイドラインとしてまとめたり、研究成果のエッセンスをもとに「NISE 学びラボ」や発達障害教育推進センターでの研修講義動画やＱ＆Ａ、「特別支援教育リーフ」、パンフレット、リーフレットとして加工・編集したりして提供を行った。	研究成果については、<u>それぞれのニーズに応じて活用しやすくなるよう</u>、研究成果報告書だけではなく、リーフレットやガイドブックなど、<u>様々な形でとりまとめ、提供するとともに</u>、ホームページによる公表や教育委員会等宛に送付するだけでなく、<u>研究所主催のセミナーや研修の講義の中で実際に活用する場面を設けるなど、その有用性や活用方法を理解いただけるよう工夫し、普及を行った。</u> <u>主務大臣の指摘を踏まえ、研究成果については、学校現場等にわかりやすく、活用しやすい形で提供するために</u>、成果の概略やポイントを視覚的に提示したり、より理解しやすいレイアウトにしたりする等、<u>工夫・検討を重ねてまとめるようにしている</u>。例えば、成果物のイメージ案ができた段階で、研究協力機関となっている学校に意見照会を行って改善を図るなど、現場のニーズに寄り添った成果物の作成を心がけ、コンパクトなリーフレット等にして提供したことで、<u>学校現場の活用可能性を広げられたことは、研究成果の還元を強化し、特別支援教育に取り組む自治体や学校現場への支援につなげることができた。</u> また、資料作成に係る所内研修を実施したことも、研究成果物の作成に効果をもたらしたと考える。	
--	--	---	--

<評価の視点> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。 <その他の指標>	世界各国の日本人学校からのニーズを踏まえ、研究成果のエッセンスをもとに情報提供を定期的に行うとともに、日本人学校を通して教員や保護者からの相談への対応、日本人学校等に赴任する教員（管理職等）の研究会や保護者等への相談会での情報提供などを行った。 （ウ）任命権者（各都道府県教育委員会等）への寄与 学校教員の任命権者である各都道府県教育委員会等において、指導的立場にある者の専門性の向上に資するため、当研究所で実施している特別支援教育専門研修や各種の指導者研究協議会のカリキュラムについて、専門研修における共通項意義「地域におけるインクルーシブ教育システムの充実」に、共生社会チームの研究から得られた各地の障害理解に関する取組を取り入れたり、知的障害教育プログラムの講義「知的障害教育における教育課程の編成」に、教育課程チームの調査から得られた現状と課題を取り入れるなど、研究成果を踏まえた最新の内容にリニューアルを行った。 【研究成果のコンパクト化<評価の視点>】 今後の研究活動の普及・活用の充実に向けて、肢体不自由班では、ICTの活用実践事例を、Snapshot として簡潔にまとめ、随時 Web ページにて公開をした。また、障害種別特定研究の研究成果をハンドブックとしてまとめ、研究成果をコンパクトに整理する等の有識者からの指摘事項にも対応した。 〔主務大臣指摘〕（R5 年度実績評価時） 成果物であるリーフレット等をより広く普及させるため、読手のニーズを的確に把握した上で、レイアウト等の更なる工夫を期待する。 【他の基幹事業（研修、情報支援）との有機的連携<その他の指標>】	研究成果を当研究所が実施する研修事業において、講義内容に反映させるなどして活用することは、各自治体において特別支援教育のリーダー的存在となる研修員にとって、最新の知見や指導技術を提供することとなり、我が国の特別支援教育推進に寄与する大変有意義なことと考えられる。また、受講した研修員からの講義等の感想、意見、あるいは学校現場に戻ってからの実際的な場面において研修で得た知見・技術を活用してみたいの意見のフィードバックをもらえることは、研究を進める上でも貴重なものとなっており、研究の充実にもつながっている。ホームページやリーフレット等による研究成果の情報発信・普及も含め、<u>研究活動、研修事業、情報発信の</u>	
---	--	---	--

・研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させ、研修内容の見直しを図るとともに、より一層の充実を図ったか。	当研究所の基幹事業としては、研究活動の他に、各都道府県等における指導者養成などを行う「研修事業」や、特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援を行う「情報支援事業」を行っているが、これらの事業を実施するにあたっては、研究活動により得られた知見を反映させるとともに、研修事業及び情報支援事業を通じて収集された情報を踏まえた研究活動を行うなど、それぞれの基幹事業との有機的連携による事業運営を行っている。 例えば、国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性向上を目的とした、特別支援教育専門研修及びインクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会については、研究成果による知見などを研修内容に反映し、これらを含め学術的な理論に裏打ちされた実践的かつ効果的な研修を実施している。また、各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援として行っている、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの内容についても、研究活動によって得られた研究成果を反映している。 情報支援事業では、当研究所のホームページから発信する内容や、ガイドブック、パンフレット、リーフレットなどの各種資料、特別支援教育推進セミナーなどから発信されるあらゆる情報について、研究活動での研究成果を反映し、信頼のおける情報として、情報発信、情報支援を行っている。	<u>各事業を有機的に連携させて実施することで、大きな効果をもたらしめている</u>といえる。 以上、<u>重点課題研究及び障害種別特定研究等の着実な進捗と、終了課題に関する研究成果の活用状況や研究成果の還元において成果を上げ、高い水準で目標を達成したほか、都道府県・市町村教育委員会等へのニーズ調査結果や、主務大臣からの指摘事項等にも十分に対応している</u>と考える。 <課題と対応> 成果物のより一層の活用に向けて、公表、普及の工夫・改善を図っていくとともに、特に、特別支援教育に対して関心が低い層にもアプローチできるよう、研究所の認知度向上に取り組みながら、研究成果の教育現場における一層の活用に向けて取り組んでいく。	
(2) 評価システムの充実による研究の質の向上 <主な定量的指標> ・外部評価において、全ての研究において、研究終了時に高い評価（５段階評価で４以上）を得る。	<主要な業務実績> 【外部評価結果<定量的指標>】 内部評価として、令和７年１０月に中間評価、令和８年３月に最終評価、計２回実施した。外部評価は、当研究所の運営委員会に置く外部有識者で構成される外部評価部会において最終評価として以下のとおり行った。	<根拠> 令和７年度に実施した重点課題研究４課題、障害種別特定研究１課題の計５課題について、内部評価及び外部評価を実施した。 外部評価においては、最終評価対象課題５課題のうち、	

＜その他の指標＞ ・研究区分の特性に応じた評価システムを構築し、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定等を行い、評価システムの改善を図る。また、PDCAサイクルを重視して評価システムを運用したか。 ＜評価の視点＞ ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	＜期間＞ 令和8年4月23日～令和8年5月29日 ＜対象課題＞ 【最終評価】 重点課題研究4課題、障害種別特定研究1課題 ＜評価方法＞ 最終評価として、A+、A、B、C、C-の5段階で評価を実施した。 ＜評価結果＞ 5課題のうち、A+評価が4課題、A評価が1課題であった。 なお、A+であった課題は以下のとおりである。 ・多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実にに関する研究 - ー通常の学級に在籍する子供への指導・支援に焦点を当ててー ・共生社会の担い手を育む教育に関する研究ー障害理解教育の検討を中心にー ・障害のある児童生徒のキャリア教育の充実にに関する研究 ・肢体不自由教育におけるICTの活用に関する研究 【研究区分に応じた評価システム＜その他の指標、評価の視点＞】 ア 外部資金研究等の評価 外部資金研究等に関して、各課題について研究概要と令和7年度の成果をまとめたNISE研究レポートを作成し、運営委員会へ報告して、さらなる研究の充実・進展を図るとともに、NISE研究レポートを研究所Webページで公開して、その成果の普及を図った。 【評価システムの充実＜評価の視点＞】 令和6年度に引き続き、国の政策立案や施策推進等への寄与、地方自治体の施策推進等への寄与、学校現場での課題解決への寄与の観点で該当する研究成果の活用可能性を評価するなど、アウトカムを重視する評価の観点を設定した。令和7年度は、全ての研究課題の終了年度であったため、内部評価では、中間評価（10月）において、研究の進捗、	A+評価が4課題、A評価が1課題であった。<u>全ての課題がA評価以上であることから、目標を達成しているとともに、A+評価が4課題であることから、全体として、非常に優れた研究成果を出している。</u> また、運営費交付金で行う研究とは枠組みが異なる外部資金研究について、運営費交付金で行う研究と同様に、研究所の研究総覧である「NISE研究レポート」に掲載することし、運営委員に提示したり、ホームページで公表するようにしたことで、<u>研究職員の外部資金研究への意識や研究内容、研究の進捗等に影響を与え、研究活動の充実につながった。</u> 内部評価及び外部評価ともに、<u>評語による評価だけでなく、研究成果の見込みや研究結果の公表の状況（今後の見込みを含む）、研究の改善・充実のための方策など、記述による評価を多く取り入れるなどの改善を図り、評価が、最終的な研究成果の充実に一層つながるようにす</u>	
--	--	---	--

	研究成果の見込みについて十全な評価を行った。また、定性的評価も行うため、記述による評価の記入を行う評価票を用いて、研究成果の取りまとめに向けての研究の改善・充実のための方策について、各研究課題の研究目的や研究対象、目指す研究成果等に即した、より一層具体的な意見を求めるなど運用した。外部評価においては、最終評価として、各研究課題の意義、成果、活用可能性等について、評語とともに、中間評価と同様に、記述による評価の記入も行う評価票を用いた。これにより、的確かつ妥当性の高い評価を得ることができた。さらに、今後の研究活動の充実・改善につながる具体的な指摘も得た。 <主務大臣指摘> (R5 年度実績評価時) 研究成果が国の政策立案・施策推進等や教育実践に寄与するよう、調査研究によって得られるアウトカムをより具体的に把握し、研究の質の向上を図ることが必要である。 <主務大臣指摘> (第5期見込み評価時) 研究者が創意工夫しながら行う多様な研究について、適切に評価を行う。	るとともに、令和8年度以降の研究活動の充実・改善につながるよう工夫した。実際にこれまでに実施した中間評価における記述による評価が、研究成果の内容の拡充、事例集の作成等、研究の改善・充実につながったものとする。 評価結果は、理事長がそれぞれの研究代表者へ速やかにフィードバックするなど、PDCAサイクルが着実に実施されるように評価システムを運用した。 <課題と対応> 主務大臣の指摘を踏まえ、研究成果の活用については、アウトカム評価の指標について検討する。 研究課題の評価における評価項目、評価方法については、その改善のため、他の独立行政法人等の評価システムを定期的に確認しつつ、研究の種類、研究課題の目的、評価時期等に相応しいものを採用するなど、評価システムの不断の充実を図る。	
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第1号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ポストコロナ社会において、ICTを活用した適切な支援をはじめ、教育現場のニーズに対応できる各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は喫緊の課題である。また、新しい時代の特別支援教育を担う教員の専門性向上に向けては、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員のみならず、全ての職員の資質を向上させることが求められており、各都道府県等が進める教員の資質向上への支援は喫緊の課題であることから、重要度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受講者の参加率	80%以上	－	113.3%	99.5%	100.2%	105.1%	94.2%	予算額（千円）	250,015	233,096	227,438	236,731	204,217
研修受講者の 研修修了後における指導的 役割の実現状況	80%以上	97.2%	－（令和 ２年度専門研修中 止）	96.1%	98.9%	95.4%	96.0%	決算額（千円）	215,860	230,032	209,830	206,199	244,924
研修受講者が 事前に設定した自己目標の 研修修了直後における実現 状況	80%以上	－	91%	90.5%	91.2%	91.6%	95.4%	経常費用（千円）	217,428	231,685	220,018	213,148	247,566
講義配信の自	中期目標	－	44.7%	53.2%	72.3%	89.4%	93.6%	経常利益（千円）	△1,121	2,584	△2,153	0	0

	治体の団体受講登録割合	期間終了までに、80%以上		(令和3年度計画値：40%以上)	(令和4年度計画値：50%以上)	(令和5年度計画値：60%以上)	(令和6年度計画値：80%以上)	(令和7年度計画値：80%以上)							
	講義配信の受講登録数	中期目標期間終了までに、8,000人以上	7,174人	11,012人 (令和3年度計画値：8000人以上)	13,476人 (令和4年度計画値：11,000人以上)	18,239人 (令和5年度計画値：14,000人以上)	21,765人 (令和6年度計画値：19,000人以上)	25,883人 (令和7年度計画値：23,000人以上)		行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	—
	免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数	中期目標期間終了までに、4,000人以上	1,321人	1,336人 (令和3年度1,336(計画値:800人以上))	3,107人 (令和4年度1,771(計画値:800人以上))	5,414人 (令和5年度2,307(計画値：800人以上))	7,400人 (令和6年度1,986(計画値：800人以上))	9,611人 (令和7年度2,211(計画値：1,000人以上))		行政コスト(千円)	217,812	231,685	220,018	213,148	247,566
										従事人員数	15	16	15	15	14

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																								
中期目標、中期計画、年度計画																								
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																					
	主な業務実績等	自己評価	評価																					
(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 ＜主な定量的指標＞ ・受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上	＜主要な業務実績＞ 【受講者参加率＜定量的指標＞】 研修の参加率については、特別支援教育専門研修では募集人員 210 名に対し研修受講者数は 195 名、参加率は 92.9%、インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会では募集人員 270 名に対し研修受講者数は 257 名、参加率は 95.2%となり、研修事業全体では 94.2%の参加率であった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>定員</th><th>修了者</th><th>参加率</th><th>達成率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門研修</td><td>210 名</td><td>195 名</td><td>92.9%</td><td>116.1%</td></tr> <tr> <td>指導者研究協議会</td><td>270 名</td><td>257 名</td><td>95.2%</td><td>119.0%</td></tr> <tr> <td>全体</td><td>480 名</td><td>452 名</td><td>94.2%</td><td>117.7%</td></tr> </tbody> </table> ア 特別支援教育専門研修 インクルーシブ教育システムの充実に向け、各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に、専門性や指導力の一層の向		定員	修了者	参加率	達成率	専門研修	210 名	195 名	92.9%	116.1%	指導者研究協議会	270 名	257 名	95.2%	119.0%	全体	480 名	452 名	94.2%	117.7%	＜評価＞ 評価：A 主な定量的指標、その他の指標において、いずれも所期の目標を上回る成果が得られたものとする。また、評価の視点にある主務大臣からの指摘事項等への対応も行っていることから、A 評価とした。 所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。 ＜根拠＞ 深刻な教員不足などを背景に、教育現場等を一定期間離れて研修に参加することが難しい状況が生じている。特に、専門研修のように長期間（9 週間）にわたるものや、職場を離れて宿泊を伴う研修への派遣については消極的になる派遣元も少なくない。 このような厳しい状況下にあつて、受講者参加率を維持・向上させるため、研修カリキュラムの見直しにあつて、<u>本研究所の重点課題研究等の最新の研究成果を踏まえ、「学習指導要領を踏まえた特別支援教育の充実」や「地域におけるインクルーシブ教育の構築」「特別支援教育における AT、ICT の活用」等の講義の充実を図った。</u>また、<u>各都道府県教育委員会等に対するニーズ調査及び受講者に対するアンケート等を踏まえた、改善を行うなど学校現場や教育委員会等にとってより魅力的な内容に</u>		
	定員	修了者	参加率	達成率																				
専門研修	210 名	195 名	92.9%	116.1%																				
指導者研究協議会	270 名	257 名	95.2%	119.0%																				
全体	480 名	452 名	94.2%	117.7%																				

	上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める研修を年度計画どおり実施した。 (ア) 第一期（５月１２日～７月１１日） 知的障害教育コース 65名 知的障害教育専修プログラム 65名（特58、小5、中1、幼1） (イ) 第二期（９月９日～１１月１４日） 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース 59名 視覚障害教育専修プログラム 8名（特8） 聴覚障害教育専修プログラム 12名（特11、小1） 肢体不自由教育専修プログラム 32名（特32） 病弱教育専修プログラム 7名（特7） (ウ) 第三期（１月７日～３月１３日） 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース 71名 発達障害・情緒障害教育専修プログラム 64名 （特17、小33、中8、高6） 言語障害教育専修プログラム 7名（特1、小5、教委1） イ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会 特別支援教育政策上の課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した次の３つの研究協議会（ア）～（ウ）を、来所とオンラインを併用して実施した。 (ア) 特別支援教育における ICT 活用に関する指導者研究協議会 インクルーシブ教育システムの充実を目指し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導・支援を行う上で必要な ICT 活用について、指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、教育支援機器等の活用に関する専門的知識を深め、各地域における指導・支援の充実を図ることを目的に、来所とオンデマンドを併用して実施した。	改善した。 また、<u>外部有識者の意見や教育委員会等のニーズも反映した研修の企画立案に努めたことで、結果的に、研修受講者の募集人員に占める割合（受講者の参加率）は、全体で94.2%（目標値に対して117.7%）であり、目標値を上回る参加率を達成し、特別支援教育に係る指導者の育成及び専門性の向上に貢献した。</u> さらに、各研修については、<u>主務大臣による指摘事項も踏まえ、その学校現場等への波及効果の把握に努めた。</u>受講前に設定した自己目標の達成状況や受講修了１年後の状況を把握したことで、<u>研修の質的向上につながっただけでなく、受講者・派遣元の研修に対する意識をいっそう高める効果もあった</u>と考える。自己目標の設定の例としては、「各教科等を合わせた指導における、教科の見方・考え方を働かせた授業づくりについて、全国の動向や先進的取組について知り、授業（単元）づくりシートを作成する」や「高等学校で基礎的環境要因を整え、教科指導上の配慮等を行い、必要な合理的配慮を行っている実践校について調べ、可能であれば見学をする。その上で、基礎的環境要因を整えることの重要性について高等学校の先生方に意識してもらえるような研修を企画する」など、具体的に実践的な内容を掲げてもらっており、その結果として、研修修了１年後のアンケート結果においても、高い水準で研修成果が教育実践等に反映する結果につながっていると考える。 研修修了１年後アンケートの回答からは、「研修で得た知識を基に、教育支援部主任として校内の支援の難しい児童生徒を抱える教員に助言を行っている」や「地域の小中学校にも支援に出向き、個々のケース会や職員対象	
--	---	---	--

	(期日) a. オンデマンドでの関連資料及び動画の提供 令和7年7月10日(木)～8月31日(土) b. 集合型研修 ①令和7年7月17日(木)～7月18日(金) ②令和7年7月24日(木)～7月25日(金) (受講者数) ・募集人員120(①②各60)名に対し、受講者数は90名であった。 ・募集人員に対する参加率は75.0%。修了後アンケートで研修が有意義であったとする肯定的な評価は97.6%であった。 (イ) 高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会 インクルーシブ教育システムの充実に向け、各都道府県等において高等学校における通級による指導に関わる体制整備や校内体制を推進する指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域の高等学校における通級による指導の充実を図ることを目的に、来所とオンデマンドを併用して実施した。 (期日) a. オンデマンドでの関連資料及び動画の提供 令和7年8月22日(金)～9月26日(金) b. 集合型研修 令和7年8月28日(木)～8月29日(金) (受講者数) ・募集人員70名に対し、受講者数81名であった。 ・募集人員に対する参加率は115.7%。修了後アンケートで研修が有意義であったとする肯定的な評価は100%であった。 (ウ) 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 インクルーシブ教育システムの充実に向け、各都道府県等において	の研修会の講師を務めるなどの取組をしている」、「教育委員会の指導主事として、学校を訪問して授業を参観する際には、本研修で学んだことを指導・助言に取り入れている」など、研修の成果が具体的な対応をもって学校や自治体に還元されていることがうかがえ、<u>研修を通して全国で特別支援教育の推進の中核的役割を担う指導者の育成及び専門性の向上に貢献した</u>と考えている。	
--	---	--	--

	て障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を推進する立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域における交流及び共同学習と障害の理解推進を図ることを目的に、オンラインとオンデマンドを併用して実施した。 (期日) a. オンデマンドでの関連資料及び動画の提供 令和7年11月19日(水)～12月24日(水) b. オンライン会議システム(Zoom)を使用した研究協議会 令和7年11月26日(水) (受講者数) ・募集人員80名に対し、受講者数は86名であった。 ・募集人員に対する参加率は107.5%。修了後アンケートで研修が有意義であったとする肯定的な評価は100%であった。 ウ 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会について 全国特別支援学校長会と連携して、特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して、各都道府県等の寄宿舎指導員による実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実を図ることを目的に、オンデマンド及び集合型研修を併用して実施した。また、集合型研修のうち基調講演及び実践発表をオンライン配信した。 (期日) a. オンデマンドでの関連資料の提供 令和7年8月8日(金)～9月5日(金) b. オンライン会議システム(Zoom)を使用した研究協議会 令和7年8月20日(水) (受講者数) ・募集人員50名に対し、受講者数は42名(40都道府県、2国立大学法人)であった。 ・募集人員に対する参加率は84%。修了後アンケートで研修が有意義	
--	---	--

		であったとする肯定的な評価は 97.6%であった。 エ 発達障害教育実践セミナーについて 文部科学省における「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」及び、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」の協議内容等も踏まえ、教師の人材育成を担う都道府県・指定都市・中核市の教育委員会及び教育センターの研修担当の指導主事等を対象とし、通常の学級における発達障害教育の充実に向けた人材育成に関する取組の推進に寄与することを目的として実施した。 (期日) 令和7年12月4日(木) (Zoom、YouTube による配信) (テーマ) 通常の学級における発達障害教育の充実に向けた展望と人材育成 (参加機関数) ・募集定員 70 名に対し、全国の都道府県・政令指定都市・中核市教育委員会及び教育センター等から 86 名、午後の情報交換の参加は 27 名であった。 ・実施後のアンケートでは、本セミナーが「有意義であった」とする回答は 83%、「どちらかといえば有意義であった」を含めた肯定的な評価は 100%であった。自由記述の回答でも、肯定的な意見を多く得て、各地域における発達障害教育の実践的な指導力の向上に寄与した。 【受講者の指導的役割実現状況＜定量的指標＞】 ア 教育委員会等や受講者に対するアンケート調査 (ア) 特別支援教育専門研修 特別支援教育専門研修の研修修了 1 年後を目途に、研修受講後の受講者の各地域等における指導的役割の実現状況の把握を目的に、	
＜主な定量的指標＞ ・研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について 80%以上 ・研修受講者が事前に設定した			

自己目標の研修修了直後における実現状況について 80%以上	アンケート調査を行った。令和6年度特別支援教育専門研修受講者について、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は96.0%、研修成果を教育実践等に反映できていると考える所属長（学校長等）は99.5%、研修成果を教育実践等に反映できていると考える研修修了者本人は98.0%であった。 また、令和7年度特別支援教育専門研修受講者の研修修了直後における自己目標の実現状況（「十分に達成できたと思う」、「達成できたと思う」のいずれかに回答した割合）は、第一期は95.4%、第二期は94.9%、第三期は95.8%、全体では95.4%であった。さらに同アンケートの「研修プログラムが指導者養成研修として適切であるかどうか」という問いについて、「とても適切である」又は「適切である」と回答した割合は、第一期は100%、第二期は100%、第三期は100%であり、適切であるという回答をいただいた。 （イ）インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会 インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会（特別支援教育における ICT 活用に関わる指導者研究協議会、高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会及び交流及び共同学習推進指導者研究協議会）について、各研究協議会受講者、受講者の所属長及び受講者の任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後アンケート調査を実施した。 その結果、3つの研究協議会全体では、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者（「とてもそう思う」、「そう思う」のいずれかに回答した割合）は94.5%、受講者が研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長（「とてもそう思う」、「そう思う」のいずれかに回答した割合）は98.3%、受講者が指導的役割を実現できていると考える教育委員会（「とてもそう思う」、「そう思う」のいずれかに回答した割合）は95.0%であった。		
--------------------------------------	---	--	--

＜その他の指標＞ ・ 国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、外部有識者の意見を取り入れながらPDCA サイクルと十分に機能させる取組を行ったか。 ＜評価の視点＞ ・ 主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	【国の動向や社会情勢、教育委員会・受講者等の意見を踏まえた研修の実施＜その他の指標、評価の視点＞】 ア 国の動向や社会情勢を踏まえた研修の実施 （ア）「研修指針」に基づく研修の実施 当研究所の研修は、第5期中期計画に沿って、研修の背景・必要性、研修の基本方針や実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定（令和3年4月）し、この「研修指針」に基づき、指導者の専門性の向上、教員の資質向上に関わる支援を実施している。 また、実施方法については、新型コロナウイルスの感染拡大及びそれを契機とした ICT 活用の普及状況を踏まえ、随時柔軟に見直しながら取り組んだ。 （イ）国の政策動向等を踏まえた対応 特別支援教育専門研修及び各研究協議会においては、全ての研修において「令和の日本型学校教育」の実現、GIGA スクール構想など、特別支援教育を含む初等中等教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した内容となるようカリキュラムの見直しを図った。 （主な改善例） ・ 特別支援教育専門研修の「各障害種教育論」等の共通講義において、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムを踏まえて、内容の見直しを行った他、当研究所の研究成果や国の政策動向等、最新の調査結果を取り入れるなど、講義内容について随時見直しを行った。 ・ GIGA スクール構想を踏まえた ICT の活用に関しては、ICT 活用に関わる指導者研究協議会において、クラウドサービスを用いた情報共有ツールを研究協議の中に取り入れるなどの充実を図った。 また、特別支援教育専門研修において、共通講義及び専門講義において、ICT 活用実践演習室を活用した講義・演習など、ICT 活用に関する内容を扱う講義・演習を充実した。		
---	--	--	--

	イ 教育委員会・受講者等の意見を踏まえた対応 また、最新の研究成果を講義に取り入れる他、各都道府県教育委員会等に対するニーズ調査及び受講者に対する修了直後のアンケート等を踏まえ、研修の実施を担当した研究職員による検討会を実施し、翌年度以降の研修に反映させることとしている。 (主な改善例) ・受講者が指導者として活躍できるよう、共通講義「研修の企画・運営の方法」において、グループ協議を行った上で自己目標を考えさせるなど、協議・演習の構成を工夫した。また、研修終了時の「研修のまとめ」において、設定した自己目標に対する評価を行い、今後の課題を整理したり、研修成果の具体的な還元方法（アクションプラン）を考え、スクールリーダーとしての役割を意識づけたりする内容を工夫して実施した。 ・教育データの利活用や調査研究及び校内研究の推進などに必要な研究・分析能力の向上を図ることを目的とした講義は、集合研修期間中に設定し、学校現場での実際のデータ活用という視点から、ディスカッションをしながら理解を深めるよう工夫した。 （＜主務大臣指摘＞（R5 年度実績評価時） 研修カリキュラムの不断の見直しに向けて、研修対象者に対して真に必要な内容であったか、学校現場で具体的にどのよう に役立っているのかなど検証を行い、研修内容の質的向上につなげていくことが必要である。 ウ 集合とオンラインのベストミックスの検討 特別支援教育専門研修の目的にあるように、障害種別のスクールリーダーの専門性向上に関する資質として、学校内で取り組む実践研究を推進する力が求められる。校内における実践研究を推進するに当たって、最新の研究成果・知見を研修に反映することや、より確かなエビデンスに基づいて教育課題を解決し、教育効果を高めることが重要に		
--	--	--	--

＜その他の指標＞ ・研修の効率的・効果的な実施に資するため、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構との連携	なる。 ポストコロナ社会における ICT の活用や一層のオンライン研修の充実に図るとともに、「集合・宿泊型研修等とオンライン研修とのベストミックス」の在り方について検討を進め、当研究所の強みを生かした研修体系を構築することが必要である。そのため、当研究所のリソースを活用した研修や近隣の研究機関・関係機関の協力を得て実施する研修等、他の研修施設で行う研修では得られない研修効果が上がるもの（「ラボ型研修」）を検討し、実施していくこととしている。令和6年度は、さらにラボ型研修の充実に図るため、集合・宿泊研修期間を令和5年度から1週間増やし、4週間として実施した。 ラボ型研修として想定している活動は、専門講義を中心として実施することとなるが、各障害種の専修プログラムでの検討の他、共通講義においても研究力の向上に関する講義を設けるなど、各内容相互の関連を重視しながら、第5期中期目標期間におけるカリキュラム編成基準を検討し、内容面の充実に図ることとした。 ICT 研究協議会においては、受講者の研究協議にオンラインの情報整理ツールを活用するなど、受講者自身がデジタル学習基盤の活用について体験的に理解できるような研修方法の工夫を行っている。 ＜主務大臣指摘＞（第5期見込み評価時） 特別支援教育におけるオンライン教育の有効性に関する研究の実施やオンラインを活用した参加型研修の実施に加えて、あらゆる研修事業において、学校現場におけるデジタル学習基盤の活用を前提とした研修を進める必要がある。 【他法人との連携＜その他の指標＞】 ○ 国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構との連携について - 教職員支援機構との共催として、「共生社会を実現する教育研究セミナー」を実施した。検討会議では、セミナーの目的や受講対象者を踏ま		
---	---	--	--

についての検討をしたか。	えて必要な講義や演習、取組事例、講師候補等について検討した。また、教職員支援機構が実施する教職員等中央研修におけるインクルーシブ教育の推進に関する講義について、当研究所から講師を派遣するなどの連携を行った。 また、基幹事業に加えて、他の3法人との連携による関連の取組としては、「新規採用職員研修」や「SNS・ソーシャルメディアを利用した広報力向上研修」「独立行政法人制度研修」について、4つの独立行政法人が連携・協働した形で、集合及びオンラインにより実施した。		
(2)各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 ＜主な定量的指標＞ ・講義配信の自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに都道府県の80%以上（令和7年度計画値：80%以上） ・講義配信の受講登録数中期目標期間終了までに8,000人以上（令和7年度計画値：23,000人以上） ＜その他の指標＞ ・講義コンテンツについての計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信を行ったか。また、利用者のアンケート調査等を	＜主要な業務実績＞ 【講義コンテンツの充実及び講義配信の受講登録状況＜定量的指標、その他の指標、評価の視点＞】 ア 講義コンテンツの充実 都道府県等において、障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE 学びラボ」を運用している。配信する講義コンテンツは、「特別支援教育全般」、「障害種別の専門性」、「通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導」の三つに分類し、さらに「特別支援教育全般」では、インクルーシブ教育システム関連、各学びの場における教育、役割と連携等に細分類して提供しているほか、受講者のニーズに合わせて活用いただけるよう、複数の講義コンテンツを職能や校種別に応じてパッケージ化した研修プログラムとして提案したりするなど、利便性向上のために随時改善を図っている。 令和7年度は、新規コンテンツの作成および、既存コンテンツの内容を最新情報に更新するなど、計画的な整備を図った。 ＜令和7年度末現在のコンテンツ数＞ ・特別支援教育全般：61 コンテンツ	＜根拠＞ 深刻な教員不足が続く一方で、特別支援教育の対象となる児童生徒数は伸び続け、通常の学級を含む全ての学びの場において特別支援教育に係る知識や対応が求められている。このような状況下では、学校現場におけるOJTは難しく、また、日々業務に追われる教師にとって研修の受講や自主的な勉強に割ける時間は限られている。さらに、これまでの各自の経験や専門に応じてそれぞれのニーズにもばらつきが生じている。 こうした現状にあって、<u>自分の好きな時間に、自分の視聴したい講義を選んで学習することができるオンライン学習コンテンツ（NISE 学びラボ）の提供は、教師一人一人の学びを支える重要なツールとなっている。</u>加えて、教育委員会や学校の研修にも活用いただけることで、<u>研修の企画・立案の支援及び全国的な質の担保にもつながっている</u>と考える。 コンテンツの充実としては、学習指導要領や国の有識	

基に内容及び運用の改善を図ったか <評価の視点> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	・障害種別の専門性：99 コンテンツ ・通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導： 28 コンテンツ 計 188 コンテンツ イ 登録者数の増加 インターネットによる講義配信について、「個人利用リーフレット」「団体利用リーフレット」「これから教員になる人」等のリーフレットを各教育委員会及び教育センター等に配布するとともに、当研究所のメールマガジン、LINE への掲載、学校教育関係雑誌への積極的な投稿を行うなど幅広く広報を行った。 また、当研究所の職員が出張する際に当研究所の広報資料を普及することとしており、NISE 学びラボや免許法認定通信教育の広報資料を配布する取組を行っている。 さらに、各都道府県教育委員会及び教育センターを対象としたアンケート調査結果や研修の実施形態・研修評価の考え方、「NISE 学びラボ」の活用事例、集合研修・演習での活用等、今後のオンライン研修の充実を図ることを目的に、各都道府県教育委員会及び教育センターとの情報交換会を開催した。 これらの取組の結果、令和 7 年度（令和 8 年 3 月末時点）は、登録者数 25,883 人となり、令和 7 年度の目標を達成した。また都道府県の教育委員会、教育センターの登録も 44 機関（93.6%）となり、目標を達成した。 なお、NISE 学びラボの活用については、有識者からの意見を踏まえ、高等学校向けのコンテンツの充実を図りつつ、全国定時制・通信制高等学校長会や全国高等学校長協会特別支援学校部会等において広報を行い、周知を図った。また、高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会において、「NISE 学びラボ」について PR し、個人登録を促した。その結果、高校教員の講義配信登録者数が、令和 6 年度末時点の 719 人から、令和 7 年度末時点では 821 人（102 人増）に増加し	者会議の報告の内容など、国の動向を踏まえた対応に加え、主務大臣の指摘や教育委員会等の利用者の声も踏まえ、動画時間の短縮化や理解度チェックリストの付加を進めたり、教員養成指標と関連付けたコンテンツの整理やパッケージ化した研修プログラムの提案を行うなど、改善・工夫を図った。また、インターネットによる講義配信のリーフレット・研修の手引きを各教育委員会、教育センター等に配布し、情報交換会などを開催するとともに、当研究所のメールマガジン、LINE などへも掲載し幅広く広報を行った。その結果として、教員の資質向上支援については、すでに中期目標の指標である 8,000 人以上を達成し、さらに令和 7 年度計画では 23,000 人の登録者数を計画したところ、これに対し、<u>講義配信登録者数が 25,883 人</u>となり、高いレベルで目標を達成した（<u>目標値に対して 112.5%</u>）。 <u>また、自治体(都道府県)登録数は 44</u>（令和 7 年度目標値 80%以上の都道府県で登録に対して、<u>登録率 93.6%</u>）となり、高いレベルで目標値を達成した（<u>目標値に対して 117.0%</u>）。	
---	--	--	--

	た。また、高等学校の団体登録者数についても、令和6年度末時点の49団体から令和7年度末時点では51団体に増加した。 ＜有識者意見＞（R4年度業務実績時） 高校教員の受講やアクセスについてはまだまだ少ないと見受けられ、活用度を上げることは課題である。 【教員育成指標とNISE学びのアシスト＜評価の視点＞】 主務大臣の指摘事項を踏まえ、当研究所では、①教員育成指標に応じた学習コンテンツの整理及び充実、②各段階に求められる資質能力の自己評価ツールの開発、③活用事例を含めた「研修の手引き」の作成などを、総合的、有機的に行い、教師の学びを支援する「NISE 学びのアシスト」の取組を進めている。 ＜主務大臣指摘＞（R3年度実績評価時） ・教員育成指標の内容等と研究所が開発している学習コンテンツの関連付けを整理し、それに沿って質の高い学習コンテンツを継続的・計画的に作成・提供すること。また、教師が自己の専門性の状況を確認できるツールの開発について検討を進めること ・活用事例を含めた研修の手引きを作成すること 「新たな教師の学びの姿」として、個別最適な学びの実現のみならず、協働的な学びを実現していくことが必要である。そこで、講義コンテンツの充実の取組として、新たに集合研修・演習で活用できるコンテンツの作成や活用方法を提案するとともに、新規コンテンツとして12コンテンツ、既存コンテンツのうち13コンテンツに対して内容を最新版に更新を行い、合計188コンテンツを視聴可能とした。また「学びのアシスト」の一環として実装した「理解度チェックテスト」について45コンテンツに対して新規に実装した。更に映像講義に関しては、受講者の音声の聞き取りやすさや、メンテナンスの効率化なども考慮し、188	
--	---	--

<主な定量的指標> ・免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数中期目標期間終了までに4,000人以上（令和7年度計画値：1,000人以上）	コンテンツのうち60コンテンツについて自動音声を使用した講義を実装した。 令和5年度に作成した「研修の手引き」も活用しながら各都道府県教育委員会及び教育センターとの情報交換も開催し、今後のオンライン研修の充実に向けた取組も実施している。 また、この取組については、教職員支援機構が運営を予定している「教員研修プラットフォーム」の取組とも連携することとしており、令和6年度に登録した「特別支援教育コーディネーター」に関する研修（7コンテンツ）、「インクルーシブ教育」に関する研修（5コンテンツ）、「通級」に関する研修（6コンテンツ）に加え、「特別支援教育を推進する管理職の役割（6コンテンツ）」、「知的障害教育における授業づくりとカリキュラム・マネジメント（5コンテンツ）」の2研修を追加し、次年度に向けて計5研修（29コンテンツ）を利用可能とした。 <主務大臣指摘>（R6年度実績、第5期見込み評価時） NISE 学びラボについては、特別支援学校の教師のみならず、小・中・高等学校で障害のある子供たちの指導にあたる教師にとっても重要な講義コンテンツであることから、コンテンツの内容について、最新の理論や知見にアップデートするよう運営の充実を図ること。 【単位取得者数<定量的指標>】 ○免許法認定通信教育及び免許法認定講習 令和7年度は、以下を開設した。 前期（令和7年5月～9月） 「視覚障害児の教育課程及び指導法」（1単位） 「聴覚障害児の教育課程及び指導法」（1単位） 後期（令和7年9月～令和8年2月） 「視覚障害児の心理・生理及び病理」（1単位） 「聴覚障害児の心理・生理及び病理」（1単位）	特別支援教育における長年の課題の一つとなっている免許保有率の向上については、<u>大学や教育委員会の実施のみに任せては補えない視覚障害領域、聴覚障害領域について、免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施した。</u>特に免許法認定通信教育については、限られた人員で教材や試験問題の作成、受験者に対する配慮事項の検討や会場設置に係る調整などを毎年度計画通りに確実に遂行し、令和7年度の免許法認定通信教育及び免許法認定講習による<u>単位取得者数は年度計画の1,000人</u>	
--	---	---	--

	免許法認定通信教育の実施の運営に当たっては、主務大臣の指摘を踏まえ、受講者の利便性を考慮した運営を行っている。例えば、講義の実施をオンデマンド配信にすることで、受講者の都合のよいタイミングで受講を可能としていることや、単位認定試験の実施に際しては、全ての都道府県において試験会場を設置し、受講者の居住地・勤務地にかかわらず域内の場所で受験することができることとしている。 令和7年度、単位認定試験は、前期については令和7年9月7日（日）に全国45会場、後期については令和8年2月1日（日）に全国47会場で開催し、単位取得者は計2,164人となった。これにより、特別支援教育専門研修における免許法認定講習での単位取得者の47人と合わせ、単位取得者の合計は2,211人となった。令和3年度からの累計は9,611人となり、目標を大きく上回っている。 令和7年度においても、受講者の利便性向上のため、受験者が存在する都道府県の全てに試験会場を設置した。また単位認定試験の実施に当たり、試験当日の検温は行わず手指消毒も任意としているが、試験官はマスクの着用を必須とし、受講者についても推奨という形でマスクの着用をお願いしている。さらに、障害のある受験者に対しては、以下のような配慮を試験の際に行った。 <視覚障害のある者への配慮の例> ・文字を拡大した問題用紙へのチェックによる解答 ・ルーペの持参及び使用 ・試験時間の延長（1.3倍（弱視）1.5倍（盲）） ・別室での受験を可能とする <聴覚障害のある者への配慮の例> ・試験室内の前列に座席を設ける ・注意事項等の説明をメモにより伝達する ・試験開始と試験終了の合図を、近くで手で指し示して行う ・補聴器・人工内耳の装用を許可する	を大幅に超える2,211人であり、目標を高い水準で達成した（計画値に対して221.1%）。また、令和7年度末までの累計を見ても、目標を大きく上回る9,611名の単位取得者を出す結果につながった。このことは、特別支援教育に関するナショナルセンターとして、国が目指す免許保有率100%の達成に寄与するものである。	
--	--	---	--

		なお、国の方針である特別支援学校教諭免許状保有率向上に寄与すべく、令和５年度から放送大学との連携により、視覚障害領域及び聴覚障害領域の特別支援学校教諭免許状取得に係る広報チラシを作成し、全国の小・中・高等学校、特別支援学校、都道府県・市区町村教育委員会に対して、令和７年度の開講科目に関する教員向けのチラシを発送することで周知活動の強化を図った。その結果、令和７年度前期では625名、同後期では1,078名と受講者数が増加し、前期視覚障害領域単位取得者数408名、前期聴覚障害領域単位取得者数429名、後期視覚障害領域単位取得者数580名、後期聴覚障害領域単位取得者数747名の結果を得ることができた。令和７年度には、引き続き放送大学と連携した受講啓発パンフレット（令和８年度受講用）を作成し、各教育委員会や学校等に広く周知するとともに、学校教育関係雑誌への積極的な投稿を行った。		
--	--	---	--	--

4. その他参考情報
予算額と決算額の差が10%以上であるが、教師の学びを支援する免許法認定通信教育システムの更新や研修施設の機器更新を実施したことが大きな要因である。

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第1号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要である。また、インクルーシブ教育システムの構築は、権利条約の理念が目指す共生社会の形成に向けて不可欠であり、特別支援教育推進のための基盤となることから、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進する必要があることから、重要度は高い。		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度		令和3年 度	令和4年度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年度
当研究所のホームページ訪問者数	年間75万 以上	—	860,363	927,887	902,780	1,078,520	1,137,298	予算額（千円）	296,384	243,938	238,016	247,742	264,407
発達障害推進センターWeb サイト訪問者数	年間10万 件以上	—	215,700 件	323,595 件	316,530 件	400,656 件	430,240 件	決算額（千円）	265,737	262,280	256,022	284,217	333,632
動向把握、情報発信した 国数	7か国以上	—	7か国	8か国	8か国	8か国	8か国	経常費用（千円）	267,909	263,738	264,838	294,499	335,810
地域の課題解決に向けた取組の実施件数	中期目標 期間中に 30件以上	—	13件（令和3年度 13件（計画値：6	26件（令和4年度 13件（計画値：6	42件（令和5年度 16件（計画値：10	57件（令和6年度 15件（計画値：10	63件（令和7年度 6件（計画値：5件以	経常利益（千円）	454	△349	2,792	0	0

				件以上))	件以上))	件以上))	件以上))	上))							
	都道府県・市町村からの相談支援についての有意義度	80%以上	80%	100%	100%	100%	100%	83%		行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
	インクルーシブ教育システム構築支援データベース事例のダウンロード件数	毎年 2 万 5 千件	毎年 2 万 5 千件	22, 459 件	25, 102 件	80, 335 件	118, 917 件(令和 6 年度計画値: 5 万件以上)	134, 343 件(令和 7 年度計画値: 11 万件以上)		行政コスト（千円）	267, 877	263, 738	264, 838	294, 499	335, 810
	日本人学校への情報提供回数	年 15 回程度	—	年 15 回	年 15 回	年 17 回	年 17 回	年 16 回		従事人員数	17	16	17	20	18

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
(1) 特別支援教育に関する情報発信 <主な定量的指標> ・研究所のホームページの訪問者件数、毎年度、年間 75 万件以上 ・発達障害教育推進センターの Web サイトの訪問者数、年間 10 万件以上	<主要な業務実績> 【各種ホームページの訪問者数<主な定量的指標、評価の視点>】 以下の取組により、当研究所のホームページへの訪問者数は、 <u>令和 7 年度中で 1,137,298 件（目標値に対して 151.6%）</u> であった。また、 <u>発達障害教育推進センターの Web サイトの訪問者数は、令和 7 年度中で 430,240 件（目標値に対して 430.2%）</u> であった。いずれも目標値を大きく上回った。 ア ホームページの整備・充実 ホームページの整備・充実への対応として、以下の取組を行った。 ・研究成果、刊行物については SNS で発信するとともに、ホームページ上へのスライダー掲載を行い、成果物にスムーズにアクセスできるよう留意した。 ・ホームページのうち、子供向けの内容を発信している「とくそうけんキッズルーム」において、新たな動画を追加した。例えば、手話施策推進法に基づき、子供にも理解しやすい手話動画を 3 本製作し、ホームページ内で公開するとともに、SNS においても積極的に発信した。	<評価> 評価：A 主な定量的指標、その他の指標において、いずれも所期の目標を上回る成果が得られたものとする。また、評価の視点にある主務大臣からの指摘事項等への対応も行っていることから、A 評価とした。 所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。 <根拠> 研究所としては、 ・令和 6 年度の X の開設に続き、 <u>令和 7 年度は新規に Instagram も開設し、日常的な SNS を積極的に併用した最新の情報を発信</u> ・ただ発信するのではなく、SNS のアドバイザーの意見も考慮し発信頻度を多くし、動画も増やし、効果的な発信を最大限工夫 ・自治体と連携し、全国 23 の自治体の教師の研修会の特別支援教育に係る講義の冒頭の時間をいただき、その講義に合った研究所の成果物、コンテンツ、リーフレットについて説明する広報 ・活用したくなる魅力ある成果物やコンテンツの作成・発信 ・研究所主催事業や講師派遣の機会を活用した研究所の		

＜評価の視点＞ ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	・研究所公開、研究所セミナー等への参加申込みをホームページから行えるよう、参加申込フォームを活用することとし、また、参加者が事前にセミナー等の資料を閲覧できるようにホームページに掲載し、参加者の利便性を確保する工夫を行った。 ・令和6年に立ち上げたホームページ改善ワーキンググループにて検討を重ね、さらに有識者に対するホームページの有用度調査を対面で実施し、収集した意見を仕様書等に反映し、令和8年3月に、一層利便性の高い、国民に対してよりわかりやすいホームページに全面リニューアルした。 イ 発達障害教育に関する理解啓発活動 発達障害教育推進センター（以下、発達センター）のWebサイトの訪問者数は、先述の通り、年間430,240件となり、目標として掲げた10万件的指標を大きく上回り、年間40万件的を大きく超えた。当研究所の取組がWebサイトの訪問者数の増加に反映されている一方で、主務大臣や有識者より通常の学級を指導する教員に向けた情報発信をさらに検討すべきとの指摘及び外部有識者による「発達障害等の情報提供にかかる検討会議」で出されたWebサイトの改善についての意見を踏まえて、令和8年3月にWebサイトのリニューアル公開をすることができた。 ＜主務大臣指摘＞（R3年度実績評価時） 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒のみならず、通常学級に在籍する児童生徒に対する教育や支援に関する情報発信を充実させること。 ＜有識者意見＞（R5年度実績評価時） これだけ有益な情報や学びのコンテンツを有する特総研について知らない教員が多く、あらゆる層の教員にどのように活用を促進するかは大きな課題である。 統計的に見ても高等学校教員による認知度が低い。	広報 ・コンテンツの作成・発信のみならず、アウトカムを意識し、研究成果やコンテンツやリーフレットが、学校現場でどのように活用、教師や児童生徒に良い効果を促しているかについて情報収集 ・ホームページの有用度調査や幅広いステークホルダーを含む検討会議の場を通じた意見収集 ・校長会等関係団体や研究協力校などとの日頃のやりとりを通じた意見収集 等、様々な取組を通じて情報収集・発信に努めており、結果として目標値を大きく上回る、<u>研究所創設以来最高の訪問者数の獲得に至った</u>と考える。 特に、発達障害教育推進センターのWebサイトに関しては、<u>文部科学省の調査結果</u>（通常の学級で学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合が小・中学校で8.8%）<u>や主務大臣の指摘等を踏まえ、特に通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の指導・支援を担当する教師に焦点を当て、内容の充実を図るとともに、検討会議を通じて、教育関係者、福祉関係者、保護者など幅広いステークホルダーから意見を収集し、ページ改善案の整理を進めた。</u> 研究所ホームページ及び発達センターWebサイトについて、令和7年度は、これまでの検討を踏まえた<u>リニューアルを実施し、トップページのメニューを整理し、得たい情報にアクセスしやすいHPにした。今回のリニューアルでスマートフォンでも格段に見やすいホームページになった。</u>	
---	--	--	--

<その他の指標> ・関係機関との連携を推進し、研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方と取組を強化する等を目的に作成する「広報戦略」を基本としつつ、戦略的・総合的に情報収集及び情報提供を行ったか。 ・当研究所の存在や活動内容等	また、発達センターの Web サイトと相互リンクが貼られている国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと共同で運営している「発達障害ナビポータル」（令和 3 年開設）について、継続して充実と改善を図った。発信内容としては、文部科学省、厚生労働省、国立障害者リハビリテーションセンター発達情報・支援センター、発達センターの合同で開催している「発達障害支援の地域連携に係る全国合同会議」の収録映像の公開、発達障害のある本人やその家族向けの情報検索ツール「ココみて（KOKOMITE）」における医療機関情報の公開や、「発達障害に関する外国人保護者向けパンフレット」について「やさしい日本語」を含む 25 の言語による公開など、通常の学級に在籍する発達障害児の指導・支援の情報提供の強化を中心に多様なニーズに対応した内容の充実を図った。そして「発達障害ナビポータル」にリンクしている発達障害教育推進センターの Web サイトを令和 8 年 3 月にリニューアル公開して、学齢期の情報の充実を図った。 <有識者意見>（第 5 期見込み評価時） 「ココみて（KOKOMITE）」HP では、例えば「発達障害の子どもたちへの教育上の配慮」などとして、文部科学省及び研究所が推奨する配慮内容、教員向けの資料のリンクを作ることも良いと思う。 【戦略的・総合的な情報収集及び情報提供<その他の指標、評価の視点>】 ア 戦略的な広報の推進・情報の計画的収集 年度当初に立案した広報戦略計画に沿って、戦略的・総合的に、関係機関を対象に情報収集及び情報提供を実施した。特に、令和 6 年度には有用度に関する関係団体への聞き取り（特別支援教育推進連盟や全国国公立幼稚園・こども園長会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国定時制通信制高等学校長会、教育委員会及び特別支援教育センター等、10 カ所を対象）を実施し、令和 7 年度にお	研究所では、研究所の認知度向上及び、成果物やコンテンツの周知・活用の促進を図るため、あらゆる機会を捉えて積極的な広報に努めてきた。具体的には、以下の通り。 研究所の最新の研究成果や進捗状況について担当部署（情報・支援部）において把握・集約しておき、<u>校長会や関係機関・関係団体のニーズに合わせ、いつでも的確な情報発信ができるように日頃から準備をしていた。特に、令和 7 年度は高等学校における特別支援教育の推進に向</u>	
--	--	---	--

について、学校や、各種団体等、多方面に周知し、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう取り組んだか。 ・研究成果の普及やインターネットをはじめ広報効果の高い ICT ツールを活用した情報提供の量的充実を図るとともに、国と連携しながら、ガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行い、現場での活用を促進したか。 ＜評価の視点＞ ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	ける情報提供の参考とした。具体的には、「現場の教職員が必要な情報を自分で検索できるような工夫」、「各地の先進的な取組が集約されているといい」、「自閉症班が作成したリーフレットのようにイラストが使用されていると活用しやすい」等の意見を参考にし、情報提供を実施した。 このほか、以下の通り、関係機関や様々な機会を通じて情報収集に努めた。 ＜全国特別支援学校長会や全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会等＞ 校長会等に対しては、 ・当研究所での実施が望まれる研究課題や研修等のニーズについての情報収集 ・障害種別等の研究班・チームによる研究に関する情報収集 ・全国大会等への参加による情報収集 (第 61 回全国特別支援学校長研究大会、全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会研究協議会 等) ・各校長会が実施する全国調査への協力を踏まえ、全国の小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室設置学校長から教育現場や学校経営上の現状と課題についての情報収集 ・学校の研究紀要、教育委員会や教育センターが発行する資料、インターネットや文献検索等による情報収集 を実施した。このほか、全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会と協働して、全国の設置学校長より情報を収集し、初めて特別支援学級及び通級指導教室の設置校の校長に向けた書籍を作成し、令和 8 年 3 月までに原稿を集約し、令和 8 年度に発行予定である。 さらに、全国高等学校長協会と連携し、当該協会が主催する人権教育研究協議会（千葉大会 12/1～12/2）にて、当研究所で作成している「特別支援教育リーフ」等の各種資料について紹介する相談ブースを設置し、周知を図ることや校内研修等の各種相談に対応すること	けて、<u>全国高等学校長協会と連携し、当該協会が主催する人権教育研究協議会にて、研究所コンテンツを紹介するブースを設置し資料の周知を図るとともに、各校長の相談にも対応することができた。</u> 同時に、日本特殊教育学会や日本 LD 学会をはじめとする関連学会の大会参加によって得られる情報や論文発表等の情報をフォローし、研究所で共有したことを関係団体等の会議等を通して必要に応じて発信を行い、各団体等の活動に貢献した。また、<u>自治体が実施する教職員の研修会にも可能な限り出向き、情報発信に努めた</u>（令和 7 年度：23 自治体の研修に参加）。対面で、直接小・中学校・高等学校・義務教育学校・中等教育学校の教員に研究所コンテンツや成果物を具体的に紹介することにより、活用につなげた。令和 7 年度も継続して早期からの特別支援教育の充実に向けて、地域差がないように取り組むことが重要であるとの認識から、幼児教育の全国大会（大分大会、東京大会）で情報提供を実施した。全国大会の会場ロビーにて、園長を中心とする参加者と対面で相談を受けるブースを設け、研究所の各種指導資料や研究動向について意見交換を行い、全国の幼稚園・こども園等の園長に対する経営面の資質向上に貢献できた。また、令和 7 年度は、高等学校における特別支援教育の充実を図るために令和 7 年度全国高等学校長協会人権教育研究協議会（千葉大会）に参加し、全国高等学校長協会の校長先生方に対面で国立特別支援教育総合研究所の情報提供を行った。 このように、<u>様々な機会を捉えて、情報収集だけでなく積極的な情報発信に取り組んだことで、研究所のプレゼンスの向上につながる一定の成果があった</u>と考える。	
---	--	--	--

	ができた。 ＜全国特別支援教育センター協議会＞ 有識者の指摘も踏まえ、令和7年度全国特別支援教育センター協議会について、開催自治体の大阪府と連携し、「一人ひとりがいきいきと活躍できる共生社会の実現―「ええやん」と認め合える社会をめざして―」をテーマに開催した。全国52地域の特別支援教育センターや教育委員会事務局の指導主事等（140名会場参加）が参加した。各センター等が地域で取り組んでいる研究活動等についての4テーマ（①教育相談②研修③調査・研究④管理・運営）からなる課題別協議を実施し、各地域のセンター等の現状や地域ごとの情報収集を行い、各センター間のつながりを深めることができた。 ＜有識者意見＞（R6年度実績、第5期見込み評価時） 各都道府県の教育センターとの密な連携により、研究所の研究職員に現場の状況を理解し、課題等を把握していただくことで、現場の実情を踏まえながら、研究活動や研修内容により広がりを持たせていただくことができるのではないかと考える。 ＜学会、文献調査等＞ 特別支援教育に関連する学術的研究の情報も収集した。具体的には、日本特殊教育学会や日本LD学会など各種学会に研究職員が参加し学術的な情報収集を行うとともに、国際学会への参加、アメリカにおける盲ろう教育の取組の視察を通して、海外の専門家等とのつながり、ネットワークを構築するとともに、最新の研究動向を収集することができた。さらに、外務省大臣官房人事課子女教育相談室主催の定例会に参加し、大学教授より、特別支援教育対象児を含めた帰国子女の帰国後の変容や教育的課題についての情報等も収集した。 イ SNS等を活用した研究成果等の情報提供・現場での活用促進 有識者の指摘も踏まえ、研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に	さらに、令和6年9月から開設したX及び令和7年10月から開設したInstagramの効果は非常に大きく、X及びInstagramの投稿後に研究所リーフレット等のダウンロード数について飛躍的な増加が見られ、かなり高い効果があることが確認できた。また、投稿後にフォロワー数が著しく増える傾向があることから、<u>ステークホルダーへの周知だけではなく、これまで繋がりのなかった層を含め広く国民一般に対して届いていることが推察され、共生社会の実現に向けた理解啓発等、広報活動の広がりが大いに期待できる。</u>	
--	--	--	--

	関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、校長会・関係機関・関係団体事務局等を通して発信し、幅広い情報提供を行った。 従来からのホームページ、YouTube（NISE チャンネル）、LINE（月 3 ～ 4 回）、メールマガジン（月 1 回）を活用して、積極的な情報の発信、提供を行ったことに加え、令和 6 年 9 月からは、X 公式アカウント（月 4 ～ 5 回）を開設し、加えて、令和 7 年 10 月からは、Instagram 公式アカウント（月 10 回程度）を開設し、従来より幅広く広報活動を展開した。 X については、<u>年間 89 件を投稿し、20,000 以上のインプレッション数を記録する投稿もあった。</u>3 月の時点で<u>フォロワー数 2,729</u>となった。Instagram については、SNS アドバイザーの助言も踏まえ開設した 10 月から積極的に投稿し、<u>累計 66 回投稿し、エンゲージメント数が 600 以上の月もあった。</u>3 月の時点で<u>フォロワー数 1,102</u>となった。 また、関係機関と協力した活用促進として、 ・全国教育研究所連盟（加盟機関は市区町村立や民間研究機関を含む全国約 170 機関）のメールマガジンを通じた情報提供 ・教育委員会等が主催の特別支援教育関連研修事業において、説明時間を頂戴しての特別支援教育リーフ等研究所成果物の紹介（対面では神奈川県教育委員会等 34 か所、オンライン・オンデマンドでは茨城県教育委員会等 8 か所を実施。） ・横浜市等の特別支援学級及び通級指導教室設置学校長協会に所属する学校長に対して当研究所のコンテンツの具体的な活用方法等について情報提供等にも取り組んだ。 <有識者意見> (R6 年度実績評価時) ・現場の教員が実際の指導の場面で使用できるコンテンツが多く、教員だけでなく管理職にも研究所の HP は好評であるが、支援に困ったときには研究所のコンテンツを誰もが活用できるように、より積極的な現場へのアプローチがあるとよい。	
--	---	--

	＜有識者意見＞(R6 年度実績、第 5 期見込み評価時) ・採用後 10 年以内に特別支援教育を複数年経験するよう文部科学省が政策を推進している中で、研究所が研修や情報提供を行うなど上手く連携することを期待する。 ・特別支援教育のナショナルセンターとして、情報発信に努めているが、さらに広く周知いただくような取組を期待する。併せて、小・中学校教員（特に中学校教員）の専門性を高めるために、まず各都道府県の核になるような教員を研究所の研修等で育てていただきたい。 ウ 研究成果の公表・普及 当研究所の研究成果については、当研究所の研究成果については、研究者をはじめ、教育委員会や学校の教員等の多様な利用者による活用を想定して、研究成果報告書、サマリー集、調査報告書、研究紀要、特総研ジャーナル、NISE 研究レポート、各種リーフレット類、ガイドブック、事例集等、様々な用途に応じた形式のものを作成し、それらをホームページで公開し、ダウンロードして活用できるようにした。 コンテンツのうち、小・中学校等で初めて特別支援学級や通級による指導を担当する教員や、特別支援教育について学ぶ機会がなかなか得られなかった教員を対象とした「特別支援教育リーフ」については、令和 7 年度は、予定数よりも多く 10 種類刊行することができ、5 年間を通して、当初の予定の 30 号までを超え、35 号まで刊行することができた。また、研究所における研究活動等の諸活動に関する情報や特別支援教育に関する情報について、特総研ジャーナルと英語版の NISE Bulletin を、所内から未発表論文を募集して審査の上編纂した研究紀要を刊行した。 ・研究所ジャーナル第 13 号 (R6.4)、NISE Bulletin vol.23 (R6.8) には、令和 5 年度の当研究所における研究活動及び事業等の諸活動に関する取組実績や特別支援教育に関する情報を掲載	研究成果の公表・普及に関しては、<u>主務大臣指摘を踏まえて、効果的な成果物と広報資料の作成力向上のための所内講習を行った</u>。その結果、Canva の活用によりチラシ作成等の作業時間が短縮されただけでなく、<u>研究成果物や広報資料のデザイン性や内容の質が向上した</u>。このように、魅力的なチラシやコンテンツの配信・配布により、ユーザーの目に留まったり、中身を読んでみようと思っていただけになったと推察される。なお、こうした取組は、<u>教師だけではなく広く国民一般への情報発信の強化にもつながっており、それが結果としてホームページ閲覧数の大幅な増加に繋がったと推察される</u>。	
--	--	---	--

	・研究紀要第 52 巻（R7.3）には、原著論文 1 点、事例報告 1 点、研究展望 1 点、調査資料 4 点を掲載 これらの成果物やコンテンツについては、ホームページの「報告書・資料」欄等に情報を集約し、SNS 等を通じて情報発信したほか、所内外の研修や講演、文部科学省主催の説明会、当研究所主催の各種イベント、各種学校長会の総会等において、コンテンツの案内を配布し、説明を行うことで普及を図った。また、広報用チラシを更新し、全国国立大学附属学校 PTA 連合会等へ紹介した。 さらに、基礎的研究班活動等で得られた研究成果や調査結果については、日本特殊教育学会等の学会等でポスター発表や口頭発表、誌上発表等を行い、普及を図った。 また、主務大臣の指摘も踏まえ、第 5 期中期目標期間の研究成果として「特別支援学級に在籍する外国につながるのある子供への指導・支援に関する Q&A」を作成するとともに、その Q&A の解説や事例紹介を含む研究成果普及会の開催を行った。今後、Q&A についてリーフレットや動画を作成したり、文部科学省「かすたねっと」や国立障害者リハビリテーションセンター等の関連する Web サイトへの掲載を依頼したりするなど情報発信に努め、教育現場における活用を促していく。 ＜主務大臣指摘＞（R6 年度実績評価等） 外国につながるのある児童生徒が増加する中、特別支援教育の必要性がある児童生徒も少なくないことから、こういった児童生徒への対応の在り方についての情報発信に取り組むことを期待する。		
＜その他の指標＞ ・国内外の大学図書館等と連携し、研究所の研究成果や研究所が保有する学術文献に関する情報を特別支援教育の研究	エ リポジトリ及び図書室サービスの整備 令和 6 年度に運用を開始した特総研リポジトリにより、当研究所の研究成果をインターネットで公開している。また、図書室が内閣総理大臣の指定を受けた歴史資料等保有施設であることから、当研究所が保有する学術研究用の資料を広く一般の利用に供している。保有資料の	リポジトリを公開することで、当研究所の研究成果を一元的に情報発信し、インターネット上で誰でも容易に入手することができる。 リポジトリ及び OPAC が我が国最大の学術情報検索基盤「CiNii Research」とデータ連携していることで、国	

者（大学教員、大学院生等）に積極的に提供して、特別支援教育に関する研究の振興と質の向上に貢献する。	目録は、特総研OPACによりインターネットで公開している。特総研リポジトリ及び特総研OPACは、我が国最大の学術情報検索基盤である「CiNii Research」とデータ連携している。さらに、特別支援教育に関する様々な学術文献に円滑にアクセスできるよう、インターネット上の情報資源や検索ツールへの入り口となるリンク集をホームページに掲載している。 全国の特別支援教育の研究者（大学教員、大学院生等）に向けて、大学図書館等と連携して当研究所の研究成果や当研究所が保有する学術研究用の資料を積極的に提供し、特別支援教育に関する研究の振興と質の向上に貢献している。具体的には、①図書室利用の受入、②図書館間相互協力に基づく郵送による図書貸出・文献複写（ILLサービス）という2つの方法により、著作権法の認める範囲内で研究成果や学術文献の提供を行っている。令和7年度の実績は下表のとおり。 【図書室外部利用実績】 <table><tr><td rowspan="2">図書室利用の受入</td><td>調査・研究</td><td>23人</td></tr><tr><td>視察・見学</td><td>232人</td></tr><tr><td rowspan="2">ILLサービス</td><td>図書貸出</td><td>30冊</td></tr><tr><td>文献複写</td><td>107件</td></tr></table> ILLサービスは、国立情報学研究所が運営し国内外1,600を超える学術機関が参加するネットワークシステム「NACSIS-ILL」により行っている。同システムを利用した文献複写サービス実績の令和7年度全国ランキングにおいて、当研究所は全参加組織の上位30%以内に入った。このランキングを教育系の国立単科大学・研究機関（13機関）に絞って比較すると、実数ベースでは11位であるが、各機関の蔵書規模を加味した場合は第1位となった。 令和7年11月、ILLサービスの一層の充実を図るため、神奈川県立	図書室利用の受入	調査・研究	23人	視察・見学	232人	ILLサービス	図書貸出	30冊	文献複写	107件	内外の研究者が当研究所の研究成果や当研究所が保有する学術文献に容易かつ確実にアプローチすることができる。 <u>特別支援教育に関する様々な学術文献への道しるべとなるポータルサイトは他に例が見られない。</u> NACSIS-ILLによる<u>学術文献の提供実績は1,600を超える学術機関の中で上位30%以内に入る成績を上げている。</u>さらに、当研究所の蔵書数（約8.8万冊）を加味して他機関の実績と比較した場合には、文献複写サービスにおいて全ての教育系の国立単科大学・研究機関を上回る貢献度を示している。 KL-NETによる蔵書貸出サービスの開始から5ヶ月間で県内8市から17冊の利用ニーズがあり、地域における特別支援教育に関する研究の振興と質の向上に貢献するとともに、特別支援教育のナショナルセンターとしての当研究所の存在感を示している。
図書室利用の受入	調査・研究		23人									
	視察・見学	232人										
ILLサービス	図書貸出	30冊										
	文献複写	107件										

＜その他の指標＞ ・教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するための取組みを行ったか。 ＜評価の視点＞ ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	図書館が運営し神奈川県内全ての公共図書館や教育センター等が参加するネットワークシステム「KL-NET」に加入し、県内全域を対象とする図書の無料貸出サービスを開始した。令和7年度サービス実績として、県内8市の公共図書館に対して17冊の貸出を行った。 【教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動＜その他の指標、評価の視点＞】 ア 研究所セミナーの充実及び研究所公開等 研究所の取組について広く知っていただく機会として、11月に研究所公開を、3月に研究所セミナーを開催した。 （ア）研究所公開 当研究所の施設の公開や活動成果の紹介、また、特別支援教育や障害への理解を深めていただくため、研究所公開を開催した。 ＜テーマ＞ 発見、体験、特総研！ ～ NISE(ナイセ)と考えよう これからの特別支援教育 ＜開催日時＞ 令和7年11月8日（土） 10:00 ～ 15:30 ＜実施内容＞ ・研究職員による「講話」の開催 ・生活支援研究棟ツアーや、「あしたの教室」でのICT活用に関するデモンストレーション、発達障害教育推進センター展示室やiライブラリーなどの常設展示室の公開 ・障害の有無に関わらず、誰でも楽しむことができるインクルーシブスポーツの「HADO」体験会を体育館で実施 ・各障害種別研究班、テーマ別研究班による、研究成果のパネル展示や教材・教具の展示のほか、作業学習の体験として缶バッジ製作コーナーを実施。 ・本を使ってバリアフリーを体験するツアーでは、アイマスクをし	幅広い理解啓発として、ホームページやSNS等の発信のほか、 ・研究所の認知向上及びインクルーシブ教育システムや障害に関する理解啓発のための「研究所公開」 ・研究所の研究成果を普及するための「研究所セミナー」 ・自治体と連携して、地域における特別支援教育の理解啓発に取り組む「特別支援教育推進セミナー」 ・発達障害の理解啓発のための「発達障害教育基礎セミナー」 を開催した。それぞれ、目的と対象に照らしてプログラムを工夫し、幅広い理解啓発に努めた。 特に<u>発達障害教育基礎セミナー</u>については、従前、指導者養成を目的として発達障害教育実践セミナーを開催していたところ、通常の学級を指導する教員に向けた情報発信をさらに検討すべき、との有識者の意見を受け、<u>令和6年度に受講者を限定しない形で新たに実施したものである。</u> 左記の通り、多くの方に参加いただき、また、高い満足度もいただいたことから、教育関係者にとどまらず、広く国民一般の理解啓発にも貢献できたと考える。	
--	---	---	--

	た参加者が、視覚情報によって感覚が変わることを体感。 ・近隣の放課後等デイサービスと連携した仕事体験の実施 <実施状況> 来場者数：400名程度 研究所公開では、教育関係者のみならず、児童生徒の保護者や、地域の方々など幅広い参加者を想定し、障害理解を目的として誰もが参加できる「HADO」体験、地域と連携した神奈川県立武山支援学校の生徒による作業製品の販売、横須賀市立横須賀総合高等学校の生徒によるボランティア参加、放課後等デイサービス事業所と連携した仕事体験等を企画し、実施した。特に、ニーズに応じた教材・教具・支援機器の操作ができる展示室やスヌーズレン・ルームは子供から大人まで、多数の参加者で賑わうなど、体験型の展示が好評を得た。 幅広く多くの方に当研究所の事業や活動を理解していただけるような参加・体験型の展示内容を企画したことにより、参加者からの満足度は99.1%であり、大変高い評価を得た。 (イ) 研究所セミナー <テーマ> 共生社会の形成に向けた特別支援教育の展開 <開催日と開催方法> 開催日時：令和8年2月28日（土） 開催方法：対面（国立オリンピック記念青少年総合センター） 及びYouTube ライブ配信 <概要> 内容は、開会式、文部科学省行政説明、当研究所の研究紹介、重点課題研究等成果報告、障害種別研究班等ポスター発表、重点課題研究等分科会で構成した。 また、4法人の業務等共同実施の一環として独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人教職員	
--	---	--

	支援機構に加え、当研究所の連携先である国立大学法人広島大学、国立大学法人福岡教育大学による展示を行った。 <実施状況> 当セミナーへの会場参加者は 328 名、YouTube ライブ配信については、最大同時視聴者数が 307 名、平均視聴者数で 211 名であった。終了アンケートでは「意義があった」、「やや意義があった」とした回答が 98.5%、本セミナーの内容を「今後活用できる」、「少し活用できる」とした回答が 97.6%となり、数値目標を達成した。 イ 教育委員会・教育センターと連携したセミナー 地域における特別支援教育の理解啓発を図るため、全国を6ブロック（北海道・東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国・四国、九州）に分け、2年間で全てのブロックで開催するため、毎年、計画的に実施している。令和7年度は、3ブロック（北海道・東北、中国・四国、九州ブロック）で特別支援教育推進セミナーを開催した。各教育委員会、特別支援教育センター、大学等と連携を図り、オンラインを活用しながら実施した。 なお、以下の通りブロック別にテーマに沿う内容の講義や実践報告、情報交換及び協議を実施したほか、各ブロック共通で「インクルーシブ教育システムについての講義」を提供した。 ブロック別実施状況 【北海道・東北ブロック】 <テーマ> 学校現場における組織的な ICT 活用の実践 <開催日時> 令和7年9月25日（木） <実施内容> オンラインでの ICT 教材展示・ICT 教材活用体験	
--	--	--

	<第1部> 講義「インクルーシブ教育システムの構築と ICT」 実践紹介 <第2部> グループ協議・情報交換 <実施状況> 参加者数 120 名 【中国・四国ブロック】 <テーマ> 保護者や関係機関との連携による発達障害等のある子供の理解と支援 <開催日時> 令和7年10月1日（水） <実施内容> <第1部> 講義「インクルーシブ教育システムについて」 実践紹介 <第2部> グループ協議・情報交換 <実施状況> 参加者数 195 名 【九州ブロック】 <テーマ> 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進ー地域の実情や地 理的特色を生かした多様な学びの場における指導・支援の充実ー <開催日時> 令和7年11月12日（水） <実施内容> <第1部>		
--	---	--	--

	講義「インクルーシブ教育システムについて」 実践紹介 <第2部> グループ協議・情報交換 <実施状況> 参加者 130名 ウ 発達障害教育に関する理解啓発活動 有識者からの通常の学級を指導する教員に向けた情報発信をさらに検討すべきとの指摘を踏まえて、通常の学級の指導にあたる教員を含めた、受講者を限定しない発達障害教育基礎セミナーを令和6年度に引き続き開催した。発達センターが令和4年度より3年間の計画で取り組んできた発達障害のある児童生徒に関わる有識者、学校関係者等による「発達障害教育の情報提供にかかる検討会議」の成果を広く発信するために、多くの学校で課題となっている通常の学級に在籍する児童生徒に対する指導・支援について、研修の機会を提供することを目的として実施した。 令和6年度の反省を基に改善を図り、7月から1月まで公開のオンデマンド配信とした。また個人申込に加えて、学校等の単位での団体申込を受け付けて、校内研修や校内委員会で活用できるようにした。また、多忙化する学校現場で活用しやすくするために、45分間のパッケージで二本立ての設定とした。「発達障害教育の情報提供にかかる検討会議」の委員である常葉大学教育学部特任教授笹森洋樹氏を講師に、講演（「個に応じた支援」と「校内支援体制の充実」の二本立て）と講演後に発達障害教育推進センター長の長江清和上席総括研究員との対談（各々の講演を受けて各々対談）を行った。当セミナーの申込数は、個人申込で6,000名強、団体申込で500件強で人数に換算すると10,000名強で、総計16,000名を超えた。受講後のアンケートでは、アンケート回答897名のうち、「有意義であった」が689名（77%）、「どちらかといえば有意義であった」が194名（22%）の回答となっており、肯定	
--	---	--

	的な評価を得た。 さらに受講後のアンケートで、講演 30 分と講師とセンター長の対談 15 分（質疑応答・論点整理・意見交換）の構成、オンデマンド配信で視聴のしやすさと繰り返し視聴できること、校内研修で活用できたことを評価する感想が目立った。受講者のニーズに基づいたテーマ設定の要望も寄せられたので、第 6 期に向けて研修パッケージの作成とアーカイブ視聴ができるようにして研修に活用してもらえるように構想していく計画である。 このほか、NISE 学びラボ・特別支援教育リーフ等の各種コンテンツやリーフレットについて、教師も参加する一般社団法人全国国立大学附属学校 P T A 連合会 P T A 研修会第 16 回全国大会等で情報提供を行い、広く周知を行った。 ＜有識者意見＞（R5 年度実績評価時） これだけ有益な情報や学びのコンテンツを有する特総研について知らない教員が多く、あらゆる層の教員にどのように活用を促進するかは大きな課題である。 統計的に見ても高等学校教員による認知度が低い。 また、「世界自閉症啓発デー2025」の日本実行委員会に参画して、令和 7 年 4 月 2 日の東京タワーライトアップ点灯式や Web サイト等の役割を担い、厚生労働省、文部科学省、関係団体との連携による啓発活動を実施した。 エ 特別支援教育の理解啓発・普及を目的としたリーフレットの作成と発信 主務大臣の指摘を踏まえ、幼稚園等、小・中学校、高等学校等で特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対する特別支援教育に関する理解啓発・情報普及を目的とした「特別支援教育リーフ」の作成に取り組んだ。	理解啓発の手段として、上述の行事に加え、コンテンツの作成・発信の取組も行った。分量が少なく、かつ、専門用語を用いない平易な言葉でまとめられた「特別支援教育リーフ」は、都道府県市町村で教育委員会・教育センターの研修、特別支援学校のセンター的機能における小・中・高等学校への巡回相談の場等で大いに活用されてお	
--	--	---	--

	令和7年度は以下の10種類の特別支援教育リーフを発行し、学校現場をはじめ、関係機関、関係団体に普及を行った。		り、小・中・高等学校で初めて特別支援教育に携わる教員への支援ツールとなっている。 このリーフについては、有識者より、「特別支援教育について、大変分かりやすく整理してある。…異なる学校段階の <u>教師や保護者にも理解しやすい形で情報発信はとても重要な</u> ので、これからも発信をお願いしたい。」といった評価もいただいている。 <u>自治体からは、研修資料として活用することで、研修資料作成の負担減にもなる</u> といった声もいただいております、 <u>特別支援教育の知見の提供と自治体の働き方改革に貢献している。</u> 手話施策推進法の制定、デフリンピックの開催に伴い、主務大臣からの指摘があった障害理解に資する取組について、特別支援教育リーフ vol. 27 も全日本ろうあ連盟にも協力いただき、令和7年6月度に発行した。内閣府主催「手話ふれあいフェスタ」についても全国4か所に出向き、この特別支援教育リーフを用い、広報活動を行った。 全日本ろうあ連盟の強力な支援により、東京2025デフリンピックスクエアにおいて配布（大会期間中11月15日～26日）をした。さらには、デフリンピックツアーを行う学校の先生方への参考資料として、東京都内の約440校の小・中・特別支援学校の先生方への参考資料として配布した。（御協力東京都スポーツ推進本部） この主務大臣からの指摘を踏まえ、 <u>リーフレットのみならず、子供向け動画「手話のあいさつ」の公開も同時にリーフレットの配布とともにを行い、一連の広報活動により、児童生徒や教職員のみならず、広く国民に対して障害理解に大きく貢献した。</u>
	Vol. 26	シリーズA（発展編） タイトル：「できること」「やりたいこと」を支える支援機器の活用	
	Vol. 27	シリーズA（発展編） タイトル：デフリンピックから学ぶ きこえない・きこえにくい人が安心して楽しめるスポーツの工夫	
	Vol. 28	シリーズA（発展編） タイトル：不登校の予防と支援	
	Vol. 29	シリーズB（基礎編） タイトル：特別支援学級で活用できる知的障害のある児童生徒のための文部科学省著作教科書を活用した授業実践に向けて（小学校段階） 対 象：特別支援学級の担任 ね ら い：知的障害特別支援学級において、知的障害のある児童生徒のための特別の教育課程を編成して指導を行う場合に使用することができる文部科学省著作教科書（「星本」）及び教科書解説を活用した授業づくりについて具体的に紹介しています。本号は「小学校編」になります。	
Vol. 30	シリーズB（基礎編） タイトル：特別支援学級で活用できる知的障害のある児童生徒のための文部科学省著作教科書を活用した授業実践に向けて（中学校段階） 対 象：特別支援学級の担任 ね ら い：知的障害特別支援学級において、知的障害の		

		ある児童生徒のための特別の教育課程を編成して指導を行う場合に使用することができる文部科学省著作教科書（「星本」）及び教科書解説を活用した授業づくりについて具体的に紹介しています。本号は「中学校編」になります。	
	Vol. 31	シリーズC（事例編） タイトル：肢体不自由のある子供の理解と支援	
	Vol. 32	シリーズC（事例編） タイトル：入院している子供の理解と支援	
	Vol. 33	シリーズC（事例編） タイトル：音読に困難さがある子供が気になる先生へ	
	Vol. 34	シリーズC（事例編） タイトル：子供のつまずきの背景を「体の動き」や「感覚」という視点から考えてみよう	
	vol. 35	シリーズA（発展編） タイトル：インクルーシブな保育実践と一緒に考えてみませんか	
	主務大臣の指摘を踏まえ、パラリンピックやデフリンピックを題材とした児童生徒や教職員の障害理解に資する内容の特別支援教育リーフも日本ろうあ連盟にも協力いただき、令和7年6月度に発行し、このリーフレットを活用し、デフリンピック会場において、広報を行った。内閣府主催「手話ふれあいフェスタ in 静岡大学」（11月1日）「手話ふれあいフェスタ in 京都」（12月7日）「手話ふれあいフェスタ in 福岡」（1月18日）「手話ふれあいフェスタ in 岩手大学」（3月4日）【情報・支援部】にて現地に赴き、広報活動を行った。 また、全日本ろうあ連盟の御支援により、東京2025デフリンピックスクエアにおいて配布（大会期間中11月15日～26日）をした。		

	さらには、デフリンピックツアーを行う学校の先生方への参考資料として、東京都内の約 440 校の小・中・特別支援学校の先生方への参考資料として配布した。(御協力：東京都スポーツ推進本部) この主務大臣からの御指摘を踏まえ、リーフレットのみならず、子供向け動画「手話のあいさつ」の公開も同時にリーフレットの配布とともに、児童生徒や教職員のみならず、広く国民に対して障害理解に資する取組を行った。 <主務大臣指摘> (R6 年度実績評価時) ・NISE 学びラボや特別支援教育リーフ等は、特に通常の学級に在する多様な教育的ニーズのある児童生徒の適切な指導や必要な支援を充実していく上で意義があるものであり、学校現場の教員や支援員をはじめとする全ての関係者に活用されるよう、更なる情報発信・広報の強化に努めていただきたい。また、高等学校に関するコンテンツの充実にも引き続き、努めていただきたい。 (R5 及び R6 年度実績評価時) ・デフリンピック等のイベントを契機として、これらを題材とし、児童生徒や教職員の障害理解に資する取組を期待する。 オ 支援機器等教材に関する理解啓発活動 支援機器等教材に関する理解啓発として、i ライブラリー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター展示室、あしたの教室（ICT 活用実践演習室）を計画的に整備し、学校、大学、海外等からの見学者も受け入れてきた。令和 7 年度には、具体的に以下の取組を行った。 <特別支援教育教材ポータルサイト> ・山口県立特別支援学校での実践事例 60 件、大分県立特別支援学校の実践事例 54 件、岡山県立特別支援学校の実践事例 14 件、肢体不自由教育研究班の収集した実践事例 13 件を新たに掲載した。 ・特別支援教育教材ポータルサイトについては、ニーズに合わせたコンテンツの整備を行い、令和 7 年度、最新の情報を 141 件追加し	i ライブラリー等、実際の機器を展示し、見学者に触って体験いただくことで、一般の方には障害特性への気付きにつなげていただいたり、教師には、支援機器を知ることにとどまらず、指導における活用場面を具体的にイメージしてもらいやすくなるなどの効果があったと考える。 また、学校で活用可能な支援機器の情報や活用事例を提供する「特別支援教育教材ポータルサイト」の充実を図った。このサイトでは、支援機器と、それを活用した実践事例を合わせて紹介しており、<u>令和 7 年度には、141 件を新たに追加した。</u>このようなポータルサイトの改善・	
--	--	--	--

	た。 < i ライブラリー（教育支援機器等展示室）> ・新規支援機器等を購入する等、年間を通して展示室を整備し、常時、最新の機器を展示するよう工夫している。 ・令和7年度の所外からの見学者は381名（研究所公開、専門研修員を除く）。 < あしたの教室 > ・年間を通して機器の追加及び環境の整備を進めている。障害のある児童生徒が通常の学級で学ぶことを想定して、参観者に授業の中での有効的なICT活用の方法を検討する機会を設けた。 ・令和7年度の所外からの見学者は、228名（研究所公開、専門研修員を除く）。 < 発達障害教育推進センター展示室 > ・ライフステージに応じた情報が得られるように、幼児期、青年期に関する資料を展示室の発達障害教育推進センターのWebサイトとつながりを持たせる等の改善を進めた。 ・令和7年度の所外からの見学者は、669名（研究所公開、専門研修員を除く）。 < その他イベント参加等 > ・文部科学省主催こども霞が関見学デーにおいて、視線入力や遠隔操作のできる支援機器等を展示し、子供たちや、保護者等の参加者にICT機器を実際に操作してもらうことで、ICTの活用に関する情報提供を行った。 ・全国特別支援教育センター協議会（愛知大会）において、教材・教具や支援機器、プログラミング教材等の展示を行い、特別支援教育担当の指導主事を対象に教材・教具等の情報提供を行った。 ・特別支援教育推進セミナーの中国・四国ブロックにおいて、「ICT活用体験」の時間を設け、参加者にデジタルアプリ等の体験をしていただいた。	充実も、ホームページのアクセス数の著しい増加に繋がっているものと考えており、<u>支援機器等教材の理解啓発に大きく貢献した。</u>	
--	--	---	--

(2) インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 ＜主な定量的指標＞ ・中期目標終了までに7か国以上の諸外国の動向把握、情報発信を行う ＜その他の指標＞ ・海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なセミナーやシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ったか。 ＜評価の視点＞ ・主務大臣からの指摘事項等へ	＜主要な業務実績＞ 【国際動向の把握・情報発信＜定量的指標＞】 8か国（アメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、ドイツ、フィンランド、韓国、フランス）の国別調査を実施し、インクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向について情報収集を行った。 把握した海外情報については、特総研ジャーナルに『日本及び諸外国における聴覚障害のある子供の教育をめぐる現状－インクルーシブ教育システムの動向に関する国別調査結果をもとに－』として報告し、当研究所のホームページに掲載した。また、当研究所における特別支援教育専門研修の各期において、「諸外国における障害のある子供の教育」として、障害者の権利に関する条約、諸外国のインクルーシブ教育の動向と状況などについて、最新の調査を踏まえた講義を行った。さらに、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課や当研究所に訪した教育委員会等に情報提供した。 【海外研究機関との交流及び国際的なシンポジウムの実施＜その他の指標、評価の視点＞】 ア 韓国国立特殊教育院との研究交流 韓国国立特殊教育院とは、令和7年6月13日に韓国国立特殊教育院を会場とし「2025 年日韓特別支援教育協議会」を実施した。協議会のテーマは「重度重複障害のある子どもへの教育支援（医療的支援、病弱、その障害種にかかわる教師の専門性等）」であった。 韓国からは、韓国国立特殊教育院の事業紹介と「韓国における重度重複障害児への教育支援の現状」の発表があった。	＜根拠＞ <u>動向把握、情報発信した国数については、中期目標期間に7か国以上のところ、8か国実施した（達成度114.3%）。</u> 得られた情報は、ホームページ等を通じて発信するとともに、当研究所の専門研修における講義で地域のリーダーとなる教員等に普及した。 また、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の依頼により各国の基本情報を提供し、国の政策に寄与した。 韓国国立特殊教育院とは、令和4年度以降毎年集合型で協議会を開催している。令和7年度は韓国国立特殊教育院において、両国の重度重複障害のある子どもへの教育支援（医療的支援、病弱、その障害種にかかわる教師の専門性等）について情報交換を行い、職員同士の交流を行うことができた。特に、特別支援教育における喫緊の課題である医療的ケアに係わる研究成果を共有し、意見交換できたことは、今後、当研究所が研究を推進する上で大変有意義であった。	
---	--	---	--

の対応を行ったか。	当研究所からは、当研究所の事業紹介と「重度・重複障害のある子供への教育支援」を発表した。研究協議では、医療的ケア体制や教員研修制度、教育課程編成の実際に関する関心が高く、韓国の出席者から法制度や専門職の役割分担などについて多くの質問が寄せられた。 本協議会を通じて、重度重複障害児への支援や医療的ケアについて、日韓双方が直面する共通課題と、それぞれの法制度や教育現場での対応の違いを明らかにすることができた。 また、同院が韓国国内の特別支援学校等に向けて発行している季刊誌『現場特殊教育』に寄稿し、日本の情報を発信した。 イ フランス国立インクルーシブ教育高等研究所との研究交流 フランス国立インクルーシブ教育高等研究所とは平成27年3月に研究協力や交流に関する協定を締結していたが、10年を経過したことから、令和7年3月18日、同研究所において再締結を行った。同年12月2日には、同研究所において共同研究について協議を行った。共同研究は、令和8年4月から5年間で実施する計画である。 ウ 海外の特別支援教育関係者の受け入れ 令和7年度は、海外からの視察や研修を以下のように受け入れた。 ・ 令和7年4月24日 モンゴル国立障害児リハビリテーションセンター（11名） ・ 令和7年5月8日 カザフスタンカラガンダ地方教育省他（26名） ・ 令和7年5月27日 キューバ日系人連絡会（海外日系人協会）（6名） ・ 令和7年7月31日 ガーナ ホン・ハルナ・イドリス教育大臣一行（15名） ・ 令和7年11月4日 JICA 横浜（15か国から19名） 計 19か国 77名	また、フランス国立インクルーシブ教育高等研究所との連携協定を令和7年3月再締結したことを受け、同研究所との令和8年度からの共同研究について具体的な協議を行うことができた。 韓国国立特殊教育院及びフランス国立インクルーシブ教育高等研究所との交流が強化され、<u>インクルーシブ教育システムの最新情報や障害者権利条約の審査への対応方法等を情報交換する基盤作りができた。</u> 令和7年度も、ガーナの教育大臣一行を含め、<u>海外からの多くの来訪者があり、特別支援教育に関する国際的な交流を広く行うことができた。</u>来訪者に、日本の特別支援教育の現状や当研究所の事業内容等について説明することによって、日本の特別支援教育や特別支援教育に関する研究について海外に発信することができた。また、来訪者から、それぞれの国の特別支援教育の現状と課題について情報収集することができた。 <u>国際シンポジウムを開催し、インクルーシブ教育システムの世界的な現状および日本の現状と今後の展望について、国内外の有識者から最新の情報を提供することができた。</u> <課題と対応> 主務大臣より「諸外国の動向に係る情報収集について、特総研ジャーナルや専門研修の講義内容への反映等に留まることなく、広く一般に周知するための効果的な発信・広報に努めていただきたい。」との指摘があった。 このことについては、令和7年12月に「2025年度NISE特別支援教育国際シンポジウム」をハイブリッド形式で	
------------------	---	--	--

	エ 国際的なシンポジウム等の実施、情報の普及 令和7年12月20日、横浜市において「2025年度NISE特別支援教育国際シンポジウム」を開催した。テーマは「これからの日本のインクルーシブ教育システムについて考える」であった。対面とオンラインによるハイブリッド形式で実施し、全体で800人を超える方に参加いただいた。眞城知己氏（関西学院大学）による基調講演「インクルーシブ教育システムに求められるもの」、佐藤利正主任研究員による諸外国調査報告に続き、各国のインクルーシブ教育システムについて報告があった（日本：久保山茂樹上席総括研究員、スウェーデン：是永かな子氏（高知大学）、韓国：李熙馥氏（韓国順天郷大学）、フランス：田尻由起氏（東洋大学））。最後に「諸外国の現状と取組から日本の小・中学校における指導・支援の充実について考える」をテーマとしたパネルディスカッションが行われた。海外の教育に学びながら、日本の特別支援教育のよさや今後への期待を確認できるシンポジウムであった。 主務大臣の指摘も踏まえ、広く一般の人々に周知するための効果的な発信・広報の機会として上記の国際シンポジウムを実施した。この国際シンポジウムは第6期中期目標期間において継続して実施する計画である。 <主務大臣指摘>（R6年度実績評価時） 諸外国の動向に係る情報収集について、特総研ジャーナルや専門研修の講義内容への反映等に留まることなく、広く一般に周知するための効果的な発信・広報に努めていただきたい。	実施し、800人を超える方々に諸外国の最新情報を提供、発信することができた。	
(3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信 <主な定量的指標>	<主要な業務実績> 【地域支援事業有意義度<定量的指標、その他の指標>】	<根拠>	

・地域の課題解決に向けた取組の実施件数中期目標期間中に30件以上（令和7年度計画値：5件以上） ＜主な定量的指標＞ ・地域実践事業に参画した都道府県・市町村の事業に関する有意義度80%以上 ＜その他の指標＞ ・我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けた、都道府県等への支援を行ったか。 ・インクルーシブ教育システム構築に向けて都道府県・市町	ア 地域支援事業の実施 <u>地域支援事業を6件実施した。</u>参画した自治体は、6都道府県の6自治体（2県4市）教育委員会であった。参画自治体は、以下のような内容で事業に取り組んだ。 ①青森県：チームで支える特別支援教育校内支援体制充実事業 ②宮城県：自立と社会参加につながる「共に学ぶ教育」推進モデル事業 ③北海道赤平市：インクルーシブ教育システムの推進による地域の関係機関が相互の役割を理解し合う切れ目のない支援体制の構築 ④神奈川県秦野市：「共に育ち共に学ぶ学び舎」の実現に向けて ⑤鳥取県鳥取市：インクルーシブ教育システム構築に向けた取り組み～通常の学級における指導・支援の充実と校内支援体制の充実に向けて～ ⑥福岡県宗像市：共生社会の形成に向けた特別支援教育の理解啓発事業 イ 地域実践事業に参画した都道府県・市町村の事業に関する有意義度 地域支援事業に参画した自治体に対して事業終了時にアンケートを実施したところ、全6自治体のうち5自治体から、本事業について「有意義であった」と回答があり、「有意義度」は83%であった（令和7年度計画：80%以上）。なお、残りの1自治体からは、「課題解決には、時間を要するものと考えます。次年度、実施報告会を計画しています。次年度の実践が重要と考えています」との回答があった。この自治体は1年間の参加であり、1年間の成果だけでは有意義であったかを「判断できない」という回答であったと考えられる。 アンケートの自由記述欄には以下のような記述があった。 ・成果の普及とまではいかないものの、インクルーシブ教育システ	<u>地域支援事業については、年度計画で5件以上実施と</u>しているところ、<u>6件を実施した（達成度120%）。</u> <u>地域支援事業に参画した6自治体のうち、5自治体から有意義であったとの回答を得た（達成度104%）、</u>いずれも計画を上回る結果であった。 各自治体に1名ずつ担当研究員を配置し、担当研究員が自治体を訪問したりオンラインで打合せを実施したりするなど丁寧に対応することによって、各自治体がインクルーシブ教育システム構築を推進し、有意義な成果を挙げるための支援を行うことができた。 対面とオンライン併用の「地域支援事業推進プログラム」やオンラインによる「交流スペース」の実施等によって自治体間の交流が進み、お互いの取組や成果を共有し事業を深化させることができた。 こうした取組を通じて、地域支援事業は、インクルーシブ教育システム構築に積極的に取り組む自治体が交流し高め合うプラットフォームの役割を果たすことができたと考えている。 令和7年度地域支援事業の成果については、令和8年3月に「令和7年度地域支援事業報告会」をオンラインで実施し、全国の自治体に成果を普及した。また、『令和7年度地域支援事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進』としてとりまとめ、<u>当研究所のホームページに掲載することで、本事業の成果を広く普及し、還元することができた。</u> <u>また、特別支援教育推進セミナー（九州ブロック）において令和5・6年度に地域支援事業に参画した自治体が</u> <u>話題提供したことも本事業の成果の普及につながった。</u>	
---	--	---	--

村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実を図ったか。 ・支援データベースの充実を図るとともに、閲覧者の利便性をより向上させたデータベースとしたか。	ムに係る研修会の内容や風景を地元紙や市の広報誌で市民に周知した。 ・来年度以降、特別支援教育関連の協議会等で成果について情報提供していく予定です。 ・リーフレットを作成し、今後研修会等で配布し周知を図っていく予定である。 ・報告会、研修会を行い成果を普及した。今後も継続して研修会等で成果の普及を行う予定。 ・成果報告会や取り組み内容を記載した便りの発行などを行った。 令和8年度から、取り組んできたものを市内すべての学校で横展開していく。地域や県によって課題等も違うと思いますが、みんなが取り組むことで、また、みんなが意識を向けることでインクルーシブ教育システムが浸透していくのだと思います。 ウ 地域支援事業の成果の公表や還元 令和7年9月、令和6年度地域支援事業の成果についてとりまとめた「令和6年度地域支援事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進」を全国の都道府県・市区町村教育委員会に送付するとともに当研究所のホームページに掲載して、本事業の成果の普及及び還元を行った。 令和7年度地域支援事業の成果については、令和8年3月実施の「地域支援事業報告会」を都道府県・市区町村教育委員会にオンラインで公開したところ、約50の自治体の参加を得ることができた。また、「令和7年度地域支援事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進」を令和8年度に作成し、全国の都道府県・市区町村教育委員会に送付するとともに当研究所のホームページに掲載して、本事業の成果の普及及び還元を行う計画である。 また、令和7年度特別支援教育推進セミナー九州ブロック（令和7年11月12日、「地域におけるインクルーシブ教育システムの推進ー地域		
--	---	--	--

＜主な定量的指標＞ ・インクルーシブ教育システム構築データベース事例のダウンロード件数、毎年2万5千件（令和7年度計画値：11万件） ＜評価の視点＞ ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	の実情や地理的特色を生かした多様な学びの場における指導・支援の充実－」をテーマに実施）において、令和5・6年度に地域支援事業に参画した鹿児島県阿久根市と同県枕崎市による事業報告がなされ、成果の普及を行った。 エ 全国特別支援教育センター協議会の会員による共同研究 神奈川県教育委員会、岩手県総合教育センター、神奈川県立総合教育センター及び山梨県総合教育センターと当研究所の共同により、高等学校に在籍する知的障害のある生徒や学業・生活上の困難を抱える生徒に対する指導・支援の現状と課題に関する調査を実施し、自治体における先進的な取組事例や支援方法の情報を収集することができた。調査結果については、令和7年度にとりまとめた。 【インクルーシブ教育システムの構築に向けた情報発信＜定量的指標、評価の視点＞】 ア インクルDBの事例ダウンロード数 令和7年度のインクルDBの事例ダウンロード数は134,343件（令和7年度計画：110,000件を確保に対して122.1%）であり目標を達成した。 イ インクルDBの充実と閲覧者の利便性向上の取組 インクルDB利活用の一層の促進のため以下に取り組んだ。 幼稚園、小・中学校、高等学校等の関係者にもインクルDB活用の周知を図るため、令和4年度から継続した取組として、令和7年12月に「令和7年度インクルDBセミナー」をオンラインで実施し、約900名の参加を得た。主な内容は、インクルDBの操作方法等に関する説明と、インクルDBを活用した研修例（島根県教育センターにおける「主幹教諭研修（新任）におけるインクルーシブ教育システム構築支援データベースの活用」の報告）であった。このセミナーについては、当研究	<u>インクルーシブ教育システム構築データベースの事例ダウンロード数は、134,343件</u>であり、令和7年度計画で「110,000件以上を確保する」としている指標の1.2倍となった（<u>達成度122,1%</u>）。	
--	---	---	--

	所の YouTube サイトである「NISE チャンネル」でも公開し、普及に努めている。 主務大臣の指摘を踏まえ、インクルDBにおいて最新のコンテンツを提供できるよう、令和7年度中に3つの都道府県教育委員会に対し事例提供について協議を行った。このうち、2つの教育委員会については第6期中期目標期間に事例提供及びインクルDBへの掲載について具体的な協議を行うこととした。また、第6期中期目標期間においては本研究所の障害種別研究班の活動の中に事例提供を含めるようにした。これらを通じて、第6期中期目標期間中に最新のコンテンツを収集できる体制を構築し、最新のコンテンツの提供を行う計画である。 ＜主務大臣指摘＞（R6 年度実績、第5 期見込み評価時） 改正障害者差別解消法が令和6年4月に施行され、私立学校も含めた全ての学校において合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、インクルDBについては、合理的配慮の提供に関する学校現場の様々な事例を収集し、学校現場が現に直面している困り感に応えることができる最新のコンテンツを提供できるよう、見直しを図ることが必要である。		
＜主な定量的指標＞ ・日本人学校への情報提供回数、年15回程度 ＜評価の視点＞ ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	【日本人学校への情報提供＜定量的指標、評価の視点＞】 ア 日本人学校への情報提供の実績 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供（国立特別支援教育総合研究所の研究成果や動画コンテンツに関するリーフレットや「特別支援教育サポート通信」、「特総研だより」の送信等）を年16回実施し、関係者への情報発信を行った。加えて、海外子女教育専門相談員連絡協議会に参加し、国内の特別支援教育の動向等に関する話題提供・意見交換を実施し、海外子女教育に関わる相談員等への理解啓発を行った。 また、教育委員会や学校、関係機関等の相互のネットワークの要として、関係団体との連携を図った。関係団体が主催するオンラインによる	日本人学校に対して、情報提供（国立特別支援教育総合研究所の研究成果や動画コンテンツに関するリーフレット「特別支援教育サポート通信」、「特総研だより」の発信、日本人学校からの遠隔支援の依頼への対応、文部科学省主催日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等含む）の研修会においての情報提供等）を年間16回発行（目標値に対して106.7%）し、特別支援教育に対する理解を促進した。 また、海外子女教育専門相談員連絡協議会（会長外務省外務省大臣官房人事課子女教育相談室長）定例会に参加し、国内の特別支援教育の動向等に関する話題提供・	

	各種会議に出席し、当研究所から特別支援教育に関する研究成果等の情報提供を行うとともに、要請に応じてオンライン等の研修を行うことで連携強化を図った。研究所要覧や各種案内等を当研究所のホームページに掲載するとともに、関係団体事務局に周知を図り、関係者にデータでの共有を依頼し、当研究所の認知度向上に努めた。 イ ニーズに応じた対応 主務大臣の指摘を踏まえて、情報提供等の支援に際しては、主務大臣の指摘を踏まえて、合同研修会等に参加した日本人学校校長及び特別支援教育コーディネーター等にアンケートを実施し、ニーズを把握し、情報提供に活用した。特に、合同研修会の実施に際しては、研修企画の段階から参画し海外の各校が抱える特別支援教育に関する課題や情報ニーズを具体的に把握し、研修会の内容・運営の充実を図ることに貢献した。 さらに、今年度、文部科学省委託事業を受けて海外子女教育振興財団が実施している遠隔支援コンサルテーションにおいて、上海日本人学校虹橋校に研究職員が現地訪問し、各日本人学校の教育的ニーズの聞き取り、授業観察、相談ケースへの助言に加えて、幼稚園の教職員に向けてなどの専門的知見の共有を目的とする情報交換会などを実施した。 ＜主務大臣指摘＞（R6 年度実績、第 5 期見込み評価時） 日本人学校への相談支援について、各日本人学校でのニーズや活用状況を把握した上で、日本人学校が直面する課題の解決に資する情報提供を行うことが必要である。	意見交換を実施し、海外子女教育に関わる相談員等への理解啓発を行った。 加えて、令和 4 年度より文部科学省から協力依頼があった「在外教育アドバイザー」について、令和 7 年度も必要に応じて、学校教育支援・連携担当で対応した。海外子女教育振興財団が受託した「在外教育施設重点支援プラン」の事業にオブザーバーとして協力し、ホーチミン日本人学校と埼玉大学教育学部附属特別支援学校、ソウル日本人学校と筑波大学附属大塚特別支援学校、上海日本人学校虹橋校と筑波大学附属久里浜特別支援学校との遠隔支援コンサルテーションに参加した。また、遠隔支援コンサルテーションの支援内容の充実及び現地の支援状況等を把握するために、上海日本人学校虹橋校に訪問し、日本人学校の支援状況や幼稚園の教職員に向けた支援についての今後の方針等について情報交換を行った。加えて、日本人学校特別支援教育コーディネーター勉強会、在外教育施設赴任予定の教職員に向けた講演、遠隔支援コンサルテーションに係る合同研修会や報告会で、助言等を行った。	
＜その他の指標＞ ・校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した	【関係団体との連携による学校支援＜その他の指標＞】 ア 関係団体等との連携 校長会等関係団体と連携した取組として、以下を実施した。	校長会等の関係団体とは、定期的に事務局を訪問することや、理事会に参加することなど丁寧な関係づくりを行い信頼関係構築を図った。各団体が主催する総会、研	

学校への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ったか	・全国特別支援学校長会の事務局会議に出席し（10回）、当研究所からの情報提供を行うとともに、研究及び研修等の協力を依頼した。 ・全国特別支援学校長研究大会及び年間3回の理事・評議員合同会議において、当研究所の事業説明及び情報提供、研究成果等の報告を行った。 ・全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会の対面で開催された定期総会等において、当研究所から情報提供を行った。対面で開催された全国副会長会において、各ブロックの情報を収集するとともに、テーマに応じた当研究所の研究成果等の紹介を行った。加盟校の特別支援学級及び通級指導教室を調査対象とした令和7年度全国調査では、学校全体の支援体制の要である「特別支援教育コーディネーター」に焦点を当て、実効性のある体制づくりを主題に据え、校務分掌上の位置付けと専任化の状況、校内委員会・校内研修における主導性、採用後10年までの計画的なローテーションと研修体系などを調査項目等の設問を中心に、質問紙の作成、結果の分析等に協力した。 ・全国連合小学校長会、全日本中学校長事務局、全国高等学校協会、全国定時制通信制高等学校長会、全国国公立幼稚園・こども園長会等の事務局に電話及びメールで連絡を取り、総会及び研究協議会等に出席し、直接、会員に特別支援教育に係る情報を要望に応じて提供した。次年度も継続して、所内の研究班長会議等を活用して各関係機関の情報提供を行い、各部・センター、研究班・研究チームと協力して情報収集を行い、各関係団体と連携の充実を図った。 イ 大学等の公開講座等への講師派遣 教員の専門性の向上への貢献及び研究成果の普及を意図し、都道府県等教育委員会、特別支援教育センター等が実施する研修会及び大学の公開講座等への講師として、延べ370人を派遣（オンラインによる実施も含む）した。また、大学等における非常勤講師として30大学から36件の依頼を受け、講義を実施した。	研究協議会等の年間活動計画に関する情報を正確に把握することで、研究所の指導資料や研究成果物、研修プログラムといったコンテンツについて、時機をとらえて効果的に提供することができた。これにより、校長会等関係団体の円滑な運営に貢献するとともに、団体を構成する所属会員の専門性向上に寄与することができた。 具体例として、全国特別支援学級・通級指導設置学校長協会との密接な連携については、当該協会が実施する全国的なアンケート作りの質問項目精査に係る助言・支援、当該協会刊行物への発刊に向けたコンテンツの提供など、当該協会のニーズに即応して実施した。	
--	---	---	--

<評価の視点> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	このほか、大学からの依頼による研究協議会・シンポジウムでの発表や、大学のセミナーにおける特別支援教育の最新の動向・モデル事業の紹介、(独)日本学生支援機構(JASSO)への講師派遣を実施した。 ウ 能登半島地震の被災地への支援 主務大臣並びに有識者の指摘も踏まえ、能登半島地震による被災地のニーズも踏まえながら可能な支援を行った。具体的には、当研究所ホームページの「災害時における障害のある子どもへの支援」に関するページについて、能登半島地震に対応させた更新を行った。また、当研究所や石川県教育委員会のホームページ等で紹介している、災害時における特別支援教育や発達障害児・者支援に関する指導者及び支援者向けコンテンツの情報をまとめたチラシを作成し、同じく教育委員会を通じて配布を行った。 こうした被災地への支援については、主務大臣の指摘を踏まえ、全国特別支援学校長会・石川県教育委員会を通し、継続的に被災地の状況を把握した。被災地の特別支援学校の学校長並びに教育委員会と意見交換をし、実際、被災の際に研究所から送付した教材等が有効であったのか、どんな支援が特に助かったかについて情報収集した。さらに、令和6年度当初に開設した小中学校の学校現場の教職員と教育委員会の職員を対象にしたオンラインの相談窓口を継続し、その後に発生した豪雨災害への対応を含め、現地のニーズに応える研修会等の支援を行った。 今後も継続して、校長会、教育委員会と連携しながら、被災地の情報収集並びにニーズに応える支援を行うこととする。 <主務大臣指摘>(R6年度実績評価時) ・能登半島地震の被災地への支援について、オンラインの相談窓口を開設し、被災地の特別支援学校長と意見交換をした評価できるが、フォローアップの実施が必要である	<u>被災地支援については、主務大臣の指摘を受け、被災地と継続的な関わりを持った。</u>本年度、被災地の学校や教育委員会へ足を運んでの情報収集等より、いつ発生するか分からない災害時の学校への対応について有益な情報を発信できるようにホームページを整えた。これらの情報発信は特別支援学校のみならず、全国の学校等への重要な情報提供になる。研究所ホームページ上でも「災害時の対応に関する情報」をトップページの目立つところに配置し、トップページからは2か所からこの情報にリンクできるようにした。 さらに、令和6年度当初に開設した学校現場の教職員と教育委員会の職員を対象にしたオンラインの相談窓口を継続し、<u>その後に発生した豪雨災害への対応を含め、現地のニーズに応える支援を行ったことは今後他の地域での災害時の対応に大いに役立てられるものとなった。</u> <課題と対応> 主務大臣から「インクルDBについては、合理的配慮の提供に関する学校現場の様々な事例を収集し、学校現場が現に直面している困り感に応えることができる最新のコンテンツを提供できるよう、見直しを図ることが必要」との指摘があった。 このことについては、インクルDBを活用した研修を	
---	---	--	--

		・能登半島地震の被災地への継続的支援は、特別支援教育のナショナルセンターとして、被災地の学校と、そこで学ぶ障害のある児童・生徒にとって有用である。加えて、地震や豪雨など、全国の災害安全にかかわる特別支援教育の推進に資する可能性があり、更なる充実と成果の分析が期待される。	実施した経験のある都道府県教育委員会と、事例収集の方法に関する協議を実施してきた。令和8年度中には、事例収集の方法について、さらに具体的に検討する計画である。	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報
予算額と決算額の差が10%以上であるが、ホームページ調達や国際シンポジウム等の開催により物件費の増加があったことが大きな要因である。

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費1%以上の業務の効率化	対前年度比 △1%以上	—	△1.6%	△5.3%	△1.4%	△1.6%	45.0%	効率化の算定対象が異なるため、基準値を「-」としている。
	中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比業務経費1%以上の業務の効率化	対前年度比 △1%以上	—	△1.2%	9.3%	△1.3%	△1.1%	20.4%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	
1. 業務改善及び業務の電子化の取組 ＜主な定量的指標＞ ・退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で一般管理費 1 % 以上、業務経費 1 % 以上の業務の効率化	＜主要な業務実績＞ 【効率化による経費縮減＜定量的指標、その他の指標、評価の視点＞】 ア 一般管理費 1 % 以上、業務経費 1 % 以上の業務の効率化 当研究所では平成 13 年度に独立行政法人化されて以降、運営に当たっての基幹的な財源である運営費交付金が通減される厳しい財政状況のもと、我が国唯一の特別支援教育にかかるナショナルセンターとして、研究所一丸となって一般管理費等の削減に鋭意取り組んできている。 特に令和 7 年度においては、災害時等におけるレジリエンス、持続可能性を確保しつつ、また、電力料金単価の恒常的な高止まりにも対応できるよう、使用電力量の削減を目指し、引き続き所内の全照明設備について LED 化を図り、経費削減で捻出した財源を活用し、前倒しで	＜評価＞ 評価：B 主な定量的指標、その他の指標において所期の目標を一部未達成であるが、評価の視点にある前年度主務大臣からの指摘事項等への対応も行い改善を図っていることから、B 評価とした。 所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。 ＜根拠＞ 業務効率化の比較基準年としている令和 6 年度に比べ、一般管理費では物価高騰で各種年間契約案件の価格が上昇したことや印刷機トナーの交換時期が重なったこと、業務管理費では中期計画最終年度として成果普及を中心に諸活動を拡充したことも影響し、退職手当及び特殊要因経費を除いた対前年度比一般管理費は 45.0 %、業務経費は 20.4 % の増加となった。		

	＜その他の指標＞ ・事業の重点化、管理部門の簡素化等の取組により業務運営コストの縮減を図ったか。	一部整備を実施した。これら計画を着実に推進することで、固定経費である今後の電力使用量を前年比 7.6%の減を達成したところである。併せて、敷地内に太陽光発電設備を導入したところである。 さらには、所内敷地に所在する樹木剪定に当たっては、業者と交渉し、夏季と冬季の年 2 回、当該業者主催の剪定実技講習会場として所内敷地を提供することで、剪定を無償で行っていただくなど、経費削減のための工夫に取り組んだ。 また、施設設備整備については、事後保全から予防保全による維持管理を徹底することとして、多大な経費を必要とする大規模修繕に至らぬよう、施設担当職員等による巡回を励行し、修繕箇所の迅速な把握とともに、令和 6 年度に引き続き財務課内の樹木管理ワーキングメンバーで敷地内を巡回し、倒壊の可能性のある樹木の見極め調査を行い、本調査に基づき、伐採等の所要の対応を取ることとて、倒木の未然防止に努めた。 イ 事業の効率化・運営化の取組 （ア）事業の効率化・重点化、予算執行の効率化 中期目標に基づく中期計画及び年度計画等に定める業務を推進するため「令和 7 年度予算編成方針」を策定し、当該方針に基づき予算編成を行い、事業の効率化・重点化を図った。 加えて、中期計画、年度計画に即した適切かつ効率的な執行と予算管理の徹底を図るため、四半期ごとの予算執行状況を把握し、「令和 7 年度予算の早期執行及び財務会計システムの運用について」（令和 7 年 10 月 14 日付）を所内に通知し、予算の有効活用、早期執行等につ		
--	---	---	--	--

いての周知を徹底した。これら予算執行状況を踏まえたうえで、3回の補正予算の編成を行い、効率的な予算執行に努めたところである。

また、近年の物価高騰で様々な調達案件にその影響が及んでいる中、節電の励行、会計システムによる事項ごとの予算管理の実施、旅費等の支払通知の電子メール化、所内各種会議におけるシンククライアント端末の活用等によるペーパーレス化の推進や、入札への誘引や入札参加資格要件の緩和などにより、より多くの業者が入札に参加できるよう配慮することをもって、業務運営コストを削減するための活動を継続してきた。

令和7年度においては、ネットワーク契約の見直しを行い、コスト削減を行うとともに、敷地内に太陽光発電設備設置の調達を実施し、光熱水費の抑制につながる工夫を行ったところである。

(イ) 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、当研究所の事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度以降毎年、調達等合理化計画を策定している。また、この計画は、毎年、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会が策定しているほか、同委員会が令和7年度実績の点検を行い公表している。

令和7年度の対象となる契約件数は22件、契約金額は約285百万円である。うち、競争性のある契約は17件（77.3%）、約212百万円（74.4%）、競争性のない随意

	<その他の指標> ・業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内や申し込みのオンライン利用の推進など、電子化できる業務の洗い出し及び取組の検討を行い、業務の効率化につなげたか。 <評価の視点> ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	契約は5件（22.7%）、約73百万円（25.6%）となっている。 競争性のない随意契約は、水道契約1件、手話通訳・要約筆記契約1件、システム改修3件、の計5件であり、これらについては他に供給できる業者が存在しないためである。なお、競争性のない随意契約については、調達等合理化検討会、内部統制推進会議の点検及び契約監視委員会の審査を受けている。 ウ 業務の効率化及び電子化の取組等（業務の効率化） 特定の期間において取り組む業務や組織横断的に取り組む業務についてはワーキングチームを編成し対応するなど、柔軟な組織体制の運用を図り、効率的な業務運営に努めた。 （電子化の取組） 電子決裁システムの導入については、令和6年度の導入決定に基づき、令和7年9月から職員の電子決裁システムの利用を開始し、1ヵ月の移行期間を設けたのち、令和7年10月から本格導入することにより円滑な決裁回付を実現した。また、勤怠管理システムを令和8年1月に導入することにより職員の勤怠をシステム管理することに加えて職員の利便性が向上した。両システムとも導入時には職員に対して説明会を行うとともに、電子決裁システムについてはQ&Aを作成して職員に共有する等、円滑な導入に努めることにより、速やかに業務効率化が実現するための取組を行った。 研修事業において、研修事業計画や研修実施要項、推薦書式等を当研究所のWebサイトに掲載するとともに、	ワーキングチーム編成による柔軟な組織体制の運用等とともに、テレワーク勤務であっても参加できるよう、オンラインによる会議を併用することを基本とし、効率的な運営体制を確保した。 また、当研究所は小規模な組織であるため、費用対効果の観点から必ずしもシステムの導入が必要ではない場合もあるが、導入によって生じるランニングコストと削減が見込まれる人件費、消耗品費等を比較し、業務アプリケーションの導入等を積極的に行うことで、多様な働き方に対応し業務負担の軽減を実現することができたことにより、有限である人的資源から最大限の成果を生み出すことにつながった。	
--	--	---	--	--

メールによる文書の送達及び教育委員会からの推薦書の提出、専門研修員からの提出書類等をメールによる受付を行った。さらに、これらの取組に変え、専門研修員からの Forms 等を利用して、必要な情報の収集や整理を行う等オンライン利用の取組を推進した。

また、研究所内における PMO の機能も有する内部統制推進会議を中心に各業務のモニタリングを実施し改善点の洗い出しを行うとともに、理事長のリーダーシップのもと、次年度のアクションプランを作成した。

さらに DX の推進に取り組むため、ワーキンググループを設置し、業務の課題を洗い出したうえで DX 推進の可能性を検討し、内部統制委員会へ報告した。

＜主務大臣指摘＞（R6 年度実績評価時）

・業務負担軽減の観点から、アプリケーションの導入等を行うことは評価できるが、引き続き、文書決裁及び出勤簿等の電子化を含めた、更なるDXを推進する必要がある。

＜主務大臣指摘＞（第 5 期見込み評価時）

・業務運営の効率化、業務負担軽減の観点から、更なるDXを推進する必要がある。

2. 予算執行の効率化 ＜その他の指標＞ ・ 業務達成基準による収益化の原則に基づいた、管理体制のもと、予算執行の効率化を進めたか。	＜主要な業務実績＞ 中期目標の業務に応じた「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」の業務ごとに各事業当事者が作成した予算積算書を基に次年度計画を含む役員ヒアリングを実施したうえで予算配分を行うことで予算及び支出実績を管理し、四半期ごとの予算執行状況を把握するとともに、補正予算編成により予算の再配分を行い、予算執行の効率化を図った。	＜根拠＞ 業務達成基準による収益化の原則に基づき、四半期ごとに予算執行状況を把握し、執行状況を踏まえた補正予算編成を行い、予算執行の効率化を図った。	
3. 間接業務等の共同実施 ＜その他の指標＞ ・ 効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を推進したか。	＜主要な業務実績＞ 【間接業務等の共同実施について＜その他の指標、評価の視点＞】 当研究所の所在地が交通の利便性が低い地域であるなど、経済効率性を追求するには厳しい状況の中、更なる経費節減、業務効率化を目指し、これまで「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、当研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構の 4 法人で、「物品の共同調達」、「間接事務の共同実施」、「職員研修の共同実施」について、費用対効果及び効率化等の検証を行いつつ、取組を鋭意推進してきているところである。 ア 物品の共同調達 令和 7 年度は、以下の品目について共同調達を実施した。その結果、経費の削減、業務の効率化が図られた。 ・ 事務用品（ドッチファイル等）	＜根拠＞ 効果的・効率的な業務運営のため、共同実施を決定した業務について、順次実施するとともに、費用対効果の検証等を行いつつ、新規業務の検討も行い、間接業務等の共同実施を推進している。 職員研修については、職員数の少ない法人同士が共同で実施することによる開催経費の節減等のスケールメリットに加え、普段接することの少ない他法人の職員との交流・情報交換ができるなど、非常に有意義な取組となった。	

	・ 電気供給の調達に係る入札手続き ・ 電子書籍 ・ 古紙溶解 ・ 非常食 イ 間接事務の共同実施 令和7年度も、以下の業務について共同で実施することにより、業務の効率化、適正化を図った。 ・ 予定価格作成に係る積算 ・ 会計事務等の内部監査 ・ 宿泊研修施設利用者の相互受入 ・ 国立大学法人等職員採用合同説明会の共同運営及び採用広報の相互協力 ウ 職員研修の共同実施 令和7年度は、以下の職員研修について共同で実施することにより、単独では実施困難な研修機会の確保や主担当法人以外の法人の業務の効率化、講師謝金等に係る経費削減が図られた。また、研修を通じて4法人間の職員の交流を図ることができた。 ・ 新規採用職員研修 ・ 人事制度研修～労働時間制度と運用～ ・ 階層別研修 Microsoft Forms で業務効率化～申請・集計の効率化、他アプリとの連携～ このほか、各法人が主催している研修会やセミナーへの受講機会の相互提供を、平成26年度から実施している。 <主務大臣指摘>（R6年度実績評価時） 効率的な予算運用を図るために、独立行政法人教職員支援機構（他3法人）間での「物品の共同調達」、「間接事務の共同実施」、「職員研修の共同実		
--	--	--	--

		施」などの間接業務等の共同実施は有用な手段であると考えられ、引き続きの検討が必要である。		
4. 給与水準の適正化				
<その他の指標> ・給与水準の適正化を図ったか。	<主要な業務実績> 役職員の給与水準については、主務大臣より、「当該法人は、国家公務員の給与及び他の独立行政法人の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。」との検証結果を得ているところであり、総務大臣が定める様式により当研究所のホームページにおいて公表した。 また、令和7年度の総人件費（最広義人件費）は786,420 千円、改正給与法に準拠した給与規程の改正等による給与支給額の増加等により前年度比 5.8%の増となった。	<根拠> 当研究所の給与基準については、国家公務員の水準未満となっており、主務大臣より「当該法人は、国家公務員の給与及び他の独立行政法人の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。」との検証結果を得ている。		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	
1. 自己収入の確保 ＜その他の指標＞ - 積極的に競争的資金等の外部資金導入を図ったか。 また、受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保を図ったか。 ＜評価の視点＞ - 主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	＜主要な業務実績＞ 【外部資金の獲得＜その他の指標、評価の視点＞】 当研究所では、研究活動、研修活動、情報普及活動など各種事業での取組において、関係団体や機関との積極的な連携・働きかけを行い、緊密な関係性を構築できたことで、共同研究等による外部資金の獲得を行った。 また、競争的支援獲得に向けた取組も実施した。具体的には、国立大学教員として長年勤務経験がありかつ豊富な研究業績を有する国立大学名誉教授を参与として招聘し、競争的資金への申請を予定している研究職員に対して、同参与による研究内容や申請内容に関する個別懇談等を開催した（個別懇談等を101回開催し、延べ142名の研究職員に対して指導・助言を実施）。また、「外部競争的資金への申請に向けた準備に資する経費」を設け、研究職員の外部資金獲得を支援した（4件）り、各種公募情報に関するリサーチ及び研究職員への情報提供を行うとともに、申請にあたっての事務的サポートなどを行った。	＜評価＞ 評価：B その他の指標において所期の目標を達成しているものと考えとともに、評価の視点にある主務大臣からの指摘事項等への対応も行っていることから、B評価とした。 所期の目標を達成している具体的な根拠は以下のとおりである。 ＜根拠＞ 当研究所のミッションの内容を踏まえると、科研費等の競争的資金を獲得することは不利な条件である。そのため、当研究所の各種事業を通じて、緊密な関係構築を図ることで、共同研究等の実施を実現した。 例えば、ファーストリテイリング財団の受託事業で実施している盲ろうに関する研究は現在、教員の養成段階や教員になってからも、希少障害である盲ろうについて専門的に学ぶ機会ほとんどなく、十分な教員研修の場や機会、支援体制が整備されていない状況下において、盲ろう幼児児童生徒の支援体制構築に多大なる貢献をしている。 また、作成した盲ろうに関するパンフレットやハンドブックを全国の特別支援学校等へ配布したり、全国約700か所の調剤薬局にポスターとして掲示したりしたほか、アメリカにおける盲ろう教育の取組の視察を通して得ら		

(ア) 科研費以外の外部資金研究

令和7年度は、受託事業を3件実施した。

ファーストリテイリング財団の受託事業については、全国に点在する多様な盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備を目指した教員研修のシステムと、地域資源の活用、関係機関との連携等に関する研究を行った。

また、令和6年度から引き続き8年度まで「特別支援教育における身体性の向上に資するデジリハツールの活用に関する研究(研究課題名)」をテーマに、株式会社デジリハが開発した「デジリハ」の特別支援学校等での評価方法や事例検討に関する受託研究を実施することになっている。

資金名	金額	研究課題名
ファーストリ テイリング財 団(R元～7)	5,000 千円	盲ろう幼児児童生徒 の支援体制整備に関 わる研究
国立病院機構 東京医療 センター(R2 ～7)	75 千円	先天性および若年性 の視覚聴覚二重障害 の難病に対する医療 および移行期医療支 援に関する研究
株式会社デジ リハ(R6～8)	240千円	特別支援教育におけ る身体性の向上に資 するデジタル機器の 活用に関する研究

れた海外の専門家等とのつながり、ネットワークの構築から、最新の研究動向を収集することができた。それらの活動を行うことにより、盲ろうに関する研究の全国的な普及啓発に寄与するとともに、同財団の理念である「より良い社会を実現するための研究、技術開発の支援や人材育成、社会的に弱い立場におかれた人々への支援を通して、あらゆる人々が共生できる持続的に発展可能な社会創り・・・に貢献していきます。」に寄与していると考ええる。

さらに、令和5年度事業評価時の主務大臣指摘事項(左記)を受けて、令和6年度から(株)デジリハと受託契約を結び肢体不自由のある子供の身体性の向上に資するデジタルツールの活用に関する受託研究を開始し、令和7年度も継続して実施した。

＜主務大臣指摘＞（R6 年度評価時）

競争的資金等の外部資金の導入のための取組を行ってはいるものの、受託事業による外部資金及び科研費等の獲得による自己収入の拡大を図るため、今後さらなる積極的な取組が必要である。

（イ）科研費

科研費の状況について、令和7年度は令和6年度に比べ、実施件数は6件減少し19件となったが、申請数は令和6年度と同件数、採択件数及び採択率は共に増加し、交付額についても17,680千円増の36,140千円となった。

このほか、他研究機関から研究分担者として、延べ13名、計2,757千円（直接経費2,120千円、間接経費636千円）の配分を受け、研究を実施した。

【資産貸付・寄付・基金による自己収入】

（ア）資産貸付等による自己収入

令和7年度の自己収入については、

- ・ 特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会を年2回開催したこと
- ・ 体育館や研修棟の貸出単価を見直したこと
- ・ 敷地内にシェアサイクリングサービスを誘致したこと

により、宿泊料収入等の資産貸付収入を対前年度約819千円増の11,792千円へと増加させることができた。

		令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度
宿泊棟	件数	350件	321件	395件

令和7年度の科学研究費補助金の採択率及び採択件数は昨年度から増加した。また、他の研究機関からの研究分担者として研究費の配分を受けた。

外部講師による「研究力向上セミナー」を開催するとともに、参与による個別懇談など研究職員の研究力を向上させる取組を進め、外部資金の獲得に向けて組織的に取り組んでおり、こうした取組の成果が実を結んでいると考えている。

当研究所の所在地は交通の利便性が高く無い地域にあり、保有資産を活用した自己収入の確保には条件が厳しい中、令和7年度は体育館、研修棟の貸出単価の見直しや、敷地内へのシェアサイクリングサービスを誘致する等の取組により自己収入の確保に努めた。

引き続き、物価高騰が継続していることから、令和7年度についても、再度研修員宿泊棟にかかる施設使用料について検証を行い、自己収入の確保を図るために必要な措置を講じた。

		<table> <tr> <td>使用料</td><td>金額</td><td>7,238 千円</td><td>10,521 千円</td><td>10,652 千円</td></tr> <tr> <td>体育館等使用料</td><td>件数</td><td>88 件</td><td>83 件</td><td>138 件</td></tr> <tr> <td></td><td>金額</td><td>470 千円</td><td>452 千円</td><td>1,140 千円</td></tr> </table>	使用料	金額	7,238 千円	10,521 千円	10,652 千円	体育館等使用料	件数	88 件	83 件	138 件		金額	470 千円	452 千円	1,140 千円		
使用料	金額	7,238 千円	10,521 千円	10,652 千円															
体育館等使用料	件数	88 件	83 件	138 件															
	金額	470 千円	452 千円	1,140 千円															
また、令和7年度についても引き続き物価高騰が継続していることから、体育館、研修棟にかかる施設使用料の見直しやシェアサイクリングサービスの誘致により、自己収入の確保を図るために必要な措置を講じた。 (イ) 寄附・基金による自己収入 障害のある子供の教育のより一層の振興を図るため、令和2年度に NISE 基金を設置し、広く国民からの寄附を募り、随時受け入れている。令和7年度は、イベント等でチラシを配布するなど積極的な広報を行った結果、1,080 千円（15 者）の寄付を受け入れた。令和8年度からは、クレジットカード決済及びリサイクル募金の導入や、寄附者への返礼品を見直し拡充することにより、寄附の動機付け強化を図ることとしている。また、内閣府賞勲局より紺綬褒章に係る公益団体として認定を受け、紺綬褒章の推薦が可能となった。																			
2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進	<その他の指標> ・ 障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。	<主要な業務実績> 【体育館及びグラウンドの外部利用の促進<その他の指標>】> ア 幅広い広報の実施 体育施設については、継続して研究所要覧や NISE パ	<根拠> 体育施設については、引き続きホームページやチラシ、横須賀市と連携して広報を強化するなど、施設利用促進のための取組を行った。																

	ンフレットに体育施設の利用案内を掲載し、広く周知するとともに、横須賀市の体育施設のホームページとの相互リンクを設置し地域のスポーツ団体等に対しても広報を行った。 また、研究所公開において、体育館に障害種別研究班の紹介ブースを設置したり、AR（拡張現実）技術を使ったユニバーサルスポーツ「HADO」体験会を体育館で実施し、多くの来場者に体育館を活用いただき体育館の存在を広報した。 イ 災害時における横須賀市への施設の提供 施設の外部利用の一環として、令和6年度に横須賀市と協定を結び、救援物資集積拠点並びに地域医療救護所として活用できる体制を構築し、令和7年度も協力関係を継続している。	さらに、施設の有効活用策として、令和6年度に横須賀市と協定を結び、災害時に救援物資集積拠点並びに地域医療救護所として活用できる体制を構築し、令和7年度も協力関係を継続している。全国各所で様々な自然災害が発生している昨今の現状を踏まえれば、<u>非常時に地域の担い手の一つの機関として地域に貢献することは重要であり、そのための体制整備ができたことの意義は大きい。</u>	
3. 保有財産の見直し <その他の指標> 保有の必要性について不断の見直しを行ったか。	<主要な業務実績> 【保有財産の見直し<その他の指標>】 毎年度、財務・施設委員会において、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所固定資産の減損に係る会計処理細則に定めた基準に基づき、保有財産の必要性を判定している。令和7年度においても、保有財産は研究・研修事業等に活用されており、当該基準を満たしていることから、保有の必要があると判断した。 保有財産の使用状況については、施設利用状況実態調査を実施し、今年度は情報センター棟の各室の使用状況を確認し、有効活用のための整理や改善を行った。 さらに、資産の有効活用及び温室効果ガス排出抑制を	<根拠> 保有財産は、研究・研修事業等における利用実績を勘案した基準を満たしており、<u>現状保有は適切である。</u>	

		目指し固定経費である光熱水費の後年度負担軽減を図るため、施設内に太陽光発電設備を設置した。		
IV 予算、収支計画及び資金計画		<主要な業務実績>		
1. 令和7年度予算		○ 予算、収支計画及び資金計画		
		1. 令和7年度予算		
		収入 1,145,670 千円		
		運営費交付金 1,074,826 千円		
		施設整備費補助金 45,980 千円		
		寄附金収入 393 千円		
		雑収入 11,992 千円		
		受託事業等（間接経費含む） 12,479 千円		
		支出 1,385,404 千円		
		人件費 782,169 千円		
		一般管理費 229,011 千円		
		業務経費 315,173 千円		
		研究活動 74,732 千円		
		研修事業 94,702 千円		
		情報普及活動 145,739 千円		
		施設整備費 45,980 千円		
		寄附金 393 千円		
		受託事業等（間接経費含む） 12,678 千円		
2. 令和7年度収支計画		2. 令和7年度収支計画		
		費用の部 1,220,531 千円		
		人件費 825,386 千円		
		一般管理費 51,089 千円		
		業務経費 292,465 千円		

		減価償却費	45,464 千円		
		財務費用	152 千円		
		臨時損失	5,975 千円		
		収益の部	1,243,479 千円		
		運営費交付金収益	1,056,711 千円		
		資産貸付収入等	24,863 千円		
		資産見返負債戻入	45,939 千円		
		引当金見返に係る収益	115,966 千円		
		臨時利益	0 千円		
	3. 令和7年度資金計画	3. 令和7年度資金計画			
		資金支出	1,114,172 千円		
		業務活動による支出	936,261 千円		
		投資活動による支出	174,923 千円		
		財務活動による支出	2,988 千円		
		資金収入	1,127,554 千円		
		業務活動による収入	1,081,574 千円		
		投資活動による収入	45,980 千円		
	V 短期借入金の限度額	<主要な業務実績>			
		短期借入該当なし。			
	VI 剰余金の使途	<主要な業務実績>			
		剰余金該当なし。			

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】【困難度：高】 令和3年度に、科技イノベ活性化法上の研究開発法人となることから、研究の多様性の確保に努め、大学・関係機関等と連携しながら先端的な研究を推進することが必要であり、重要度は高い。また、新たに連携を進めていくことになるため、困難度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	共同研究の実施件数	中期目標期間中に1以上	—	0	0	2件（3機関）	2件（3機関）	2件（3機関）	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	
1. 内部統制の充実 ＜その他の指標＞ ・内部統制システムを充実・強化を行ったか。 ＜評価の視点＞ ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	＜主要な業務実績＞ 【内部統制の充実＜その他の指標、評価の視点＞】 令和7年度も引き続き、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制の充実・強化を図った。具体的には、以下のとおりである。 ア リスク対応計画（アクションプラン）の作成 令和7年度は、令和6年度発生したリスク等を勘案し作成したリスク対応計画（アクションプラン）に基づき、内部統制が有効に機能しているかどうかを確認するためモニタリングを行った。また、毎年度計画に対応させて作成していた業務フロー及びリスク対応計画（アクションプラン）については、リスクの洗出し対象期間を中期目標期間とすることで、中長期的なリスクを設定できるよう、中期計画に対応させて作成した。	＜評価と根拠＞ 評価：A 主な定量的指標、その他の指標において所期の目標を上回る成果が得られたものとする。また、評価の視点にある前年度主務大臣からの指摘事項への対応も行っていることから、A評価とした。 所期の目標・指標を十分に達成している具体的な根拠は以下のとおりである。 ＜根拠＞ 内部統制システムについては、新たに中長期的なリスクを設定できるような仕組みとするとともに、アクションプランのモニタリング実施や、監事監査を踏まえ内容の見直しを行うなど、内部統制システムの充実・強化が図られている。また、理事長のリーダーシップの下、リスクマネジメントの向上、組織内部の情報の伝達の円滑化が図られるとともに、監査結果の伝達による業務改善が図られるなど、<u>内部統制の充実が図られた。</u> さらに、<u>令和4年度の有識者からの意見</u>である「内部統制システムの充実・強化が図られているとの自己評価を、今後も継続強化することを期待する」を<u>踏まえ内部統制システムの流れに、監事による確認を追加する</u>などの取組を昨年度に続行した。		

	なお、リスク対応計画については、監事による監査意見を踏まえ、リスクに対応した方策を明らかにするため、リスクの「発生可能性」及び「影響度」が一定程度高いものについては、引き続き、リスク対応の具体的な内容を記載した。 さらに、内部統制の運用状況と監視を検証するために、アクションプランの作成方針及びアクションプランを事前に監事に確認いただき、内部統制機能の充実を図る取組を継続して行った。 イ 理事長の指示等の情報伝達 理事長が主宰する月２回の総合調整会議において各部・センターへの情報の共有・伝達に努めた。また、掲示板システムを備えた情報システムを活用し、全職員への情報伝達を徹底した。 ウ 定期的な内部監査の実施及び結果の業務への反映 内部監査及び監事監査を行い、監査後は監査結果を理事長へ迅速に報告し、理事長は監査結果を基に各部署に必要な指示を行った。		
--	---	--	--

2. 研究データの管理・活用 ＜その他の指標＞ ・組織的な体制・環境の整備を行ったか。	＜主要な業務実績＞ 【研究データの管理・活用について＜その他の指標＞】 ア 制度・技術両面による環境整備 研究データの管理・活用を推進するため、研究データ管理・活用 WG において、運用体制やメタデータ項目の構成等について検討を進めた。令和 7 年度には DMP（データマネジメントプラン）の様式を決定し、運用に向けた具体的な作業を開始した。 イ 研究データの管理基本方針等の策定 令和 4 年度末に策定された「研究データの取扱いに関する基本方針（データポリシー）」及び「データポリシーにおける管理対象データの研究所の基準等及び公開・共有データの研究所の方針」に則った具体的な運用を進めるために、科学技術・イノベーション推進事務局による「公的資金による研究データの管理・利活用に関するメタデータ説明書第 1.0 版」及び国立国会図書館サーチによる「メタデータ流通ガイドライン」を基にメタデータ項目の選定を進め特総研として必要とするメタデータ項目を確定した。 ウ 研究データの活用のための仕組みの整備 研究成果リポジトリについては、NII が提供する「JAIRO Cloud」を利用し、コンテンツ管理機能や検索機能を整備し研究成果を検索しやすいインデックス構成やメタデータ構成について研究委員会にて検討した。また、運用方針やオープンアクセスポリシーの策定の他、インターネットを介して著作物を公開することに関連	＜根拠＞ 令和 6 年度に立ち上げた研究データ管理・活用 WG において運用体制やメタデータ項目の構成等について検討を進め、令和 7 年度には DMP の様式を決定し、運用に向けた具体的な作業を開始した。研究成果リポジトリの運用方針やオープンアクセスポリシーの策定の他、インターネットを介して著作物を公開することに関連する要項の改正も行い、技術面及び制度面を整備したうえで、<u>令和 6 年 8 月に研究成果リポジトリの運用を開始した。</u> 令和 7 年度には、当研究所の研究成果報告書や研究紀要等 847 のコンテンツをリポジトリに登録し、一般の利用に供した。	
--	---	---	--

		する要項の改正も行い、技術面及び制度面を整備したうえで、令和6年8月に運用を開始した。さらに、職員向けに研究成果リポジトリを活用し各種の著作物や研究データを公開するための登録手順等の説明会を実施しリポジトリの利用推進を図るとともに、過去の研究成果等の研究成果リポジトリへの登録において、障害種や研究テーマ別にインデックスを割り当てることで多様なニーズの検索に対応し、利便性が向上するための取組を行った。令和7年度には、当研究所の研究成果報告書や研究紀要等847のコンテンツをリポジトリに登録し、一般の利用に供している。 〔＜主務大臣指摘＞（R6年度実績評価時）〕 ・研究データの管理について進捗がみられるが、引き続きの検討を期待する。		
3. 情報セキュリティの対策の推進 ＜その他の指標＞ 情報セキュリティ対策を厳格に実施したか。	＜主要な業務実績＞ 【情報セキュリティの対策の推進＜その他指標＞】 ア 所内情報システムのセキュリティ対策 研究所の情報セキュリティに関しては、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」や情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等の関係法令の規定に従い、Web 会議利用時の対策やテレワークの基準、外部クラウドの利用、USB 等の外部電磁記録媒体の取扱い等の規定を整備し実行するなど、政府の基準に則った取組を進めた。 また、外部機関の監査を踏まえ、研究所で利用を禁止するソフトウェアの制定や、端末の利用手続き・許可基準等の整備、ネットワーク上で保存管理する情報の格付	＜課題と対応＞ 研究所の情報基盤ネットワークへの不正アクセスを許してしまったことは非常に遺憾であり、今回の結果を踏まえて、所内の体制の見直し・強化、複雑・巧妙化する情報セキュリティ犯罪に備えるための情報収集、所要の対策を講じていく必要がある。		

けの徹底、USB 等の外部電磁記録媒体の台帳の整備等、セキュリティポリシーの実効性をより高める取組を推進した。

イ 不正アクセスへの対応

令和 7 年 6 月に外部から研究所ネットワークへの不正アクセスがなされ、情報システムに係る障害が発生した。このため、被害状況や影響範囲について、システムベンダーとともに調査を行い、所管省庁、警察、個人情報保護委員会等関係機関への報告を迅速に行うとともに、VPN 接続の見直しやパスワードの強化、端末のフルスキャン等の実施、多要素認証の導入等の強化策を講じたところである。

ウ 情報セキュリティに関する職員の意識向上

新規職員採用研修において情報セキュリティに関するガイダンスを実施するとともに、12 月に全職員を対象とした自己点検、3 月に全職員に対する標的型攻撃メール訓練を実施し、情報セキュリティに対する意識及び能力の向上を図った。

＜主務大臣指摘＞（第 5 期見込み評価時）

・情報セキュリティ水準の維持・強化並びに職員の情報セキュリティに対する意識及び能力の向上を図ることは重要であるが、情報セキュリティ上のインシデントが発生した場合は、組織として迅速に対応すべきである。

4. 大学関係機関等との連携 ＜主な定量的指標＞ ・中期目標期間中に共同研究の実施、少なくとも1件以上	＜主要な業務実績＞ 重要度：高、困難度：高 【共同研究の実施＜定量的指標＞】 組織的かつ継続的な連携の一環で、以下のとおり令和6年度に続き、<u>2件、3機関（目標値に対して200%）</u>と共同研究を実施した。 ・「肢体不自由教育におけるICT活用に関する研究」 共同先：国立大学法人広島大学、国立高等専門学校 肢体不自由の障害特性を踏まえながら学習指導要領に示される資質・能力の育成を目指したICT機器を活用した各教科等における授業に焦点をあて、事例研究を通して、効果的な指導方法や教材教具の活用、それを支える教員研修等について、地方自治体や教育現場の取組に役立つ知見をまとめた。連携協定を締結している広島大学及び国立高等専門学校機構の研究者と共同で研究を進められたことで、教職課程を有する大学としての知見や工学分野の知見を取り入れながら研究を進めることができた。 ・「防災教育におけるICT活用の検討」（知的障害教育におけるICT活用に関する情報収集活動） 共同先：神奈川歯科大学 横須賀地域研究機関等連絡協議会の参画機関である神奈川歯科大学と連携し、同大学教授が開発したVR（仮想現実）教材を活用し、現代的課題である防災教育における障害のある児童生徒への配慮点の検討をするために、2校の特別支援学校で、VRゴーグルやタブレットを	＜根拠＞ 組織的かつ継続的な連携の一環で、以下のとおり令和6年度に続き、<u>2件、3機関（目標値に対して200%）</u>と共同研究を実施した。	
---	---	---	--

＜その他の指標＞ ・久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等と連携し、障害のある子供の教育に関する実地的・総合的な教育研究の推進を図ったか。 ・共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学や民間企業等と実施したか。 ＜評価の視点＞ ・前年度主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	用いた AR・VR を活用した防災教育の授業研究を共同で行った。 重要度：高、困難度：高 【大学・関係機関との連携＜その他の指標、評価の視点＞】 ア 久里浜特別支援学校との連携 （ア）協定に基づく連携 久里浜特別支援学校とは「教育研究協力に関する協定書」を平成 16 年に締結し、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子どもの教育に関する実地的・総合的な教育研究の推進を図ることとしている。また、平成 24 年には、「防災及び災害応急対策活動等の相互協力・応援に関する協定書」を締結し、相互に防災上の協力を行うとともに、被災した場合には相互に応援することにより、防災及び応急対策活動等の万全を期することとしている。 （イ）教育研究及び研修における連携 教育研究としては、聴覚班による聴力測定の見学、意見交換、聴力検査・事前指導に関わる意見交換、聞き取り調査等、自閉症班及び幼児班による授業参観や授業研究会での助言等を実施し、双方連携しながら活動を進めた。 また、当研究所が行う特別支援教育専門研修の現地研修先として久里浜特別支援学校を設定し、研修を実施した。 （ウ）その他連携 双方の役職員を構成員とする連絡会議を設け、定期的に運営等の課題について連絡調整を図った。	協定書に基づき、久里浜特別支援学校とは、研究職員による指導助言や連絡会議の開催による定期的な連絡調整、行事参加等による交流など、日頃からの連携・交流体制を継続できた。こうした関係性のもと、国内外からの視察受入れ時の対応協力や専門研修における実地研修の実施が実現しており、<u>特別支援教育の充実や理解啓発の促進に向けて連携・協力して貢献することができた。</u>	
--	---	--	--

	また、国内外からの視察受け入れの際にも協力して対応しており、特別支援教育に係る研究や研修の現状についての説明と併せて学校現場の実際の様子も見ていただくことで、より深い理解につなげている。 イ 教育委員会との連携 (ア) 神奈川県教育委員会との連携 神奈川県教育委員会との連携・協力協定の締結により設置された連携・協力推進会議を2回（令和7年8月20日、令和8年3月19日）、同会議の下に設置された研究部会を2回（令和7年7月19日、令和8年1月21日）、研修部会を2回（令和7年7月24日、令和8年1月29日）それぞれ開催した。 同会議等では①県立特別支援学校等と当研究所が協働して行う調査研究活動、②特別支援教育に係る専門性の向上を図る取組、③当研究所の研究成果物等の活用方法等について意見交換を実施した。また、令和8年度から始まる第6期中期目標期間における本研究所の中期計画の概要への意見を聴取した。 (イ) 横浜市教育委員会との連携 令和7年度は重点課題研究1件、テーマ別研究2件、障害種別研究班2件について研究協力機関・研究協力者として当研究所の研究活動に関する情報提供や助言などの協力をいただいた。また、横浜市教育委員会の指導主事等に専門研修の講師を依頼したり、横浜市立学校を当研究所の専門研修の実地研修の場として提供していただいたりするなどの協力を得た。さらに、当研究所の研究職員を横浜市立学校等や特別支援教育関係の研究会に講師として派遣したり、学校に出向いて支援・助言	近隣自治体である、神奈川県及び横浜市と連携協定を締結し、それに基づいて、<u>学校現場の声を反映し、かつ、実践を伴った実証的な研究の実施や、実地研修の受入れによるラボ型研修の充実につなげられたことは非常に有意義であった。</u> また、研究職員の講師派遣等を通して、教育委員会を支援し、<u>教員の専門性の向上に寄与することができた</u>ことに加えて、研究所のコンテンツについて、<u>ユーザー目線でのフィードバックももらえることで、今後のコンテンツ作りや情報発信の改善・強化につながる成果を得ることができた。</u>	
--	--	--	--

	活動をしたりするなどした。 (ウ) 全国特別支援教育センター協議会 全国特別支援教育センター協議会の加盟機関同士の情報提供・交流等を一層促進するため、メーリングリストの整備・活用を提案し、加盟機関の了承のもと、運用を始めた。令和6年度以降は、メーリングリストを活用し、当研究所から各種セミナーの案内、研究成果物の配布や加盟機関から開催事業の案内についての情報発信を行った。 また、全国特別支援教育センター協議会総会及び研究協議会の場を活用し、当研究所が実施する研究成果や事業の説明を行った。 ウ 大学・関係機関等との連携 (ア) 広島大学との包括連携 先述の通り（本評価書P.16）、包括連携協定を締結し、障害種別特定研究「肢体不自由教育におけるICTの活用に関する研究」に参画いただいたり、西日本ブランチ広島オフィスを拠点とした地域連携を活発に進めたりした。具体的な実施内容は以下の通り。 ・西日本ブランチ広島オフィスを中心に、広島大学と連携を図り、令和7年度は計5回のジョイントセミナーを開催した。令和7年4月19日（土）に開催した第5回（通算）のジョイントセミナーでは、「学習障害・学習困難のある子どもたちの教育」をテーマに話題提供と議論がなされた。令和7年7月26日（土）に開催した第6回（通算）では、「共に創るウェルビーイング社会 テクノロジー×インクルージョン」をテーマに、体験型の展示イベントを開催し、当研究所からは、当研究所のi-ライブ	各地域の現状・課題認識に応じて、それぞれの教育センターにおいて研修事業や管下の学校の指導・助言等に試行錯誤しながら取り組まれている中、他自治体の状況を知ることができる全国的なネットワークの存在は貴重である。全国特別支援教育センター協議会について、定例の会議開催だけにとどまらず、メーリングリストの整備による<u>ネットワークの強化を図れたことは、各地域の取組を支援し、全国的な特別支援教育の充実につながるもの</u>と考える。 広島大学、国立高等専門学校及び神奈川歯科大学とは、連携協定に基づき、共同研究等に取り組んでおり、先述の通り、<u>研究所では十分持ち合わせていない領域（教員養成大学及び総合大学、工学分野）の知見を提供いただけることで研究の充実につながった。</u> また、特別支援教育に関係するイベントを共催したり、それぞれの主催イベントに参加し合ったりすることで、<u>広報や理解啓発の取組の強化にもつながった。</u> さらに、<u>新たに神奈川歯科大学との共同研究に向けた協議を進めているところ</u>であるが、知的障害のある児童生徒にとって、被災時の状況をVR機器の使用によって疑似体験できることは、彼らの理解を助け、さらには生命の安全に資するものであり、研究の意義は大きいと考える。同様に、盲ろう児の指導を担当する教員にとって、視覚と聴覚の両方に障害のある「盲ろう」の状態を疑似体験できることは、児童生徒の見え方や困難さを十分に	
--	--	---	--

	ラリーで展示している視線入力装置や Mabee 等を活用したブラレール等のスイッチ操作、プログラミング教材等を展示し、夏休み中の多くの子供たちの参加を得た。その他にも、セイコーEPSON から全国の特別支援学校等に企業ボランティアで展開している「ゆめ水族園」の展示と講演、スヌーズレンを楽しむ会からスヌーズレンルームの展示等もあった。令和7年9月20日（土）に開催した第7回（通算）セミナーでは、「ことばの発達と多様性を支えるインクルーシブな教育へ ―文化・社会・認知・発達にまたがる視点から―」をテーマに話題提供と議論がなされた。当研究所からも言語障害教育に関わる話題提供を行った。令和7年10月12日（日）に開催した第8回（通算）セミナーでは「インクルージョンとウェルビーイングのためのシステム変革―政策から実践へ、学術的対話を通じて―」をテーマに話題提供と議論がなされた。当研究所からも日本のインクルーシブ教育システムの推進の現状等について話題提供を行った。令和7年12月21日（日）開催した第9回（通算）セミナーでは「インクルーシブな未来を築く～文化をこえてひらく教育・多様性・地域支援のかたち～」をテーマに話題提供と議論がなされた。 （イ） 国立高等専門学校機構との連携 先述の通り（本評価書P.16）、連携協定を締結し、障害種別特定研究「肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究」に参画いただいた。このほか、国立高等専門学校機構主催の障害者支援機器フォーラムにおける当研究所研究職員のプレゼン発表、研究所セミナーにおける高等専門学校と連携をしている特別支援学校の成	踏まえた指導・支援につなげることができ、大変意義があるものとする。	
--	--	--	--

	果発表設定など様々な行事等で相互の報告や発表、情報交換・共有、意見交換、協議による交流が1か月に1回程度行われ、相互の研究に活かされた。 (ウ) 福岡教育大学との包括連携協定締結と今度の連携推進に向けた協議 福岡教育大学における九州エリアの教員養成中核拠点の形成を目指した将来構想を踏まえて、福岡教育大学と連携・協力・研究を進めるに当たり、目的や方向性等について双方で議論を重ね、包括連携協定を締結した。連携推進協議会を設置し、令和7年度には会議を2度実施した。具体的には、特別支援教育を担う教員の資質向上と、地域課題の解決に向けた研究の推進に向けて、連携協定締結記念セミナー開催に向けた検討、自立活動に関する研究や学びラボの活用について情報交換した。当研究所と大学、及び自治体が、それぞれどのような役割を担い協働するのか等の観点から次年度の計画について検討した。 (エ) 大阪大学との連携に向けた協議 大阪大学大学院連合小児発達学研究科の研究領域が、当研究所の研究課題と関連する可能性が考えられたこと、さらに、医科学系の研究と当研究所の教育系の研究の融合は有益な成果をもたらすと考えられたことから、当研究所の各研究班の取組の中で、関連すると思われる研究活動等を取り上げ、連携の可能性について協議を進めた。加えて、当研究所の研究職員が訪問し情報交換を行った。 (オ) 神奈川歯科大学との共同研究		
--	---	--	--

	横須賀地域研究機関等連絡協議会の参画機関である神奈川歯科大学と連携し、同大学教授が開発したVR（仮想現実）教材を活用した、知的障害のある児童生徒に対する防災教育におけるICT活用の検討や、盲ろう児に関わる教員向けの、指導・支援内容の課題や改善点を把握することができる研修コンテンツの開発を目的とした共同研究の可能性についての協議を令和6年7月から開始した。協議はオンラインにより実施し、具体的な研究内容について意見交換を行った。令和7年度には、現代的課題である防災教育における障害のある児童生徒への配慮点を検討するため、特別支援学校2校において授業研究を共同で実施した。本研究では、VRゴーグルやタブレット端末を用いたAR・VR（拡張現実・仮想現実）教材を活用した。その結果、災害発生時の状況や避難行動を具体的にイメージしにくい知的障害のある児童生徒に対し、同教材が視覚的・体験的な学習機会を提供する上で有効性が高いことが示唆された。また、障害の状態や学習上の特性に応じ、体験場面の設定、情報提示の工夫、教員による補助的な説明や振り返りを行うことが重要であると確認された。 これらの成果を踏まえ、障害のある児童生徒に対する防災教育におけるAR・VR活用の在り方及び配慮事項について整理を行い、今後の授業改善や教材活用の充実に資する知見を得た。 エ 他機関との連携 （ア） 久里浜少年院との連携 久里浜少年院で行われている要支援在院者に対する新たな職業能力開発指導の実践研究授業に当研究所の	教育や福祉の関係機関に限らず、少年院、医療センターといった<u>様々な領域の関係団体とも積極的に連携</u>した。課題認識を共有したり、互いに知見を提供し合った。	
--	---	--	--

	研究員が参加するとともに、久里浜少年院を含む矯正教育関係者が当研究所の実施する専門研修の講義聴講をするなどした。 (イ) 久里浜医療センターとの連携 久里浜医療センター名誉院長に当研究所専門研修等の講師を担当してもらうとともに、医療センター職員と当研究所研究職員で構成する合同ケース会を開催し、ゲーム症に関する検討を行うなどした。 オ 民間企業等との連携 (ア) 株式会社デジリハからの受託研究 令和6年12月に(株)デジリハと受託契約を結び、肢体不自由のある子供の身体性の向上に資するデジタルツールの活用に関する研究を開始したところである。 (株)デジリハが開発した障害児者向けのリハビリツール「デジリハ」の活用促進を図る観点から、学校で活用した際の効果を検証するための評価指標の設計支援等を行った。 (イ) 横須賀地域研究機関等連絡協議会 横須賀地域研究機関連絡協議会からの案内により、横須賀地域研究機関等連絡協議会公開研究フォーラムに参加し、広報資料を展示した。また、横須賀商工会議所の電力中央研究所及び住友重機械工業株式会社技術研究所への視察研修会が開催され、当研究所から職員が参加した。 <有識者意見> (第5期見込み評価時) 今期は連携協定に基づく広島大学及び国立高等専門学校に加えて、新たに神奈川歯科大学等との連携に向けた協議を進めている、複合障害などの研	りすることで、<u>それぞれの取組の向上につながり、ひいては、広く共生社会の実現に資するもの</u>と考える。 教育委員会等の関係機関を通じて実践フィールドを提供でき、かつ、特別支援教育の専門家としての知見の提供や実践結果の分析等を行うことができる当研究所と、最新の支援機器やツールを提供できる民間企業が組むことで、研究所では十分に持ち合わせていない領域の知見や技術を補えるとともに、実践結果について、実践校からの意見も含め、開発者に直接フィードバックできるため、<u>障害のある児童生徒の学びの充実に資するものである</u>と考える。	
--	---	--	--

		究の深化に向けて有用な連携であり、今後の進展を期待する。		
	5. 施設・整備に関する計画 ＜その他の指標＞ ・管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進したか。 ＜評価の視点＞ ・主務大臣からの指摘事項等への対応を行ったか。	＜主要な業務実績＞ 【施設・整備に関する計画について＜その他の指標、評価の視点＞】 研修員、職員及び外部利用者等の安全を確保するため、異常気象、地震等の自然災害に備え、保有施設の強化に資するべく、中央監視装置更新を実施し 11 月に竣工した。 各施設設備の点検事項のチェックリストなどを定めたメンテナンスサイクルにより、各施設設備の状況を把握し、緊急性の高い施設設備の修繕・改修を実施した。併せて、施設設備整備については、事後保全から予防保全による維持管理を徹底することとして、多大な経費を必要とする大規模修繕に至らぬよう、施設担当職員等による巡回を励行し、修繕箇所の迅速な把握と修繕に努めた。(再掲) また、資産の有効活用及び温室効果ガス排出抑制を目指す固定経費である光熱水費の後年度負担軽減を図るため施設内の太陽光発電設備を設置した。さらに、第 6 期中期目標期間に向けて令和 8 年 3 月にインフラ長寿命化計画（行動計画・個別施設計画）を更新した。 ＜主務大臣指摘＞（R6 年度実績評価時） 施設・設備の老朽化が進む中で、効果的・効率的な施設マネジメントの視点から、いわゆる「施設のトリアージ」を進め、研究や研修等の優先度を踏まえた修繕・改修等の検討がこれまで以上に必要である。	＜根拠＞ 管理施設の点検チェックリストを定めたメンテナンスサイクルを活用することで、<u>優先度を判断しつつ、緊急性の高い施設設備の修繕・改修を行うことができた。</u> ＜課題と対応＞ 当研究所は、創設 50 年を過ぎ施設の老朽化が顕著となっており、近年の修繕経費も増加傾向となっている。研究所業務の円滑な実施及び施設の長寿命化を推進するためにも、引き続き、事後保全から予防保全による維持管理に努めるとともに、国からの施設整備費補助金等を獲得しつつ、費用の平準化を図りながら、計画的に修繕・改修等を実施する。	

		また、未使用となっている土地や施設などのいわゆる「遊休地等」があるとするならば、その積極的活用を検討が必要である。		
	6. 人事に関する計画 ＜その他の指標＞ - 研究職員・事務職員の幅広い人材の確保を図ったか。 - 研修等の実施により、職員の計画的な資質向上及び育成を図ったか。 - 外部資金等による多様な研究活動の業績を人事評価に適切に反映させ、更なる研究力の向上につなげたか。	＜主要な業務実績＞ 【人事に関する計画＜その他の指標＞】 ア 人材の確保 （ア）研究職員の確保 - 教育委員会との人事交流の推進 当研究所の研究活動は、教育現場の喫緊の課題を研究テーマとするなど、実際の研究を行うことから、研究職員のうち一定数について教育委員会との人事交流を推進している。令和7年度には、3県・2指定都市との人事交流を行っている。 - 高度専門人材、参与制度の確保 特別支援教育分野については、専門性が幅広いことから、研究職員とは別に特任研究員を委嘱することにより専門人材を確保し、研究活動の水準の維持向上に努めている。令和7年度については、特任研究員10名を委嘱した。 また、研究職員の研究力の向上を図るため、引き続き、国立大学教員として長年勤務経験がありかつ豊富な研究業績を有する国立大学名誉教授を当研究所参与として委嘱し、研究活動に関する様々なアドバイスを受けるなど、研究職員全体の意欲が向上した。 （イ）事務職員の確保 事務職員については、国立大学法人との人事交流	＜根拠＞ 【研究職員の人材確保に向けた取組＜その他の指標＞】 当研究所の所在地は、鉄道の最寄駅からは離れており道程に高低差もあるなど徒歩によるアクセスが困難であることからバス利用を余儀なくされ、バスの運行頻度もとても低く、交通の利便性が良いとはいいがたい地域である。 加えて、当研究所のミッションを踏まえると、研究活動としては、国の政策課題や教育現場の喫緊の課題に対応する等の研究課題を最優先にかつ重点的にエフォートを割く必要があり、大学等の研究機関と比べて研究職員がみずから取り組む研究活動の自由度も低いなど、厳しい条件にある。 このように、採用条件が厳しい状況であるにもかかわらず、左記にあるような様々な取組を創意工夫を行った結果、<u>当研究所のミッション（期待）に応える高度な専門人材の確保と研究水準の維持向上を図ることができた。</u> 業務量に応じた柔軟な組織編成や、人事交流及び新規採用等により、<u>研究所の諸事業の効率化、職員の適正な配置、研究活動等の強化を図ることができた。</u> また、職員研修についても、<u>他法人と連携実施して効</u>	

	を推進することで、基幹的な事務部門における専門人材の確保を図った。 イ 職員研修等 国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構と共同で実施することにより、単独では実施困難な研修機会の確保や業務効率化、講師謝金等に係る経費削減が図られた（新規採用職員研修、人事制度研修、階層別研修を集合及びオンラインにより実施）。 所内においては公文書管理研修、ハラスメント防止研修及び個人情報管理研修を実施したほか、他機関が実施する研修に職員を積極的に派遣した。また、研究職員等に対し、調査研究における分析方法や研究成果の発信、公表等について学ぶ研究力向上セミナーを開催し、研究力の向上に努めた。 ウ ワークライフバランス 働き方改革の一環として、職員の勤務時間の種別を4種設けるとともに、育児や介護等、職員の状況に合わせてテレワーク勤務を行うことができる制度を設けている。また、職員の心身の健康の保持のため、医務室や相談窓口の利用案内をまとめ、職員へ周知した。 エ 人事評価 職員の業績及び能力について適正・公正な人事評価を実施し、処遇等に反映することで、職員の能力・資質の向上及び組織の活性化を図った。 また、研究職員の人事評価においては、外部資金研究を含む自身の専門分野に関する研究の目標を一つ以上	<u>率化を図ったことに加え、独自の企画も実施し、研究所としての課題認識や職員のニーズに対応した職員の資質向上・育成に資する機会を確保した。</u> なお、研究職員の人事評価においては、外部資金研究を含む自身の専門分野に関する研究活動の業績を人事評価に反映させることにより、研究職員のモチベーションの向上を図り、研究力の向上につなげた。	
--	--	--	--

		設定し、評価を実施した。		
	7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について <その他の指標> ・ポストコロナ段階を見据え、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進めたか。 ・集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図ったうえで実施したか。	<主要な業務実績> 【新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組<その他の指標>】 ア 研究事業における取組 研究の実施に際しては、学校現場等への訪問によるインタビュー調査や実践事例の収集などの研究活動については、学校長の許諾を得る等、了解を得られた場合には、対面で実施し、オンラインで可能と考えられる場合には、オンラインでの実施とした。 イ 研修事業における取組 研修事業においては、各研修室に空気清浄機やアルコール消毒液を設置して新型コロナウイルス等の感染症対策のための環境整備に取り組んでいる。 また、インクルーシブ教育システム充実に関わる研究協議会の実施に当たり、当研究所の Web サイトに、事前学習のための講義動画等の掲載、研究協議会当日の資料、関連リンク等の有用な情報の掲載等をオンデマンドで行い、交流及び共同学習推進指導者研究協議会では、当研究所の Web サイト上での事前学習に加えて、オンライン会議システム（Zoom）を使用して取組紹介やグループ別の協議を行うなど、全ての日程をオンデマンド及びオンラインで実施した。	<根拠> 研修事業において感染症対策のための環境整備に取り組むとともに、研究に係るインタビュー調査の実施や各種セミナーの実施を<u>オンラインで行うなど、ポストコロナ段階を見据え、インターネットを活用した事業・業務を適切に実施することができた。</u>	

特になし。

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

項目別調書 No.	中期目標	中期計画	年度計画
I－1 特別支援教育に係る実践的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	【重要度：高】 研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元することは、インクルーシブ教育システムの構築を図る上で不可欠であることから、重要度は高い。 (1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及 国の特別支援教育に関する政策立案・施策推進等に寄与するため、権利条約の批准、障害者基本計画、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化、国の政策動向等を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとして、国との緊密な連携による国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、戦略的かつ組織的に実施すること。また、その成果によって、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献すること。 特に、近年では、通常の学級における取組等、特定の障害種に限らない課題が多くなっていることから、障害種を超えた横断的研究や、通常の学級における指導の充実のため、通常の学級における障害のある児童生徒を含めた学級全体への働き掛け等についての研究を進めること。 これらの研究の実施に当たっては、中期目標期間において実施する研究について、国との協議を経て研究体系を策定し、学校	(1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及 ① 我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして行うべき研究活動について、学校における ICT 活用の広がりなど研究の背景となる教育を巡る状況、研究の必要性や方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後5年間の研究のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を基本としつつ、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。なお、「研究基本計画」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。 イ 重点課題研究：文部科学省との緊密な連携のもとに、国の特別支援教育政策の推進、又は教育現場等の喫緊の課題解決に寄与する研究を行う。 ロ 障害種別特定研究：各障害種における喫緊の課題の解決に	(1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及 ① 「研究基本計画」に基づき、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。 イ 重点課題研究：文部科学省との緊密な連携のもとに、障害種の枠を超えて、国の特別支援教育政策の推進、又は教育現場等の喫緊の課題解決に寄与する研究を行う。 ロ 障害種別特定研究：各障害種における喫緊の課題

	における ICT 活用の広がりなど研究の背景となる教育を巡る状況、研究の必要性や方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後5年間のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を基本としつつ、戦略的かつ組織的に実施する。なお、「研究基本計画」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。 また、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや各学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。さらに、研究に参画する都道府県等を公募し、教育現場の情報を得るなどしながら協力して研究を行うこと。 研究力の向上に向けた体制整備については、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を強化するとともに、先導的な実践を行う様々な学校との連携を確保しながら「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成二十年法律第六十三号）（以下「科技イノベ活性化法」という。）上の研究開発法人として、多様な障害領域の研究者を配置している大学や国の研究機関との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進すること。また、特別支援教育以外を専門とする研究機関や関係機関や多様な機関との共同事業の実施等連携を進めること。さらに、国立教育政策研究所をはじめとする研究機関や小・中・高等学校等の校長会等関係団体との連携も強化すること。 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を図ること。また、	寄与する研究。 それぞれの研究は、ナショナルセンターとして相応しい研究を文部科学省、関係団体との緊密な連携のもとに行う。 上記の研究課題については、社会の変化等を踏まえ、実施の必要性、研究内容等について毎年度見直しを行う。 研究の実施にあたっては、複数の課題について、参画する都道府県等を公募し、研究実施に有用な教育現場の情報を得るなどしながら、都道府県等と協力して研究を行う。 ② 上記の研究課題は、国との密接な連携により実施し、毎年度概ね5～7課題を実施する。	題の解決に寄与する研究を行う。 それぞれの研究は、ナショナルセンターとして相応しい研究を文部科学省、関係団体との緊密な連携のもとに行う。 ② 重点課題研究及び障害種別特定研究の実施に当たっては、国との密接な連携による国の重要な政策課題に対応した研究を中心に精選して、令和6年度は重点課題研究4課題、障害種別特定研究1課題を実施する。 イ 令和7年度は、重点課題研究を次のとおり実施する。 （重点課題研究：教育課程に関する研究（国への政策貢献）） ・特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究（令和5～7年度） （重点課題研究：切れ目ない支援の充実に係る研究（教育現場の喫緊の課題に対応）） ・多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実に係る研究ー通常の学級に在籍する子供への指導・支援に焦点をあててー（令和5～7年度） ・共生社会の担い手を育む教育に関する研究ー障害
--	--	---	---

	研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させ、研修内容の見直しを図るとともに、より一層の充実を図ること。 なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。 【指標】 ・ 国の政策立案・施策実施や教育現場の喫緊の課題解決のために必要とする課題に関する調査研究を、大学や国の研究機関等多様な機関との連携を進めながら、毎年度５～７件程度実施する（実績：平成２８年度 １０件、平成２９年度 １０件、平成３０年度 １０件、令和元年度 １１件）。 ・ 全国の公立の教育センターを含む教育委員会、学校等の教育現場における研究成果の活用状況（教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等）について毎年度アンケート調査を実施し、６割以上の現場で改善に活用される（実績：平成２８年度 ３０％、平成２９年度 ４６．６％、平成３０年度 ７０．５％、令和元年度 ８２．９％）。 ※ 第４期中期目標では、教育センターとして都道府県、指定都市、中核市が設置する教育センターのみを対象としていたが、第５期では全ての市区町村が設置するセンターとしたため、実績値は、目標よりも低い。	③ 上記の研究課題のほか、将来的な教育政策の検討資料を提示する「先端的・先導的研究」、大学等との共同の研究、国からの要請等に応じた研究、科学研究費補助金等の各種研究資金制度を活用した外部資金研究等の実施を促し、研究活動の活性化を図る。 ④ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、文部科学省と協議するほか、毎年度、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究成果の明確化に留意する。 ⑤ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を積極的に登用すると	理解教育の検討を中心に－（令和５～７年度） ・ 障害のある児童生徒のキャリア教育の充実に関する研究（令和６～７年度） ロ 令和７年度は、障害種別特定研究を次のとおり実施する。 ・ 肢体不自由教育におけるＩＣＴの活用に関する研究：肢体不自由分野（令和５～７年度） ③ 上記の研究課題のほか、障害種別研究班・テーマ別研究班の基礎的研究活動に取り組む。共同研究については、令和６年度の取組を継続・発展し、連携を進めている大学や近隣の関係機関、企業等と組織的な体制を整えながら実施する。さらに、国からの要請に応じた研究に取り組む。また、科学研究費補助金等の各種研究資金制度に関する情報収集と所内周知、外部の講師等による研究力向上セミナーを実施するなどにより、研究活動の活性化を図る。 ④ 研究計画・内容の改善を図るため、文部科学省と協議するほか、研究内容の一層の充実に向け、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。 ⑤ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、都道府県教育委員会や大学等研究機関、校長会等と
--	--	---	--

		ともに、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、筑波大学附属久里浜特別支援学校（以下「久里浜特別支援学校」という。）をはじめとする特別支援学校等及び近隣の関係機関の協力を得ることや、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。 ⑥ 研究成果については、その目的に応じて、国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開する。また、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。 さらに、研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させて研修の充実を図る。 ⑦ 全国の公立の特別支援教育センターを含む教育センターや	連携して、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を選定し、積極的に登用する。また、隣接する筑波大学附属久里浜特別支援学校（以下「久里浜特別支援学校」という。）をはじめとする神奈川県内の特別支援学校等及びその所管の教育委員会、近隣の関係機関との連携を推進するための体制を強化し取組を推進する。さらに、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。加えて、広島オフィスを拠点とし、広島県及び広島県近隣の学校、教育委員会、関係機関等との連携を推進する。 ⑥ 国に対しては、政策立案・施策推進等に寄与するよう報告書並びに研究データ等を提供する。都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校などに対しては、施策推進や教育実践に寄与するよう研究成果報告書のほか、コンパクトで活用しやすいリーフレットや指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。また、研究所で実施する研修講義等に研究成果を反映させる。 引き続き、公立の教育センターへの情報提供の改善を図るとともに、関係諸機関に対して、可能なものについては、調査結果の速報値等の提供に努める。また、校長会をはじめ関係団体の諸会議等において、研究成果を紹介する機会を確保する。 ⑦ 全国の公立の特別支援教育センターを含む教育
--	--	---	---

		都道府県・指定都市・中核市教育委員会における研究成果の活用状況（教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等）について毎年度アンケート調査を実施し、6割以上の教育委員会や教育センターに活用されているかの検証を行う。	センターや都道府県・指定都市・中核市教育委員会における研究成果の活用状況（教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等）についてアンケート調査を実施し、6割以上の教育委員会や教育センターに活用されているかの検証を行う。また、研究成果がより一層教育現場で活用されるよう、特別支援教育センター等から得られた情報を元に、活用のしやすさ、有用性等の把握に努め、研究成果のアウトプット方法、活用方法の改善を図る。加えて、研究成果の現場等への影響や効果等を踏まえた、アウトカムの把握の仕方について検討する。
	（２）評価システムの充実による研究の質の向上 研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等の推進に貢献する観点から、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。また、PDCA サイクルを確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るための評価システムを充実すること。 【指標】 ・ 毎年度、外部評価を実施し、全ての研究において、研究終了時に高い評価（５段階評価で４以上）を得る。（実績：平成 28 年度 100%、平成 29 年度 100%、平成 30 年度 100%、令和元年度 100%）	（２）評価システムの充実による研究の質の向上 ① 「研究基本計画」に基づき、重点課題研究及び障害種別特定研究については、研究課題ごとに、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部の専門家からなる研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。重点課題研究及び障害種別特定研究の終了時の外部評価において、高い評価（５段階評価で４以上）を得る。 また、先端的・先導的研究の研究課題については、外部の専門家とともに開始前に実施の必要性等の評価を実施するとともに、進捗状況等を内部で確認する。その成果については外部の専門家に報告して成果の意義や普及等について助言を得る。 さらに、外部資金研究等については、その成果を研究所運	（２）評価システムの充実による研究の質の向上 ① 「研究基本計画」に基づき、重点課題研究及び障害種別特定研究については、研究課題ごとに、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、内部評価及び外部の専門家からなる研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。 また、令和 6 年度に終了した先端的・先導的研究については、その研究成果について、成果の意義や活用可能性について評価する。 外部資金研究等については、その成果の普及について所内で審議したり、研究所運営委員会に報告したりして成果の意義、及び活用や普及に関する助言を得るなどし、これに基づいて、多様なメ

		営委員会に報告して成果の意義、および活用や普及に関する助言を得るなどし、これに基づいて、多様なメディアを活用し様々な機会を捉えて発信することで、研究活動の推進を図る。 ② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、研究成果の活用可能性を含めた評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の研究活動の質的向上につなげるなど、PDCA サイクルを重視して評価システムを運用する。	ディアを活用し様々な機会を捉えて発信することで、研究活動の推進を図る。 ② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを運用し、研究成果の活用可能性を含めた評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムについて、外部専門家の意見を踏まえるなどして、必要な評価システムの改善を行う。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の研究活動の質的向上につなげるなど、PDCA サイクルを重視して評価システムを運用する。
I－2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	【重要度：高】 ポストコロナ社会において、ICT を活用した適切な支援をはじめ、教育現場のニーズに対応できる各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は喫緊の課題である。また、新しい時代の特別支援教育を担う教員の専門性向上に向けては、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員のみならず、全ての職員の資質を向上させることが求められており、各都道府県等が進める教員の資質向上への支援は喫緊の課題であることから、重要度は高い。 (1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等	(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 ① 研修の背景・必要性や研究所が実施する研修の基本方針	(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 ① 「研修指針」に基づき、次の研修を実施する。

	における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修を実施すること。 研修の実施に当たっては、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにした「研修指針」を基本とするが、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。企画段階においては、新型コロナウイルス感染症での課題や教育現場における現状を踏まえつつ、これまでの研修の実施状況やアンケート結果から導き出された課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、国や地方自治体、教職員支援機構、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等の関係機関と協議・連携の上、研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、ICT環境の整備の推進等、社会情勢の変化等を研修内容に反映させること。研修の形態については、研修目的に留意しつつ、宿泊及びオンラインを適切に組み合わせ、講義のほか、研究所の研究の成果を踏まえた演習・研究協議、フィールドワーク等の形式を多く取り入れるなど工夫し、学術的な理論に裏打ちされた実践的かつ効果的な研修を実施すること。また、研修受講者が、研修で得られた成果を各地域に還元できるようにすること。 研修実施後は、その内容や実施方法による効果等を分析し、ポストコロナ社会における ICT の活用や一層のオンライン研修の充実を図るとともに、「集合・宿泊型研修等とオンライン研修とのベストミックス」の在り方についての検討を早急に進め、「フィールドを有する実践研究と架橋した研修」という研究所の強みを生かした研修体系を構築すること。また、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人	や概要、実施体制等を明らかにした「研修指針」を基本としつつ、次の研修を実施する。 なお、「研修指針」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。 イ 特別支援教育専門研修：各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約2か月間の宿泊若しくはオンライン研修、又は宿泊とオンラインを組み合わせで行う研修） ・ 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース（視覚障害教育専修プログラム）（聴覚障害教育専修プログラム）（肢体不自由教育専修プログラム）（病弱教育専修プログラム） ・ 知的障害教育コース（知的障害教育専修プログラム） ・ 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース（発達障害・情緒障害教育専修プログラム）（言語障害教育専修プログラム） ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会・セミナー：特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題（特別支援教育における ICT の活用や高等学校における通級による指導、発達障害等への対応等）に対応するため、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員等を対象に開催する短期間（2～3日間程度：宿泊又はオンライン）	イ 特別支援教育専門研修：各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約2か月間の宿泊若しくはオンライン研修、又は宿泊とオンラインを組み合わせで行う研修） （第一期）知的障害教育コース 募集定員：70名 実施期間：令和7年5月12日～令和7年7月11日 （第二期）視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース 募集定員：70名 実施期間：令和7年9月9日～令和7年11月14日 （第三期）発達障害・情緒障害・言語障害教育コース 募集定員：70名 実施期間：令和8年1月7日～令和8年3月13日 募集定員計：210名 ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会：各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る研修（各1日～2日間程度の宿泊又はオンライン研修）
--	---	--	---

	は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討すること。 さらに、研修を通じて、国の特別支援教育政策や久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との共同研究で得られた成果等の最新の知見等を普及するとともに、国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、外部有識者の意見を取り入れながら PDCA サイクルを十分に機能させる取組を行うこと。 【指標】 ・ 研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようにする。（実績：平成 28 年度 100%、平成 29 年度 83.3%、平成 30 年度 83.3%、令和元年度 83.3%） ・ 教育委員会等派遣元に対して調査を実施し、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について 80%以上の達成を図る（実績：平成 28 年度 100%、平成 29 年度 100%、平成 30 年度 94.4%、令和元年度 97.2%）。 ・ 研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について 80%以上の達成を図る（実績：平成 28 年度 96.4%、平成 29 年度 96.4%、平成 30 年度 93.3%、令和元年度 94.4%）。 ※ 第 5 期中期目標期間の指標は第 4 期中期目標期間の実績よりも低い、第 5 期中期目標期間においては、PDCA サイクルを回しながら、ポストコロナ社会における新たな研修体系を構築する必要があることを踏まえ、指標を 80%以上としている。	の研修・セミナー	・ 特別支援教育における ICT 活用に関わる指導者研究協議会 募集定員：120 名（①②各 60 名） 実施期間：①令和 7 年 7 月 17 日～令和 7 年 7 月 18 日 ②令和 7 年 7 月 24 日～令和 7 年 7 月 25 日 ・ 高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会 募集定員：70 名 実施期間：令和 7 年 8 月 28 日～令和 7 年 8 月 29 日 ・ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 募集定員：80 名 実施期間：令和 7 年 11 月 26 日 ハ 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会：全国特別支援学校長会と連携し、各都道府県等において指導的な立場にある寄宿舎指導員を対象として、寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関する実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実を図る協議会を実施する。全国の寄宿舎指導員の資質能力の向上に資することを目的として、寄宿舎指導の基本的な考え方に関する基調講演及び具体的な実践発表については、オンラインでの配信を行う。会場参加者については、障害種別の部会協議等を通して、参加者間の交流や情報交換が促されるよう配慮を行う。 募集定員：50 名 実施期間：令和 7 年 8 月 20 日
--	---	-----------------	---

		② 研修の計画及び実施に当たっては、文部科学省や久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校等及び近隣の関係機関、教職員支援機構、大学などの関係機関と連携し、研究所の研修に求められるニーズや、ICT 環境の整備など学校教育を巡る状況の変化、社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。	ニ 上記のほか、教育委員会及び教育センター等の指導主事等を対象として、発達障害教育に関する専門的知識を深め、研究協議等を通して、各地域における発達障害教育の実践的な指導力の向上を図る発達障害教育実践セミナー（オンライン研修）を実施する。 募集定員：70 名 実施期間：令和 7 年 12 月 4 日 ② 研修の計画及び実施に当たっては、文部科学省、広島大学、久里浜特別支援学校、教職員支援機構をはじめとする関係機関から、意見を聴取し、研修に求められるニーズや、I C T 環境の整備など、学校教育を巡る状況の変化や社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。 また、研修の実施に当たっては、来所の際の感染防止対策を適切に講じる。また、研究所の施設・立地を生かした研修（ラボ型研修）の充実を図る。 研修実施後は、その内容や実施方法による効果等を分析し、ポストコロナ社会における I C T の活用や一層のオンライン研修の充実と併せて、集合・宿泊型研修等とオンライン研修それぞれの良さを生かした効果的な研修となるよう見直しを
--	--	---	---

		③ 研修のより効率的・効果的な実施に資するため、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構との連携について検討する。 ④ 研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようにする。また、任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後に受講者の指導的役割の実現状況についてのアンケート調査（各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況）を実施し、80%以上の達成を確保する。 また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。 これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善するとともに、あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、PDCAサイクルを重視した研修の運営を行う。 なお、その際は外部有識者等の意見を取り入れながら改善に努める。	継続する。 ③ 研修のより効率的・効果的な実施に資するため、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構と引き続き連携し、また、教職員支援機構との共催による「共生社会を実現する教育研究セミナー」の内容改善を図り、実施する。 ④ 研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようにする。また、任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後に受講者の指導的役割の実現状況（各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況）についてのアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。 また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。 これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等の改善について検討する。 併せて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを外部有識者の参画を得ながら行うなど、PDCAサイクルを重視した研修の運営を行う。
--	--	--	--

	(2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信すること。また、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施するとともに、大学等が開設する講習への協力、受講者が受講しやすくなる環境・方策及び科目・単位の拡充の可能性について検討すること。さらに、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施すること。 これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ること。 【指標】 - 講義配信の自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに、80%以上の都道府県で行われるようにする。 (実績：令和2年度 19.1% (9県)) (令和2年12月現在) - 講義配信の受講登録数を、中期目標期間終了までに、8,000人以上とする(実績：平成28年度 1,877人、平成29年度 2,722人、平成30年度 3,876人、令和元年度 5,916人)。 - 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、4,000人以上とする(実績：平成28年度 551人、平成29年度 1,470人、平成30年度 1,574人、令和元年度 1,323人)。	(2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 ① 各都道府県等における障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員をはじめ、幅広い教員の資質向上の取組を支援するため、「研修指針」を基本としつつ、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。 イ インターネットによる講義配信(以下、「NISE 学びラボ」という。)で配信する講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を図るとともに、最新の情報を提供できるよう、計画的に更新する。また、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施する。これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図る。 ロ NISE 学びラボの活用例や研修モデルを提案し、教育委員会や学校が実施する研修におけるNISE学びラボの活用を推進するとともに、教育委員会、特別支援教育センター、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報し、利用を促進する。また、NISE 学びラボの自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに80%以上の都道府県で行われるようにするとともに、NISE 学びラボの受講登録数を、	(2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 ① 「研修指針」に基づき、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。 イ インターネットによる講義配信(以下「NISE 学びラボ」という。)で配信する講義コンテンツについて、個別最適な学びが可能となるよう、20コンテンツ以上更新するとともに、40コンテンツ以上に対し、新たに自己評価ツール(理解度チェックテスト)を加える。また、令和5年度に作成した「研修の手引き」を基に、SNS等を通じて定期的な広報を実施し、「NISE 学びラボ」の活用等について周知を図る。 併せて教職員支援機構が運営する「教員研修プラットフォーム」を通じた「NISE 学びラボ」の運用状況を見直し、合計10コンテンツの運用を開始する。 ロ 「NISE 学びラボ」の活用例や研修モデルを提案し、教育委員会や学校が実施する研修における「NISE 学びラボ」の活用を推進するとともに、教育委員会、特別支援教育センター、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報し、利用を促進する。また、「NISE 学びラボ」の自治体の団体受講登録について、90%以上
--	--	--	--

		中期目標期間終了までに、8,000人以上を確保する。 ② 特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を実施する。また、特別支援教育専門研修において、免許法認定講習及び免許状更新講習を実施する。 免許法認定通信教育の実施に当たっては、各都道府県教育委員会が免許法認定講習の開設がしにくく、且つ、免許取得率が低い領域である視覚障害教育及び聴覚障害教育について開設する。 また、受講者の利便性を考慮した運営の工夫や科目・単位の拡充の可能性の検討を行うとともに、免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、4,000人以上を確保する。	の都道府県で行われることを目指すとともに、「NISE 学びラボ」の全体の受講登録数を、23,000人以上確保する。 ② 大学等と連携を図り、教員養成段階の学生等を対象としたコンテンツを配信するとともに、その活用について教員養成大学や各都道府県教育委員会等への周知を図る。 ③ 特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を、前期後期各2科目ずつ実施する。また、特別支援教育教諭免許状の取得のための科目を通信制課程を持つ大学と共同して広報活動を行う。なお、これらの実施に当たっては、受講者の利便性を考慮した運営の工夫を検討する。 (令和7年度前期開設科目) ・視覚障害児の教育課程及び指導法に関する科目(1単位) ・聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する科目(1単位) (令和7年度後期開設科目) ・視覚障害児の心理、生理及び病理に関する科目(1単位) ・聴覚障害児の心理、生理及び病理に関する科目(1単位) ④ 特別支援教育専門研修において、免許法認定講習を実施する。
--	--	---	---

			⑤ 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による 単位取得者数を令和7年度中に、延べ1,000人以上を確保する。
1—3 総合的な情報収集・発信 や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進	【重要度：高】 特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要である。また、インクルーシブ教育システムの構築は、権利条約の理念が目指す共生社会の形成に向けて不可欠であり、特別支援教育推進のための基盤となることから、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進する必要があることから、重要度は高い。 (1) 特別支援教育に関する情報発信 ① 戦略的な広報の推進 我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容（研究内容やその成果）等について、学校、民間企業、各種団体等、多方面に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう取り組むこと。 また、情報収集・発信方策や広報の在り方を明示した広報戦略を基本としつつ、特別支援教育に関する政策・施策や研究活動及び教育現場の課題等に関する情報を総合的に収集すること。研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の普及やインターネットをはじめ広報効果の高い ICT ツールを活用した情	(1) 特別支援教育に関する情報発信 ① 戦略的な広報の推進 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の関係者の理解・支援の充実に貢献する。このため、関係機関との連携を推進し、研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方と取組を強化する等を目的に作成する「広報戦略」を基本としつつ、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集及び情報提供を行う。 なお、「広報戦略」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。 イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術	(1) 特別支援教育に関する情報発信 ① 戦略的な広報の推進 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の関係者の理解・支援の充実に貢献するため、関係機関との連携を推進し、研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方と取組を強化する等を目的に作成する「広報戦略」を基本としつつ、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集及び情報提供を行う。 なお、「広報戦略」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。 イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関

	報提供の量的充実を図るとともに、国と連携しながら、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行い、現場での活用を促進すること。 【指標】 ・ 研究所のホームページについて、情報提供のコンテンツを充実し、広く学校、民間企業、各種団体等に周知するとともに、有用度に関する関係団体への聞き取りをもとに定期的に改善を行い、毎年度、年間 75 万以上の訪問者数を確保する。	的な研究から教育実践に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。 ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。 ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員や教育委員会、保護者、関係団体等に対して、インターネットをはじめ広報効果の高いツールなど様々な手段を活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実するとともに、現場での活用を促進する。 ニ 研究所のホームページについて、情報コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにアクセシビリティやユニバーサルデザインへの配慮に留意する。 ホ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表	連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、関係団体や関係機関等とおして、幅広い情報を計画的に収集する。 ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。特別支援教育教材ポータルサイトを充実し、ICT 支援機器等の活用に関する実践についても提供する。 ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員や教育委員会、保護者、関係団体等に対して、インターネットをはじめ広報効果の高いツール（ホームページ、SNS（LINE、X（旧 twitter 令和 6 年 9 月から運用開始）などに加えて、更なる情報発信としてInstagram開設の検討を行う）及び Canva 等のテンプレートの活用）など、様々な手段を活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実するとともに、現場での活用を促進する。 ニ 研究所のホームページの情報コンテンツを計画的・体系的に整備・再構築することにより、より広く様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにする。また、アクセシビリティやユニバーサルデザインにより一層留意する。 ホ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集や NISE 研究レポート、ガイドブック、リーフレット等わかりや
--	---	--	--

		を行う。 へ 研究所における研究成果を中心とする特別支援教育に関する論文等を広く公開し、特別支援教育の発展に寄与することを目的として毎年度 1 回研究紀要を刊行する。 研究所における研究活動等の諸活動に関する情報や特別支援教育に関する情報を提供することを目的に特総研ジャーナル、英語版の NISE Bulletin を毎年度それぞれ 1 回刊行し、ホームページに掲載する。 また、メールマガジンなどを活用して、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介する。 ト 研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等）に関して関係団体への聞き取りを定期的に行い、これに基づき、ホームページの利便性の向上を図る。ホームページの利用状況等を把握して、毎年度、年間 75 万以上の訪問者数を確保する。 チ 国内外の大学図書館等と連携し、研究所の研究成果や研究所が保有する学術文献に関する情報を特別支援教育の研究者（大学教員、大学院生等）に積極的に提供して、特別支援教育に関する研究の振興と質の向上に貢献する。	すい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。 また、オンラインセミナー等の開催、研究所セミナーや専門研修等の機会の活用など、研究成果の普及や活用の促進を図る。 へ 研究所における研究成果を中心とする特別支援教育に関する論文等を広く公開し、特別支援教育の発展に寄与することを目的として年 1 回研究紀要を刊行する。 研究所における研究活動及び事業等の諸活動に関する取組実績や特別支援教育に関する情報は、特総研ジャーナル、英語版の NISE Bulletin に掲載しホームページで公開する。令和 6 年度の活動実績を記載したものを令和 7 年度に刊行及びホームページ公開が行えるよう、その作成を進める。 また、メールマガジンなどを活用して、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介する。 ト 令和 6 年度に実施した研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等）調査を踏まえ、ホームページのリニューアルを行う。ホームページの利用状況等を把握して、年 100 万以上の訪問者数を確保する。 チ 国内外の大学図書館等と連携し、研究所の研究成果や研究所が保有する学術文献に関する情報を特別支援教育の研究者（大学教員、大学院生等）に積極的に提供して、特別支援教育に関する研究
--	--	---	--

② 教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活

	動の推進 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、研究所セミナー等の開催を通じて、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実すること。特に特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対し特別支援教育の理解啓発・理解促進を行うこと。 また、発達障害教育に関し、インターネットを通じた情報提供の充実を図り、幼稚園、小・中・高等学校等の教員や保護者への理解促進を図るとともに、教育と福祉等の関係機関との連携に関する取組を推進すること。 さらに、特別支援教育における支援機器等教材に関する情報を収集し、特別支援教育教材ポータルサイトの充実等により、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の全ての学校において、ICT 機器等の教材を広く普及させるための取組を実施すること。 【指標】 発達障害教育推進センターの Web サイトについて、年間 10 万件以上の訪問者数を確保する。(実績値：平成 28 年度 11 万件、平成 29 年度 9 万 8 千件、平成 30 年度 8 万件、令和元年度 7 万 6 千件)	② 教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進 (教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動) 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を実施するため、以下の取組を実施する。 イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るための研究所セミナーを毎年度計画的に開催し、有益な情報が得られたとの回答について 85%以上を確保する。また、研究所及び特別支援教育の理解啓発を推進するため、久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校等とも連携し、国民に対し研究所の施設の公開や活動成果の展示等の取組を行う。 ロ 地域における特別支援教育の理解啓発を図るため、教育委員会、特別支援教育センター(教育センターに特別支援教育を担当する部署がある場合当該部署を含む。以下、「特別支援教育センター等」という。)、関係団体等及び大学と連携を図りながら、講演や研究協議、ICT 機器などの教材展示等を行うセミナーを毎年度開催する。(集合型だけでなくオンラインによる開催を含む) このセミナーは、全国を地区ブロックに分け、中期計画期間中に戦略的・計画的に開催する。	の振興と質の向上に貢献する。 ② 教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進 (教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動) 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動充実するため、以下の取組を実施する。 イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るための研究所セミナーを開催し、有益な情報が得られたとの回答について 85%以上を確保する。また、研究所及び特別支援教育の理解啓発を推進するため、久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校等と連携し、国民に対し研究所の活動を紹介する取組を行う。 ロ 地域における特別支援教育の理解啓発を図るため、教育委員会、特別支援教育センター(教育センターに特別支援教育を担当する部署がある場合当該部署を含む。以下、「特別支援教育センター等」という。)、関係団体等及び大学と連携を図りながら、講演や研究協議、発達障害教育、インクルーシブ教育システム構築、ICT 活用などのセミナーをオンラインにより年 3 回開催する。 令和 6 年度以降、より一層多くの学校現場に、特別支援教育に関する優れた実践や研究等が周知されるように、講義や講演についてはライブ配信
--	---	--	--

		ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校等で特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対する特別支援教育の理解啓発・普及を目的としたリーフレットを作成し情報発信の充実を図る。 また、その中で、障害のない子どもやその保護者への障害に関する理解啓発に関する内容を扱う。 (発達障害教育に関する理解啓発活動) 発達障害の子どもの指導及び支援体制の充実を図るため、発達障害のある子どもの教育について、インターネットを通じて、教員や保護者の一層の理解促進を図るとともに、教育委員会等と連携した指導者養成や専門性向上の取組、福祉等の関係機関との連携による理解啓発の取組を行う。 イ 幼稚園等、小・中学校、高等学校等の教員、保護者等に対して、発達障害のある子供の教育に関する基本的な知識、具体的な指導・支援の方法等、有用なコンテンツの整備を進める。ま	を行う。 ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校等で特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に加えて、特別支援教育支援員に対する特別支援教育に関する理解啓発・情報普及を目的として、研究所が有する知見や教育実践に役立つ基本的な情報等を活用した特別支援教育リーフを令和7年度に8種類程度作成し情報発信の充実を図る。 (発達障害教育に関する理解啓発活動) 発達障害教育推進センターのウェブサイトを通じて、幼稚園等、小・中学校、高等学校等の教員、保護者等に対して、特に通常の学級に焦点を当て、発達障害教育に関する教育現場で有効な情報提供の充実を図るとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の発達障害者支援の充実、連携促進に関する情報を提供する。「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」の報告を反映した改善を行い、ニーズに応える情報発信を行う。なお、発達障害教育推進センターのウェブサイトのシステム移行の進捗状況と連動して、ウェブサイトのリニューアルを行う。また、教育委員会や福祉機関等の関係機関と連携した取組を実施し、地域における支援体制の充実を図る。 イ 発達障害教育推進センターのサイトにおいて、発達障害のある子供の教育の推進・充実に向け教育現場での活用、特に通常の学級における指導・
--	--	---	---

		た、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと連携し、全てのライフステージにおいて切れ目のない支援が行われるよう情報提供の充実を図る。これらを通して、発達障害教育推進センターの Web サイトについて、毎年度、年間 10 万件以上の訪問者数を確保する。 ロ 教育委員会や特別支援教育センター等と連携した指導者養成や専門性向上の取組を通じて、発達障害のある子どもの教育の充実を図る。また、福祉等の関係機関との連携を通して、地域における支援体制構築の促進を図る。さらに、文部科学省や厚生労働省、保護者団体等の関係機関と連携した事業を実施する。 (支援機器等教材に関する理解啓発活動) 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、研究所の i ライブラリー(教育支援機器等展示室)や発達障害教育推進センター展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、ホームページ上で活用できるように情報提供する。	支援に焦点を当て情報提供の充実を図る。年間 30 万件以上の訪問者数を確保する。また、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと共同運営するポータルサイトにおいて、教育、医療、保健、福祉、労働等の発達障害者支援の充実、連携促進に関する国のサイトとして内容の見直し、分かりやすい情報提供の工夫の検討と修正を行う。 ロ 教育委員会や教育センター、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター、福祉等の関係機関とも連携し、発達障害教育に係る教員の資質向上に関する取組を進め、発達障害教育実践セミナー等で全国に普及を図る。さらに、文部科学省や厚生労働省、保護者団体等の関係機関と連携し、世界自閉症啓発デーに係るイベントを実施する。 (支援機器等教材に関する理解啓発活動) 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、研究所の i ライブラリー(教育支援機器等展示室等)、ICT 活用実践演習室や発達障害教育推進センター展示室を計画的に整備するとともに、特別支援教育教材ポータルサイト内の情報をさらに増やし、支援機器等に関する情報の提供の充実を図る。 また、発達障害に関する支援ツール等については、通常の学級における指導・支援に焦点を当て情報提
--	--	---	--

	(2) インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、公表すること。 また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ること。 【指標】 ・ 中期目標期間終了までに、7か国以上の諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、情報発信するとともに、海外の研究機関とのシンポジウムやセミナー等を開催する。 (実績値：平成 28 年度 8 か国、平成 29 年度 8 か国、平成 30 年度 6 か国、令和元年度 6 か国、令和 2 年度 7 か国) (3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信 ① インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援 我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道	(2) インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 イ 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握する。 特に、我が国のインクルーシブ教育システムの推進において参考となるよう中期目標期間終了までに、7か国以上の諸外国の動向や取組について、収集・整理し、研究所のホームページ等での公表を行う。 ロ 海外の特別支援教育の研究機関からの研究員の受入れや研究職員の派遣及び共同協議会等を行い、研究交流の促進を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を定期的に開催し、広く教育関係者等への情報の普及を図る。 また、海外からの視察・見学を積極的に受け入れ、情報の提供を行う。 (3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信 ① インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援	供の充実を図る。発達障害教育推進センターのウェブサイトと展示室のつながりを持たせるとともに、ウェブサイト及び展示室のリニューアルを行う。 (2) インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 イ 諸外国（アメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、ドイツ、フィンランド、韓国を予定）のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向や取組を計画的に収集し、国内との比較・検討など参考になる情報をホームページ等で広く公表する。 ロ 韓国国立特殊教育院と特別支援教育協議会を開催する等、研究交流の促進を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を開催し、広く教育関係者等への情報の普及を図る。 また、JICA 研修プログラム等への協力を含め、海外からの視察・見学を積極的に受け入れ、我が国の教育制度等についての情報を提供する。 (3) 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信 ① インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援
--	---	---	--

	府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を進め、研究所がその成果を他の地域にも還元すること。成果については、広く一般にも活用されるよう方法を工夫し、国及び各都道府県・市町村等に幅広く提供すること。 また、インクルーシブ教育システムの構築（障害者差別解消法への対応を含む。）に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。 さらに、全国特別支援教育センター協議会が全国におけるインクルーシブ教育システム構築において重要な役割を果たすよう、その取組を支援すること。得られた知見については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。 【指標】 ・ 都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を、中期目標期間中に 30 件以上実施する。 ・ 地域のインクルーシブ教育システム構築のために、各都道府県・市町村からの相談支援の充実を図るとともに、研究所の支援が有意義であったかどうかを毎年度調査し、有意義であったとの回答を 80%以上確保する。 ※ 第 4 期中期目標期間では、都道府県・市町村から派遣された職員が研究所職員と研究をする取組を行い、参加した自治体の 100%で有意義との回答を得ているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインでの支援が中心となることを想定して 80%としている。 ② インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実	イ インクルーシブ教育システムの構築に関する都道府県や市町村の課題の解決を図るための取組について、派遣された職員と研究所職員が連携・協働して事業を推進する。本事業を中期目標期間中に 30 件以上実施するとともに、研究所の支援が有意義であったかどうかを毎年度調査し、有意義であったとの回答を 80%以上確保する。 上記の取組の成果については、地域における報告会や協議会の開催等を通じて広く一般にも普及を図るとともに、成果をまとめたリーフレットの作成等を通して、他の都道府県・市町村等にも普及を図る。 ロ 都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの推進に係る相談に対応するとともに、研修会等への講師派遣や専門的な知見の提供等、取組の支援を行う。また、全国特別支援教育センター協議会の会員による共同研究等、地域が協働して行う取組を支援する。これらの相談内容や取組については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に提供する。	イ 各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための事業（以下「地域支援事業」という。）を事業に参画した都道府県及び市町村教育委員会と協働して推進する。地域支援事業は、5 件以上実施するとともに、これまでに地域支援事業に参画した自治体に対して、事業終了後におけるインクルーシブ教育システム構築の取組等について調査を実施し、好事例についてとりまとめて公開する。参画自治体に対しては、事業における研究所の支援が有意義であったとの回答を 80%以上で得ることを目標とする。 地域支援事業の取組や成果については、研究所のホームページへの掲載や参画地域における報告会等を通して、広く普及を図るとともに、事業報告会を公開する等により、他の都道府県・市町村等にも情報を提供する。 ロ 各都道府県等からのインクルーシブ教育システムの構築に係る相談に対応する。また、インクルーシブ教育システムの構築に係る研修会等に研究職員を講師として派遣する。その際、第 4 期中期目標期間中に実施した地域実践研究や地域支援事業の取組と成果をはじめとする知見の提供等、取組を支援する。また、全国特別支援教育センター協議会の会員による共同研究等、地域が協働して行う取組について支援する。これらの相談内容や取組については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に
--	---	--	--

	インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資するため、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実を図るとともに、特別支援教育センター等の関係機関と連携しながら、各学校への周知を行い、活用を促すこと。また、閲覧者の利便性をより向上させたデータベースとすること。 【指標】 インクルーシブ教育システム構築支援データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年2万5千件を確保する。 (実績値：平成28年度 2万件、平成29年度 1万8千件、平成30年度 2万4千件、令和元年度 3万2千件) ※ 第5期中期目標期間の指標は令和元年度の実績よりも低い が、第5期中期目標においては新たな事例の掲載に努めるのではなく、第4期中期目標期間において掲載した事例の閲覧性の向上に取り組むこととしており、それを踏まえた数値としている。 ③ 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ること。また、要請に応じ講師派遣を行うなど、各都道府県等における特別支援教育の施策推進を支援すること。 日本人学校に対して、関係機関と連携を図りながら、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支援等を	② インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実 イ インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、特別支援教育センター等の関係機関と連携して幼稚園等、小・中学校、高等学校等での周知と活用を促すとともに、より閲覧者の利便性を向上させたデータベースとする。また、データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年度、年間2万5千件を確保する。 ③ 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 イ 校長会や教育委員会、特別支援教育センター等との関係強化を図り、関係団体が主催する各種会議等を活用して、効率	提供する。 ② インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実 イ インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、オンライン説明会の開催により、幼稚園・認定こども園・保育所、小学校・中学校・高等学校等への情報発信・周知を図り、活用を促すとともに、閲覧者の利便性向上を考えたデータベースとする。また、特別支援教育センター等と連携し、インクルD B掲載事例等を活用した研修を通して、教職員をはじめとした関係者の閲覧・活用を促し、事例のダウンロード件数について、年間11万件を確保する。 ③ 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 イ 校長会や教育委員会、特別支援教育センター等との関係強化を図り、関係団体の年間計画を把握
--	---	--	--

	必要に応じて行うこと。 【指標】 毎年度、日本人学校に赴任する派遣教員には研修会を通して、海外駐在予定の保護者等には相談会を通して情報提供を行うとともに、日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年 15 回程度）に実施する。	的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。 ロ 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会及び大学の公開講座等への講師の派遣（会場に訪問せずインターネットを介して行うもの等を含む）を通して、教員の専門性の向上に貢献するとともに、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。 ハ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年 15 回程度）に実施し、関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校を通して教員や保護者からの相談に対応し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校への遠隔指導に関する取組を行うとともに、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会や保護者等への相談会において、情報提供を行う。	し、戦略的に情報発信を行う。また、研究職員が自治体等で研修を行う際に研究所の事業や研究成果についての情報提供を行う。 ロ 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会及び大学の公開講座等への講師の派遣（会場に訪問せずインターネットを介して行うもの等を含む）を通して教員の専門性の向上に貢献するとともに、研修会や公開講座等の内容に即した研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。 ハ 日本人学校の教員研修の事後アンケート等により日本人学校のニーズを把握し、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年 15 回程度）に実施するとともに、関係者への情報発信を行う。日本人学校の教員と日本人学校支援の一環として教員及び学校から紹介のあった保護者からの相談に対応し支援する。また、日本人学校からの遠隔支援の依頼に対応するとともに、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会等で情報提供を行う。研究所が実施している日本人学校への支援等については、校長会等の関係団体にも広く周知していく。
Ⅱ－１ 業務運営の効率化に関する事項	１．業務改善及び業務の電子化の取組 業務運営に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）を踏まえ、現在の業務プ	１．業務改善及び業務の電子化の取組 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算	１．業務改善及び業務の電子化の取組 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、効率的な運営体制の確保、個々の業務

	ロセスを調査・分解し、問題点を明らかにした上で、業務プロセスそのものの再構築を図ること。 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、複数年契約等による調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ること。 中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費１％以上、業務経費１％以上の業務の効率化を図ること 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること。 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。 また、業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内や申し込みのオンライン利用の推進など、電子化できる業務の洗い出し及び取組の検討を行い、業務の効率化につなげること。なお、デジタル技術の利活用に当たっては、デジタル化自体を目的とするのではなく、デジタル化によって組織を変革し、新たな価値を創造するデジタルトランスフォーメーション（DX）を意識することとする。 2. 予算執行の効率化 業務達成基準による収益化の原則に基づいた、管理体制のも	管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行ったうえで、適切に見直しを行う。 退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度において、対前年度比で管理経費１％以上、業務経費１％以上の業務の効率化を図る。 また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、毎年度研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施する。 さらに、調達等に当たっては、複数年契約を推進し、業務運営の合理化・効率化を図る。 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 加えて、業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内・申し込みのオンライン利用の推進などを進める。 2. 予算執行の効率化 業務達成基準による収益化の原則に基づき、中期目標の業務	の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。 退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で管理経費１％以上、業務経費１％以上の業務の効率化を図る。 また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施する。 さらに、調達等に当たっては、複数年契約を推進し、業務運営の合理化・効率化を図る。 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 加えて、電子決裁システム導入の検討も踏まえ、電子化の推進を図る。また、研修事業においては、引き続き、研修実施要項や推薦書等をウェブサイトから提供するとともに、政府の ISMAP 制度の認証を受けているクラウドサービスの活用によるオンライン研修の資料提供やレポート等の提出、成果発表資料等の共同作成など、業務の効率化の取組を推進する。 2. 予算執行の効率化 業務達成基準による収益化の原則に基づき、中期
--	--	---	--

	と、予算執行の効率化を進めること。 3. 間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の 4 法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。 4. 給与水準の適正化 研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表すること。	に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」の業務ごとに予算と支出実績を管理し、予算執行の効率化を進める。 3. 間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の 4 法人において、効果的・効率的な業務運営のため間接業務等の共同実施の取組を一層推進する。 4. 給与水準の適正化 給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。	目標の業務に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」の業務ごとに予算と支出実績を管理し、予算執行の効率化を進める。 3. 間接業務等の共同実施 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の 4 法人において、効果的・効率的な業務運営のため間接業務等の共同実施の取組を、費用対効果等を検証しつつ推進する。 4. 給与水準の適正化 給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。
Ⅱ－2 財務内容の改善に関する事項	1. 自己収入の確保 国の政策動向に即応した機動的な研究の推進を図るとともに、研究の多様性を確保するため、組織として、積極的に競争的資金等の外部資金導入を図ること。また、受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保を図ること。	1. 自己収入の確保 科学研究費をはじめ競争的資金等の外部資金の獲得を積極的に支援するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保に努める。 なお、中期目標期間を通じて、定期的に施設使用料等を検証す	1. 自己収入の確保 科学研究費をはじめ競争的資金等の外部資金の獲得を積極的に支援するとともに、近年の物価高騰を踏まえ、引き続き、研修員宿泊棟宿泊料の施設使用料を検証し、自己収入の確保を図るための必要な措置を講じる。

	宿泊研修施設や体育館及びグラウンドについては、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。 2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進 体育館については、研修事業での活用を図るとともに、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。 グラウンドについては、体育館と同様に、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。 3. 保有財産の見直し 保有財産については、利用実績等を的確に把握し、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。 特に、研修施設については、他法人や関係機関等の施設も利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、見直しを行うこと。	るなど、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。 2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進 体育館について、研修事業での活用を図るとともに、広報活動を充実し体育館及びグラウンドの障害者スポーツでの利用を含めた幅広い外部利用を促進する。 3. 保有財産の見直し 保有財産については、利用実績等を的確に把握し、その必要性等について不断の見直しを行う。 また、研修施設については、他法人や関係機関等の施設も利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。 IV 予算、収支計画及び資金計画 1. 中期計画予算 別紙1のとおり（※事業等のまとまりごとに作成予定） 2. 令和3年度～7年度収支計画 別紙2のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成予定） 3. 令和3年度～7年度資金計画 別紙3のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成予定）	

			人件費 741,930 千円 一般管理費 58,781 千円 業務経費 279,236 千円 研究活動 63,209 千円 研修事業 76,629 千円 情報普及活動 139,398 千円 施設整備費 45,980 千円
			2. 令和7年度収支計画
			費用の部 1,245,926 千円
			人件費 741,930 千円
			一般管理費 58,781 千円
			業務経費 325,215 千円
			減価償却 120,000 千円
			収益の部 1,245,926 千円
			運営費交付金収益 987,825 千円
			施設費収益 45,980 千円
			自己収入 5,121 千円
			資産見返運営費交付金戻入 120,000 千円
			賞与引当金見返に係る収益 50,000 千円
			退職給付引当金見返に係る収益 37,000 千円
			3. 令和7年度資金計画
			資金支出 1,125,927 千円
			業務活動による支出 1,079,947 千円
			投資活動による支出 45,980 千円
			資金収入 1,125,927 千円
			業務活動による収入 1,079,947 千円
			投資活動による収入 45,980 千円
		V 短期借入金の限度額	V 短期借入金の限度額

		限度額 3 億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。 Ⅵ 剰余金の使途 研究、研修及び情報収集・発信事業等の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備等の充実のための経費に充当する。 Ⅶ 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運営業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	限度額 3 億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。 Ⅵ 剰余金の使途 研究、研修及び情報収集・発信事業等の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備等の充実のための経費に充当する。
Ⅱ－3 その他業務運営に関する重要事項	1. 内部統制の充実 研究所の内部統制については、基本方針を踏まえ、理事長のリーダーシップに基づく戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムを充実・強化すること。 また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、 ① 研究所のミッションや理事長の指示を確実に組織内の各階層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる仕組みの運用 ② 研究所のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用	1. 内部統制の充実 内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムの充実・強化を図る。 また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、 ① 研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの運用 ② 研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議等で情報の収集・共有を行い理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用 ③ 内部統制を有効に機能させるため、定期的な内部監査の	1. 内部統制の充実 内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムの充実・強化を図る。 また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、 ① 研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの運用 ② 研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議等で情報の収集・共有を行い理

	③ 内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリング を、理事長のリーダーシップの下、日常的に進めていくこと。 2. 研究データの管理・活用 研究所が保有する様々な学術情報や研究データの管理・保存や、他の研究機関等との間でデータの共有・活用を図るため、組織的な体制・環境の整備を行うこと。 3. 情報セキュリティ対策の推進 政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施すること。 また、職員に対する教育訓練を毎年度行うとともに、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。 4. 大学・関係機関等との連携 (1) 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力 学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究等	実施及び監査結果の業務への反映 を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。 2. 研究データの管理・活用 研究所が保有する様々な学術情報や研究データの管理・保存や他の研究機関等との間でデータの共有・活用の促進を図るため、組織的な管理体制の構築や、研究データの管理・活用のための基盤を整備する。 3. 情報セキュリティ対策の推進 政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施する。 また、職員に対する教育訓練を毎年度行うとともに、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。 4. 大学・関係機関等との連携 (1) 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力 自閉症や知的障害に係る教師の専門性や人材育成が求められ	事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用 ③ 内部統制を有効に機能させるため、定期的な内部監査の実施及び監査結果の業務への反映を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。 2. 研究データの管理・活用 「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究データの取扱いに関する基本方針（データポリシー）」に基づき、研究データの管理・活用を推進する。また、研究データを適切に管理する基盤システム（研究データ管理基盤）及び研究成果リポジトリの充実を図る。 3. 情報セキュリティ対策の推進 政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報技術の進歩、新たな脅威の発生等に応じて適時点検し、必要に応じて対策の追加や修正等の見直しを行うことにより情報セキュリティ水準を適切に維持する。 また、情報セキュリティに関する教育・訓練・研修を年1回以上実施し、職員への周知徹底及び組織的対応能力の強化を図る。 4. 大学・関係機関等との連携 (1) 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力 自閉症や知的障害に係る教師の専門性や人材育
--	---	--	---

	を推進するため、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等と連携し、障害のある子供の教育に関する実際の・総合的な教育研究の推進を図ること。また、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等での実践研究の充実に向け、積極的な協力を行うこと。 研修においても、久里浜特別支援学校での実地研修をカリキュラムに盛り込むなどして、研修受講者の専門性向上を図ること。 (2) 関係機関との連携強化 全国の特別支援教育センターとの連携を強化し、研究・研修の実施、成果の報告、情報収集・発信を一層推進していくこと。 また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化し、特別支援教育に関する学際的研究の可能性を広げること。 さらに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学や民間企業等と実施すること。特に、教育における ICT や先端技術の活用が進んでいることから、ICT の活用に関する情報収集や連携強化に努め、研究活動の水準向上に取り組むこと。 【指標】 ・ 第5期中期目標期間中に複数の関係機関と計画的に事業を推進するため、連携協定を締結し、少なくとも1以上の共同研究を実施する。 5. 施設・整備に関する計画 令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画（個別施設計	ていることから、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を推進し、全国の参考になる障害のある子どもの教育に関する実際の・総合的な教育研究を行い、その成果を発信する。 また、久里浜特別支援学校の災害時に備えた避難訓練へ協力を行うとともに、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等での実践研究の充実に向け積極的な協力を行う。 (2) 関係機関との連携強化 研究所をハブとして、インターネットを活用した全国の特別支援教育センター等同士のネットワークの構築を進め、研究活動や研修、情報収集・発信が活発に行われるよう推進するとともに、研究所が実施する研究成果の報告や研修事業の場として活用する。 また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化するとともに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学等と実施する。また、本中期計画期間中に複数の関係機関と連携協定に基づく事業を推進し、少なくとも1以上の共同研究を実施する。 5. 施設・整備に関する計画 令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画（個別施設計	成が求められていることから、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ、特別支援学校等との連携を推進し、全国の参考になる障害のある子供の教育に関する実際の・総合的な教育研究を行い、その成果を発信する。 また、久里浜特別支援学校と災害時に備えた避難訓練の実施や、久里浜特別支援学校等をはじめ特別支援学校での実践研究の充実に向け積極的な協力を行う。 (2) 関係機関との連携強化 研究所をハブとして、インターネットを活用した全国の特別支援教育センター等同士のネットワークの構築を進め、研究活動や研修、情報収集・発信が活発に行われるよう推進するとともに、研究所が実施する研究成果の報告や研修事業の場として活用する。 また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化するとともに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学等と実施する。また、広島大学及び国立高等専門学校機構と包括連携協定等に基づく連携についての協議を進め、共同した事業を行う。 さらに、その他の関係機関等との連携を推進するための検討を進める。 5. 施設・整備に関する計画 令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画
--	--	--	--

	画)」に基づき、業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進すること。 6. 人事に関する計画 新規採用や人事交流、多様な専門性を有する研究職員やデジタル技術を活用できる専門人材等の採用・活用等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保を図ること。また、研修等の実施により、職員の計画的な資質向上及び育成を図ること。 評価に関しては、研究者が行う、外部資金等による多様な研究活動の業績を人事評価に適切に反映させ、更なる研究力の向上につなげること。 以上について、人材確保・育成方針を策定すること。	画)」に基づき、研究活動、研修事業、情報普及活動等の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、メンテナンスサイクルを構築し、予防保全、コスト抑制の観点も踏まえ、計画的かつ効率的な修繕・改修の実施を図る。 本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙4のとおり。 6. 人事に関する計画 研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、中期計画を着実に実行するため、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的な育成かつ適正な配置を行う。また、研究力の向上に向けて、任期付研究員・客員研究員等として多様な専門性を有した研究者の確保や関連する外部機関との人材交流を推進するとともに体制を整備する。 さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、「基本方針」を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。 そのほか、職員のワークライフバランスの促進や適切な人事評価制度の運用等を進める。 また、以上のことについて、人材確保・育成方針を策定する。 7. 積立金の使途について	(個別施設計画)」に基づき、研究活動、研修事業、情報普及活動等の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進める。また、構築したメンテナンスサイクルにより、予防保全、コスト抑制の観点を踏まえた修繕・改修の実施を図る。 6. 人事に関する計画 人材確保・育成方針に基づき、研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、中期計画を着実に実行するため、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的な育成かつ適正な配置を行う。また、研究力の向上に向けて、任期付研究員・客員研究員等として多様な専門性を有した研究者の確保や関連する外部機関との人材交流を推進するとともに体制を整備する。 さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、「基本方針」を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。 加えて、業務遂行上求められる事項の周知・徹底を図る。 そのほか、職員のワークライフバランスの促進や適切な人事評価制度の運用等を行う。
--	---	--	--

		前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人特別支援教育総合研究所法（平成 11 年法律第 165 号）に定める業務の財源に充てる。	
	7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について ポストコロナ段階を見据え、研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進めること。 また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図ったうえで実施すること。	8. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について ポストコロナ段階を見据え研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進める。 また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図ったうえで実施する。	7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について ポストコロナ段階を見据え研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について継続した見直しを進め、今年度については、インターネット及び対面による事業を組み合わせた事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報の提供に取り組む。 また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図った上で実施する。